

昭和四十一年通商産業省令第五十三号

一般高圧ガス保安規則

高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、および同法を実施するため、一般高圧ガス保安規則を次のように制定する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 高圧ガスの製造又は貯蔵に係る許可等

第一節 高圧ガスの製造に係る許可等（第三条―第十七条）

第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等（第十八条―第三十条）

第三節 完成検査（第三十一条―第三十六条）

第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等（第三十七条―第四十一条）

第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出（第四十二条―第四十四条）

第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等（第四十五条―第四十七条）

第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等（第四十八条―第五十一条）

第七章 家庭用設備の設置に係る技術上の基準（第五十二条）

第八章 高圧ガスの消費に係る届出等（第五十三条―第六十条）

第九章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等（第六十一条―第六十二条）

第十章 自主保安のための措置（第六十三条―第七十八条）

第十一章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査（第七十九条―第八十二条）

第二節 定期自主検査（第八十三条―第八十三条の二）

第十二章 危険時の措置（第八十四条）

第十三章 完成検査及び保安検査に係る認定等（第八十五条―第九十四条の七）

第十三章の二 認定高度保安実施者等（第九十四条の七の二―第九十四条の七の十六）

第十三章の三 指定設備に係る認定等（第九十四条の八―第九十四条の十五）

第十四章 雑則（第九十五条―第一百三条）

附則

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）に基づいて、高圧ガス（冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）及び液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の適用を受ける高圧ガスを除く。以下同じ。）に関する保安（コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）に規定する特定製造事業所に係る高圧ガスの製造に関する保安を除く。）について規定する。

（用語の定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 可燃性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、アセチレン、アセトアルデヒド、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、エタン、エチルアミン、エチルベンゼン、エチレン、塩化エチル、塩化ビニル、クロルメチル、酸化エチレン、酸化プロピレン、シアン化水素、シクロプロパン、ジシラン、ジボラン、ジメチルアミン、水素、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ブタジエン、ブタン、ブチレン、プロパン、プロピレン、ブロムメチル、ベンゼン、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、メチルエーテル、硫化水素及びその他のガスであつて次のイ又はロに該当するもの（フルオロカーボンであつて経済産業大臣が定めるものを除く。）

イ 爆発限界（空気と混合した場合の爆発限界をいう。以下同じ。）の下限が十パーセント以下のもの

ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの

二 毒性ガス アクリロニトリル、アクロレイン、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、クロルメチル、クロロブレン、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸化エチレン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジエチルアミン、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、セレン化水素、トリメチルアミン、二硫化炭素、ふっ素、ブロムメチル、ベンゼン、ホスゲン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、モノメチルアミン、硫化水素及びその他のガスであつて毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物

三 特殊高圧ガス アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン

四 不活性ガス ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素又はフルオロカーボン（可燃性ガスを除く。）

四の二 特定不活性ガス 不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ばを発生させるもの

五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校のうち、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園
ロ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に定める病院
ハ 劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設であつて、収容定員三百人以上のもの
ニ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五條の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二條第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八條第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの
ホ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品として認定された建築物
ヘ 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設
ト 一日に平均二万人以上の者が乗降する駅の母屋及びプラットホーム
チ 百貨店、マーケット、公衆浴場、ホテル、旅館その他不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物（仮設建築物を除く。）であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- 六 第二種保安物件 第一種保安物件以外の建築物であつて、住居の用に供するもの（事業所又は販売所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
七 貯槽 高压ガスの貯蔵設備であつて、地盤面に対して移動することができないもの
八 低温貯槽 大気圧における沸点が零度以下のガスを温度零度以下又は当該ガスの気相部における常用の圧力（通常の使用状態において、当該設備等に作用する圧力（当該圧力が変動する場合にあつては、その変動範囲のうちの最高の圧力）であつて、ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が〇・一メガパスカル以下の液体の状態で貯蔵するための貯槽であつて、断熱材で被覆し、又は冷凍設備で冷却することにより貯槽内のガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講じてあるもの
九 貯蔵能力 貯蔵設備に貯蔵することができる高压ガスの数量であつて、圧縮ガスの貯蔵設備にあつては次のイの算式により、液化ガスの貯蔵設備にあつては次のロの算式（貯蔵設備が容器である場合には次のハの算式）により得られたもの
- イ $Q \parallel (10P + 1) V_1$
ロ $W \parallel C V_1$
 $w V_2$
ハ $W \parallel V_2 / C_2$
- これらの式において、Q、P、 V_1 、W、 C_1 、 w 、 V_2 及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。
- Q 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 立方メートル）の数値
P 貯蔵設備の温度三十五度（アセチレンガスにあつては、温度十五度）における最高充填圧力（単位 メガパスカル）の数値
 V_1 貯蔵設備の内容積（単位 立方メートル）の数値
 V_2 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 キログラム）の数値
W 貯蔵設備の貯蔵能力（単位 キログラム）の数値
 C_1 〇・九（低温貯槽にあつては、その内容積に対する液化ガスの貯蔵が可能な部分の容積の比の値）
w 貯槽の常用の温度における液化ガスの比重（単位 キログラム毎リットル）の数値
 V_2 貯蔵設備の内容積（単位 リットル）の数値
 C_2 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第二十二條に規定する数値
- 十 充填容器 現に高压ガス（高压ガスが充填された後に当該ガスの質量が充填時における質量の二分の一以上減少していないものに限る。）を充填してある容器
十一 残ガス容器 現に高压ガスを充填してある容器であつて、充填容器以外のもの
十二 移動式製造設備 製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）のための設備（以下「製造設備」という。）であつて、地盤面に対して移動することができるもの
十三 定置式製造設備 製造設備であつて、移動式製造設備以外のもの
十四 ガス設備 製造設備（製造に係る導管を除く。）のうち、製造をする高压ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分
十五 高压ガス設備 ガス設備のうち、高压ガスが通る部分

ハ 蒸発器
 Q_3
 $\parallel$
 W_3
 $\times$
 2
 $\times$
 2
 $\times$
 2
 $\cdot$
 4
 $/$
 M

二
凝縮器
 Q_4
 $\parallel$
 W_4
 $\times$
2
4
 $\times$
2
2.
4
/
M

水
反
応
器

(イ) 反応器において高圧ガスが消費される場合

$$Q_{5\parallel} = q_{5\parallel}$$

(イ)に該当する場合を除き、反応器の出口側に処理設備（減圧弁を除く。）が接続される場合

(イ)に該当する場合を除き、反応器の出口側に減圧設備（処理設備である減圧弁を含む。）が接続される場合

Q 7
11
q 7

へ 精留塔又は分留塔 $Q_8 \parallel Q_3 + Q_4$
ト その他処理設備

(イ) アキユムレータ

$$Q_9 \parallel V_9 \times 10 P_9$$

(ロ)

バツチ処理釜

$Q_{10} \parallel V_{10} \times 10P_{10} \times n$

(ハ) 内部冷却器付貯槽

$$\frac{Q_1}{V_1} \times \frac{1}{1} = \frac{Q_2}{V_2} \times \frac{1}{1}$$

(二) 加圧蒸発器付貯槽

$$Q_{12} = \left(\frac{1}{P_{12}} + 1 \right) \times 0.9 V_{12}$$

(ホ) 加圧蒸発器付低温貯槽

$$\textcircled{1} \quad \text{気体ガスを取り出す場合}$$

② 液化ガスを取り出す場合

$$Q_{13} = \left(\frac{1}{10} P_{13} + 1 \right) \times 0.9 V_{13}$$

($\sim$) 加圧蒸発器付容器 $Q_{114} (10P_{14} + 1) \times 0.9V_{14}$

(ト) 処理設備である減圧弁

Q 15

子 減圧設備
Q 1 6
||
q 1 6

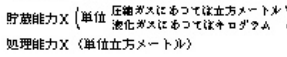
水電解水素発生昇圧装置（水の電気分解により水素及び酸素を発生し、かつ、発生した水素のみの圧力を上昇する装置をいう。以下同じ。）

備考
これらの式において、
 Q_1
 W_1
 α
 M
 Q_2
 W_2
 Q_3
 W_3
 Q_4
 W_4
 Q_5
 q_5
 Q_6
 q_6
 Q_7
 q_7
 Q_8
 Q_9
 V_9
 P_9
 Q_{10}
 V_{10}
 P_{10}
 n
 Q_{11}
 V_{11}
 P_{11}
 Q_{12}
 P_{12}
 V_{12}
 Q_{13}
 W_{13}
 P_{13}
 V_{13}
 Q_{14}
 P_{14}

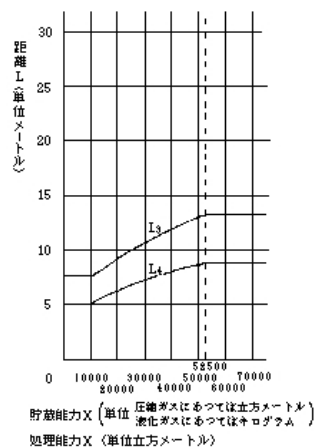
$V_{1,4}$
 $Q_{1,5}$
 $Q_{1,6}$
 $q_{1,6}$
 $Q_{1,7}$ 及び
 $N_{1,7}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q₁ ポンプの処理能力の数値（単位 立方メートル毎時）

P_{12}	Q_{12}	P_{11}	V_{11}	Q_{11}	n	P_{10}	V_{10}	Q_{10}	P_9	V_9	Q_9	Q_8	q_7	Q_7	q_6	Q_6	q_5	Q_5	W_4	Q_4	W_3	Q_3	W_2	Q_2	M	W_1
加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値 (単位 メガパスカル)	加圧蒸発器付貯槽の常用の圧力の数値 (単位 メガパスカル)	内部冷却器付貯槽の常用の圧力の数値 (単位 メガパスカル)	内部冷却器付貯槽の内容積の数値 (単位 立方メートル)	内部冷却器付貯槽の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	最高圧縮圧力による処理で一日に可能な最高処理回数 (単位 回)	バッチ処理釜の最高圧縮圧力の数値 (単位 メガパスカル)	バッチ処理釜の内容積の数値 (単位 立方メートル)	バッチ処理釜の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	バッチ処理釜の最高圧縮圧力の数値 (単位 メガパスカル)	アキュムレータの最高圧縮圧力の数値 (単位 メガパスカル)	アキュムレータの内容積の数値 (単位 立方メートル)	アキュムレータの処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	精留塔又は分留塔の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	反応器の出口側に接続される減圧設備 (減圧弁を含む) の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	反応器の出口側に接続される減圧設備 (減圧弁を除く) の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	反応器の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	当該反応器に係る高圧ガスの流入量の数値 (単位 立方メートル毎時)	反応器の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	凝縮器の公称能力の数値 (単位 キログラム毎時)	凝縮器の公称能力の数値 (単位 キログラム毎時)	蒸発器の公称能力の数値 (単位 キログラム毎時)	蒸発器の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	圧縮機の処理能力の数値 (単位 立方メートル毎時)	圧縮機の能力の数値 (圧縮機の能力は、圧縮機の性能曲線における最大稼働した場合の吐出量とする) (単位 立方メートル毎時)	液密度の数値 (液密度は、常用の温度の範囲において最大となる値とする) (単位 キログラム毎リットル)	ポンプの能力の数値 (ポンプの能力は、ポンプの性能曲線における最大稼働した場合の吐出量とする) (単位 リットル毎時)



は L_1 、酸素のものにあつては L_2 、その他のものにあつては L_3 によつて表されるもの



備考

1 Xは、貯蔵能力(単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム)又は処理能力(デイスペンサーにあつては、当該設備に接続する処理設備の処理能力をいう。単位 立方メートル)を表わすものとする。

2 L₁、L₂、L₃及びL₄とXとの関係は、それぞれの表のとおりとする。

L ₄	L ₃	L ₂	L ₁	L	X
(3 2 / 9) 〓 2	(1 6 / 3) 〓 2	8 〓 2	1 2 〓 2	0 〓 〓 X 〓 1 0 0 0 0 0	1 0 0 0 0 〓 〓 X 〓 5 2 5 0 0 0
(8 / 2 2 5) 〓 (X + 1 0 0 0 0 0)	(4 / 7 5) 〓 (X + 1 0 0 0 0 0)	(2 / 2 5) 〓 (X + 1 0 0 0 0 0)	(3 / 2 5) 〓 (X + 1 0 0 0 0 0)	5 2 5 0 0 〓 〓 X 〓 9 9 0 0 0 0 0	9 9 0 0 0 0 〓 〓 X

二十 第二種設備距離 前号の図における貯蔵能力(単位 圧縮ガスにあつては立方メートル、液化ガスにあつてはキログラム)又は処理能力(単位 立方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、可燃性ガス及び毒性ガスの貯蔵設備、処理設備及び減圧設備にあつてはL₂、酸素のものにあつてはL₃、その他のものにあつてはL₄によつて表されるもの

二十一 第一種置場距離 次の図における容器置場の面積(単位 平方メートル)に対応する距離(単位 メートル)であつて、L₁によつて表されるもの

十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八條第二項、第七十九条第三項、第五項及び第六項、第八十条第三項及び第五項、第八十一条第一項及び第二項、第八十二条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十四条第一項及び第二項、第九十四条の七の九第三項並びに第九十四条の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

2 前項の製造計画書には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載し、第六号に掲げる図面を添付しなければならない。

- 一 製造の目的
- 二 処理設備の処理能力
- 三 処理設備の性能

四 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

五 移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

六 製造のための施設（以下「製造施設」といい、貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面（法第七条第三号の経済産業省令で定める者）

第三条の二 法第七条第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により高圧ガスの製造を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第五条第一項第一号の許可を受けた者、法人であつてその業務を行う役員又はこれらの法定代理人若しくは同居の親族は、当該許可を受けた者又は法人であつてその業務を行う役員が精神の機能の障害を有する状態となり、高圧ガスの製造の適正な実施が著しく困難となつたときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治療の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（第二種製造者に係る製造の事業の届出）

第四条 法第五条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第二の高圧ガス製造事業届書に製造施設等明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造の事業をする者が新たに届け出るときは、製造施設等明細書の添付を省略することができる。

2 前項の製造施設等明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造の目的
- 二 処理設備の処理能力
- 三 処理設備の性能
- 四 法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
- 五 移設等に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

（第一種製造者に係る技術上の基準）

第五条 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第八条の二までに定めるところによる。

（定置式製造設備に係る技術上の基準）

第六条 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標を掲げること。

二 製造施設は、その貯蔵設備及び処理設備の外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。

三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備（可燃性ガス又は特定不活性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該製造設備内ものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該製造設備から漏えいしたガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置（以下「流動防止措置」という。）若しくは可燃性ガス若しくは特定不活性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除く。以下この号において同じ。）は、その外面から当該製造設備以外の可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備（可燃性ガスが通る部分に限り、圧縮水素スタン드의処理設備及び貯蔵設備を除く。）に対し五メートル以上、圧縮水素スタン드의処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。ただし、第四十三号に規定する導管の例により設けられた配管については、この限りでない。

五 可燃性ガスの貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置を講ずること。

七 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（可燃性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が千トン以上のもの、毒性ガスの液化ガスの貯槽にあつては貯蔵能力が五トン以上のものに限る。）の周囲には、液状の当該ガスが漏えいした場合にその流出を防止するための措置を講ずること。

八 前号に規定する措置のうち、防液堤を設置する場合は、その内側及びその外面から十メートル（毒性ガスの液化ガスの貯槽に係るものにあつては、毒性ガスの種類及び貯蔵能力に応じて経済産業大臣が定める距離）以内には、当該貯槽の付属設備その他の設備又は施設であつて経済産業大臣が定めるものの以外のもを設けないこと。

九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

十 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備（高圧ガス設備及び空気取入口を除く。）は、気密な構造とすること。

十一 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力の一・五倍以上（特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第二条第十七号に規定する第二種特定設備その他設計上常用の圧力の一・五倍より小さい圧力で耐圧試験を行う必要がある設備（以下「第二種特定設備等」という。）にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、酸素等の気体を使用して行う耐圧試験）又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十四条に規定する耐圧試験のうちの一に合格した特定設備（特定設備検査規則第三条に規定する特定設備をいう。以下同じ。）又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた耐圧試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十二 高圧ガス設備（容器及び経済産業大臣が定めるものを除く。）は、常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。ただし、特定設備検査規則第三十五条に規定する気密試験に合格した特定設備又は特定設備検査規則第五十一条の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けて行つた気密試験に合格した特定設備であつて、使用開始前のものについては、この限りでない。

十三 高圧ガス設備（容器を除く。以下この号において同じ。）は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該設備の形状、寸法、常用の圧力若しくは常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は特定設備検査規則第十二条及び第五十一条の規定に基づく強度を有し、若しくは高圧ガス設備の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

十四 ガス設備（可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあつては高圧ガス設備に限る。）に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分及び機械的性質を有するものであること。

十五 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

十六 貯槽は、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

十七 塔（高圧ガス設備（貯槽を除く。）であつて、当該設備の最高位の正接線から最低位の正接線までの長さが五メートル以上のものをいう。以下この号において同じ。）、貯槽（貯蔵能力が三百立方メートル又は三トン以上のものに限る。以下この号において同じ。）及び配管（高圧ガス設備に係る地盤面上の配管（外径四十五ミリメートル以上のものに限る。）であつて、地震防災遮断弁（地震時及び地震後の地震災害の発生並びに拡大を防止するための遮断機能を有する弁をいう。以下この号において同じ。）で区切られた間の内容積が三立方メートル以上のもの又は塔槽類（塔及び貯槽をいう。）から地震防災遮断弁までの間のものをいう。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下「耐震設計構造物」という。）は、経済産業大臣が定める耐震に関する性能を有すること。

十八 高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、温度計を設け、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に直ちに常用の温度の範囲内に戻すことができるような措置を講ずること。

十九 高圧ガス設備には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

二十 前号の規定により設けた安全装置（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。以下第七条の三第二項第十一号及び第八条の二第一項第四号において同じ。）のうち安全弁又は破裂板には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

二十一 可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。

二十二 液化ガスの貯槽には、液面計（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）又は酸素の超低温貯槽以外の貯槽にあつては、丸形ガラス管液面計以外の液面計に限る。）を設けること。この場合において、ガラス液面計を使用するときは、当該ガラス液面計にはその破損を防止するための措置を講じ、貯槽（可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガスのものに限る。）とガラス液面計とを接続する配管には、当該ガラス液面計の破損による液化ガスの漏えいを防止するための措置を講ずること。

二十三 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄若しくは四フッ化ケイ素（以下「五フッ化ヒ素等」という。）の製造設備（当該ガスが通る部分に限る。）は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換することができる構造又はその内部を真空にすることができる構造とすること。この場合において、特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等のうちの一種類のガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一種類のガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

二十四 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の貯槽（加圧蒸発器付き低温貯槽であつて、当該貯槽に係る配管の当該貯槽の直近の部分にバルブを設置しているものを除く。）に取り付けた配管（当該ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、当該貯槽の直近にバルブ（使用時以外は閉鎖しておくこと。）を設けるほか、一以上のバルブ（次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。）を設けること。

二十五 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽（内容積が五千リットル未満のものを除く。）に取り付けられた配管（当該液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。）には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

二十六 可燃性ガス（アンモニア及びブロムメチルを除く。）の高圧ガス設備に係る電気設備は、その設置場所及び当該ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造のものであること。

二十七 反応、分離、精製、蒸留等を行う製造設備を自動的に制御する装置及び製造施設の保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する製造施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。

二十八 圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所及び第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場には、火災等の原因により容器が破裂することを防止するための措置を講ずること。

二十八の二 三フッ化窒素を車両に固定し、又は積載した容器（以下「車両に固定した容器等」という。）に充填する場所及び第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場に限る。）には、隣接する当該ガスを容器に充填する場所における火災等の原因により車両に固定した容器等が破裂することを防止するための措置を講ずること。

二十九 圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所又は第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間及び当該ガスを容器に充填する場所と第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、それぞれ厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

三十 圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

三十一 可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設には、当該製造施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

三十二 可燃性ガス若しくは毒性ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外の貯槽であつて可燃性ガスの貯槽の周辺若しくは可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びこれらの支柱には、温度の上昇を防止するための措置を講ずること。

三十三 毒性ガスの製造施設には、他の製造施設と区分して、その外部から毒性ガスの製造施設である旨を容易に識別することができるような措置を講ずること。この場合において、ポンプ、バルブ及び継手その他毒性ガスが漏えいするおそれのある箇所には、その旨の危険標識を掲げること。

三十四 削除

三十五 毒性ガスのガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。

三十六 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素のガス設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺の状況（当該配管が設置されている事業所の周辺における第一種保安物件及び第二種保安物件の密集状況を含む。）に応じて必要な箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講ずること。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、この限りでない。

三十七 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。

三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備には、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

三十九 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じ、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。

四十の二 特定不活性ガスの製造施設には、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

四十 事業所には、事業所の規模及び製造施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

四十一 製造設備に設けたバルブ又はコック（操作ボタン等により当該バルブ又はコックを開閉する場合にあつては、当該操作ボタン等。以下同じ。）には、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

四十二 容器置場並びに充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。

ロ 可燃性ガス及び酸素の容器置場（充填容器等が断熱材で被覆してあるもの及びシンダーキャビネットに収納されているものを除く。）は、一階建とする。ただし、圧縮水素（充填圧力が二十メガパスカルを超える充填容器等を除く。）のみ又は酸素のみを貯蔵する容器置場（不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む。）にあつては、二階建以下とする。

ハ 容器置場（貯蔵設備であるものを除く。）であつて、次の表に掲げるもの以外のものは、その外面から、第一種保安物件に対し第一種置場距離以上の距離を、第二種保安物件に対し第二種置場距離以上の距離を有すること。

容器置場の区分		容器置場の外面から最も近い第一種保安物件までの距離	容器置場の外面から最も近い第二種保安物件までの距離
容器置場		離	離
(イ) (ハ) に掲げるものを除く。	1 以上		1 ⁴ 以上 2 ² 未満
	1 ¹ 以上		1 ⁴ 以上 1 ² 未満
(ロ) ((ハ) に掲げるものを除く。)	1 ³ 以上 1 ¹ 未満		1 ⁴ 以上

(ロ) 酸素中の可燃性ガスの容量が全容量の四パーセント以上のもの

(ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の二パーセント以上のもの

(ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の二パーセント以上のもの

ニ・五メガパスカルを超える圧力の圧縮アセチレンガスを製造するときは、き積剤を添加してすること。

ホ 空気圧縮機を利用するアキュムレータ設備（付属する貯槽及び配管を含む。）により圧縮空気の加圧又は減圧を行う場合（アキュムレータ設備系内に石油類又は油脂類を用いる場合に限る。）には、当該アキュムレータ設備系内の空気と石油類又は油脂類が混在しないための措置を講ずること。

ヘ 三フッ化窒素の充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。

二 高压ガスの製造は、その充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないように充填すること。この場合において、毒性ガスの液化ガスの貯槽については、当該九十パーセントを超えることを自動的に検知し、かつ、警報するための措置を講ずること。

ロ 圧縮ガス（アセチレンを除く。）及び液化ガス（液化アンモニア、液化炭酸及び液化塩素に限る。）を継目なし容器に充填するときは、あらかじめ、その容器について音響検査を行い、音響不良のものについては内部を検査し、内部に腐食、異物等があるときは、当該容器を使用しないこと。

ハ 車両に固定した容器（内容積が四千リットル以上のものに限る。）に高压ガスを送り出し、又は当該容器から高压ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

ニ アセチレンを容器に充填するときは、充填中の圧力が、ニ・五メガパスカル以下でし、かつ、充填後の圧力が温度十五度において一・五メガパスカル以下になるような措置を講ずること。

ホ 酸化エチレンを貯槽又は容器に充填するときは、あらかじめ、当該貯槽又は容器の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換した後に酸又はアルカリを含まないものにする。

ヘ 酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ、容器及び充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の附着物を除去し、かつ、容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。

ト 三フッ化窒素を容器に充填する場所には可燃性物質（車両に固定した容器等の車両を除く。）を置かないこと。

チ 高压ガスを容器に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

(イ) 熱湿布を使用すること。

(ロ) 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

(ハ) 設置場所及び高压ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

リ 容器保安規則第二条第六号に規定する再充填禁止容器であつて当該容器の刻印等（法第四十五条並びに第四十九条の二十五第一項及び第二項（法第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）で定める刻印等に限る。以下このヌ、第十八条第二号へ、第四十九条第一項第三号及び第五十条第三号において同じ。）に示された年月から三年を経過したものに高压ガスを充填しないこと。

ヌ 容器保安規則第二条第十一号に規定する一般複合容器（以下単に「一般複合容器」という。）、同条第十二号に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号に規定する圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十三号の五に規定する圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、同条第十四号に規定する液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、又は同条第十七号の二に規定する圧縮水素運送自動車用容器（以下単に「圧縮水素運送自動車用容器」という。）、であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、同令第八号第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない）。

ル 国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第一号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）、同条第二号に規定する国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）、又は同条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器」という。）、であつて当該容器を製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。以下単に「容器を製造した月」という。）の前月から起算して十五年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して二十年を経過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が定めた月（同条第二号イに規定する国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月）（以下単に「国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月」という。）を経過したもの（同条第二号ロに規定する国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器」という。）であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないのであるものを除く。）には、高压ガスを充填しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に従つて高压ガスを充填する場合については、この限りでない）。

ヲ 圧縮水素運送自動車用容器に圧縮水素を充填するときは、当該圧縮水素運送自動車用容器の温度を常に六十五度以下に保つとともに、温度が四十度を超える場合は、容器の破裂を防止する措置を講ずること。

三 高压ガスの充填は、次に掲げる基準により充填した後に当該高压ガスが漏えい又は爆発しないような措置を講じてすること。

イ アセチレンは、アセトン又はジメチルホルムアミドを浸潤させた多孔質物を内蔵する容器であつて適切なものに充填すること。

ロ シアン化水素の充填は、純度九十八パーセント以上のシアン化水素に安定剤を添加してすること。

ハ シアン化水素の充填容器は、充填した後二十四時間以上静置し、その後ガスの漏えいのないことを確認しその容器の外面に充填年月日を明記した標紙を貼ること。

ニ 酸化エチレンを入れてある貯槽は、常にその内部の窒素ガス、炭酸ガス及び酸化エチレンガス以外のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換しておき、かつ、温度五度以下に保つこと。

ホ 酸化エチレンの充填容器には、温度四十五度においてその容器の内部のガスの圧力が〇・四メガパスカル以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスを充填すること。

ヘ エアゾールの製造用又はその他の工業用に使われる液化石油ガスにあつては、「工業用無臭」の文字を朱書きした票紙をはり、又はその文字を表示した容器に充填し、その他の液化石油ガスにあつては空気中の混入比率が容積で千分の一である場合において感知できるようなにおいがするものを充填すること。

四 高压ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造をする高压ガスの種類及び製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

五 ガス設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の製造は、次に掲げる基準により保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等をするとときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素のガス設備の修理等をするとときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員がガス設備を開放し、又はガス設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ニ ガス設備を開放して修理等をするとときは、当該ガス設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ホ 修理等が終了したときは、当該ガス設備が正常に作動することを確認した後でなければ製造をしないこと。

六 製造設備に設けたバルブを操作する場合には、バルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

七 エアゾールの製造は、次に掲げる基準によりすること。

イ エアゾール（殺虫剤の用に供するものを除く。）の製造には、毒性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）を使用しないこと。

ロ 人体に使用するエアゾール（経済産業大臣が定めるものを除く。）の噴射剤である高压ガスは、可燃性ガス（経済産業大臣が定めるものを除く。）でないこと。

ハ エアゾールの製造は、次に掲げる基準に適合する容器によりすること。

（イ） 内容積が百立方センチメートルを超える容器は、その材料に鋼又は軽金属を使用したものであること。

（ロ） 金属製の容器にあつては内容物による腐食を防止するための措置を講じたものであり、ガラス製の容器にあつては合成樹脂等によりその内面又は外面を被覆したものであること。

（ハ） 温度五十度における容器内の圧力の一・五倍の圧力で変形せず、かつ、温度五十度における容器内の圧力の一・八倍の圧力で破裂しないものであること。ただし、圧力一・三メガパスカルで変形せず、かつ、圧力一・五メガパスカルで破裂しないものにあつては、この限りでない。

（ニ） 内容積が三十立方センチメートルを超える容器は、エアゾール又はその他の用途に使用されたことのないものであること。

（ホ） 使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤である高压ガスを当該容器から容易に排出することができる構造のものであること。

ニ エアゾールの製造設備の周囲二メートル以内には、引火性又は発火性の物を置かないこと。

ホ エアゾールの製造は、防火上有効な措置を講じて行うこと。

ト エアゾールの製造は、作業に必要な物以外の物を置かないこと。

チ エアゾールの製造は、温度三十五度において容器の内圧が〇・八メガパスカル以下になり、かつ、エアゾールの容量が容器の内容積の九十パーセント以下になるようにすること。

リ エアゾールの充填された容器は、その全数について、当該エアゾールの温度を四十八度にしたときに、当該エアゾールが漏えいしないものであること。

ヌ エアゾールの充填された容器（内容積が三十立方センチメートルを超えるものに限る。）の外面には、当該エアゾールを製造した者の名称又は記号、製造番号及び取扱いに必要な注意（使用中噴射剤が噴出ししない構造の容器にあつては、使用後当該噴射剤を当該容器から排出するときに必要な注意を含む。）を明示すること。

ハ 容器置場及び充填容器等は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 充填容器等は、充填容器及び残ガス容器にそれぞれ区分して容器置場に置くこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の充填容器等は、それぞれ区分して容器置場に置くこと。

ハ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ニ 容器置場（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、容器と火気又は引火性若しくは発火性の物の間を有効に遮る措置を講じた場合は、この限りでない。

ホ 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、常に温度四十度（容器保安規則第二条第三号に掲げる超低温容器（以下「超低温容器」という。）又は同条第四号に掲げる低温容器（以下「低温容器」という。）にあつては、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの。以下第四十条第一項第四号ハ、第四十九条第一項第五号、第五十条第二号及び第六十条第七号において同じ。）以下に保つこと。

ヘ 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つこと。

ト 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

チ 可燃性ガスの容器置場には、携帯電燈以外の灯火を携えて立ち入らないこと。

（コールド・エバポレータに係る技術上の基準）

第六条の二 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、前条第一項第一号、第二号、第七号、第八号、第十号から第二十号まで、第二十二号、第二十四号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号から第四十一号までの基準とする。ただし、製造設備が第八条第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるコールド・エバポレータである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

2 製造設備が第八条第三項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れるコールド・エバポレータである製造施設における前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第一項第一号、第七号、第八号、第十号から第二十号まで、第二十二号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号から第四十一号までの基準に適合すること。

二 製造施設は、その貯槽及び処理設備の外面から当該事業所の敷地境界に対し四メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 貯槽には、二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか、当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けること。

四 送ガス蒸発器に大気熱交換式以外の方式のものを用いる場合には、当該送ガス蒸発器の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講ずること。

五 貯槽に取り付けた配管（ガスを送り出し又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。次号において同じ。）には、当該貯槽の直近にバルブを設けるほか、一以上のバルブ（次号の規定により講ずる措置に係るバルブを除く。）を設けること。

六 貯槽に取り付けた配管（酸素以外の液化ガスにあつては、当該液化ガスを受け入れるために用いられるものに限る。）には、当該液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

七 製造設備の周囲には、車両の衝突を防止する措置を講ずること。

八 製造設備は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような場所に設置すること。

3 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 前条第二項第一号イ、第二号イ及びヘ並びに第四号から第六号までの基準に適合すること。

二 車両に固定した容器（第一項の基準に適合するものにあつては、内容積が四千リットル以上のものに限る。）に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

（圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準）

第七条 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設であつて、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十号から第三十二号まで、第三十八号から第四十一号までの基準に適合すること。

二 ディスベンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスベンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 ディスベンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。

四 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

五 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

六 圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガス保安規則第二条第二十号に規定する液化石油ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。次項第二十号、次条第一項第二十号、第七条の三第一項第十二号及び同条第二十九号において単に「液化石油ガススタンド」という。）、液化天然ガススタンド（処理設備（当該処理設備において気化した天然ガスを圧縮天然ガススタンドに送出するための設備を含む。以下同じ。）を除く。以下第七条の三第一項第十二号及び同条第二項第二十九号において同じ。）、及び圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

八 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

製造設備が製造施設の外部から圧縮天然ガスの供給を受ける圧縮天然ガススタンドである製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第五号、第六号、第九号から第二十号まで、第二十六号、第二十七号、第三十二号、第三十八号、第四十号及び第四十一号の基準に適合すること。

二 高圧ガス設備（次号及び第四号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

四 ディスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五 圧縮天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 当該製造施設の外部から供給される圧縮天然ガスを受け入れる配管には、緊急時に圧縮天然ガスの供給を遮断するための措置を講ずること。

七 圧縮天然ガスを製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

八 圧縮天然ガスの貯槽に取り付けた配管（圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽と配管との接続部を含む。）には、圧縮天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講ずること。

九 ディスベンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

十 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。

ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、次号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。

十一 製造施設には、当該施設から漏えいする圧縮天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十二 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けること。

十三 前二号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスベンサーに設置すること。

十四 前三号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ、第六号、第八号及び第九号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。

十五 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。

十六 ディスベンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮天然ガスが漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。

十七 充填を受ける車両は、地盤面に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。

十八 圧縮天然ガススタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは圧縮天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十九 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。

二十 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し五メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

二十の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二十一 圧縮天然ガススタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

三 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号、第二号イ、ハ、ヌ及びル並びに第四号から第六号までの基準に適合すること。

二 圧縮天然ガスの充填は、次に掲げる基準によることにより、充填した後に圧縮天然ガスが漏えいし、又は爆発しないような措置を講じてすること。

イ 燃料装置用容器とディスベンサーとの接続部分を外してから車両を発車させること。

ロ 空気中の混入比率が容量で千分の一である場合において感知できるようにするものを充填すること。

三 燃料装置用容器に圧縮天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

（液化天然ガススタンドに係る技術上の基準）

第七条の二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第九号から第二十一号まで、第二十六号、第二十七号、第三十八号から第四十一号まで及び第四十三号の基準に適合すること。

二 高圧ガス設備（次号から第五号までに掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講ずること。

四 液化天然ガスの貯槽は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 貯槽は、地盤面下に埋設すること。
ロ 貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化天然ガスの温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。
ハ 貯槽を室（以下この号において「貯槽室」という。）に設置する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) 貯槽室の上部は、十分な強度を有する構造とすること。
(ロ) 貯槽室には、防水措置を施すこと。

(ハ) 貯槽室には、その構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止できる換気能力を有する換気設備を設けること。

ニ 貯槽を貯槽室に設置しない場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(イ) 貯槽を設置するときは、貯槽を地盤に固定して腐食を防止する措置を講ずること。

(ロ) 貯槽を設置するときは、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の強度を有するもので貯槽上部の地盤面上を覆い、かつ、貯槽が地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講ずること。

(ハ) 貯槽を設置するときは、必要に応じ周囲に断熱及び凍結防止のための措置を講ずること。

五 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

六 液化天然ガススタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

七 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管（液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、貯槽と配管との接続部を含む。第十三号において同じ。）には、液化天然ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断する措置を講ずること。

八 デイスベンサーには、充填終了時に、自動的に液化天然ガスを遮断する装置を設け、かつ、充填ホースからの漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 外部からの衝撃により、損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。

ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものとする。ただし、次号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。

十 製造施設には、当該施設から漏えいする天然ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十一 液化天然ガスの貯槽を二以上隣接して設置する場合は、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

十二 液化天然ガスの貯槽には、液面計（ガラス液面計以外の液面計に限る。）を設けること。

十三 液化天然ガスの貯槽に取り付けた配管には、第七号の規定により講ずる緊急遮断措置に係るバルブのほか、当該貯槽の直近にバルブを設け、かつ、液化天然ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外のときは閉鎖しておくこと。

十四 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設けること。

十五 第十号及び前号の製造設備の運転を自動的に停止する装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスベンサーに設置すること。

十六 第十号、第十四号又は前号の規定により製造設備の運転を停止する場合は、充填のための加圧設備の運転を自動的に停止し、かつ、第七号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止させ、当該閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。

十七 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。

十八 デイスベンサーの上部に屋根を設ける場合は、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、液化天然ガスが漏えいしたときに、気化した天然ガスが滞留しない構造とすること。

十九 液化天然ガススタンド（液化天然ガス又は気化した天然ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該液化天然ガススタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し、四メートル以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは液化天然ガス若しくは気化した天然ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

二十 液化天然ガススタンドの処理設備は、その外面から当該液化天然ガススタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮天然ガススタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）、圧縮水素スタンド（処理設備及び貯蔵設備を除く。）、及び液化石油ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し十メートル以上の圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。

二 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号、第二号イ、ハ、ヌ及びル並びに第四号から第六号までの基準に適合すること。

二 燃料装置用容器とデイスベンサーとの接続部分を外してから車両を発進させること。

三 燃料装置用容器に液化天然ガスを充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

（圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の三 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものを除く。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

- 一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第二十二号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号までの基準に適合すること。
- 一の二 地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。
- 一の三 地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。
- 一の四 地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。
- 二 ディスベンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスベンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三 当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講ずること。
- 四 圧縮水素及び液化水素の貯槽（蓄圧器（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。以下同じ。）を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）に取り付けた配管（圧縮水素若しくは液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。貯槽と配管との接続部を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。
- 五 ディスベンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。
- 六 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。
 - ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、次号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。
- 七 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。
- 八 ディスベンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 九 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- 十 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 十一 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。
- 十二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
- 十二の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 十三 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。
- 十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号並びに第十二条の二第二項第五号において同じ。）が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。
- 十五 ライナーを繊維強化プラスチックで補強した構造（次項第三十六号において「複合構造」という。）を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ ライナーに、ヘリカル巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維をらせん状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）若しくはインブレン巻（ライナー胴部及び鏡部に繊維を直線状に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）により樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フルラップ構造」という。）又はフープ巻（ライナー胴部に繊維を軸とほぼ直角に巻き付ける方法をいう。以下同じ。）のみにより樹脂含浸連続繊維を巻き付けた構造（以下「フープラップ構造」という。）であること。
 - ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。
- 十六 次に掲げる設備と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充填する場所又は第一号で準用する第六条第一項第四十二号に規定する当該ガスの充填容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。
- イ 圧縮機
- ロ 液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器
- 十七 水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。
- 十八 常用の圧力が一メガパスカル以上の液化水素を製造する液化水素昇圧ポンプには、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

製造設備が圧縮水素スタンド（液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。）である製造施設に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号並びに前項第一号の二から第一号の四まで、第十七号及び第十八号の基準に適合すること。

一の二 可燃性ガスの貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が三百立方メートル又は三千キログラム以上のものに限る。以下この号において同じ。）は、その外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽に対し、一メートル又は当該貯槽及び他の可燃性ガス若しくは酸素の貯槽の最大直径の和の四分の一のいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、防火上及び消火上有効な措置を講じた場合は、この限りでない。

一の三 高圧ガス設備（配管、ポンプ、圧縮機及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該高圧ガス設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（液化水素以外の貯槽にあつては、貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第一号で準用する第六条第一項第十六号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。

二 高圧ガス設備（次号及び第三号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二 製造設備の冷却の用に供する冷凍設備は、その外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。ただし、冷凍保安規則第七条第一項第一号の基準に適合する冷凍設備のうち、不活性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備（ブライン（不活性のものに限る。）によつて冷却するものを含む。）は、この限りではない。

三 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四 圧縮水素スタンドの周囲（車両の出入口となる道路に面する箇所等を除く。）には、高圧ガス設備と敷地境界との間に、高さ二メートル以上の防火壁を設け、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

五 当該製造施設の外部から供給される圧縮水素を受け入れる配管には、緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置を講ずること。

六 圧縮水素を製造する圧縮機には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

七 圧縮水素及び液化水素の貯槽に取り付けた配管には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができ遮断措置を二以上（液化水素の貯槽に取り付けた配管にあつては、一）講ずること。

八 デイスベンサーには、燃料装置用容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的に圧縮水素を遮断する装置を設け、かつ、漏えいを防止するための措置を講ずること。

九 配管（高圧ガスが通る部分に限る。）には、次に掲げる措置を講ずること。

イ 外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置すること。

ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性のよいものにする。ただし、第十六号に規定する設備を設けた場合は、この限りでない。

十 蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管には、第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を有する装置（以下「圧力リリーフ弁」という。）を設けること。ただし、当該安全装置のうち安全弁に設けた放出口によりこれと同程度の効果を得られる場合は、この限りでない。

十の二 液化水素の貯槽には、二以上の安全装置（当該安全装置が接続している元弁が同時に閉じることができない構造のものに限る。）を設けるほか、圧力リリーフ弁を設けること。

十の三 送ガス蒸発器（大気熱交換式のものであつて常用の圧力が一メガパスカル未満のものを除く。）の能力が不足したときに速やかに遮断するための措置を講ずること。

十一 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び第十号又は第十号の二の規定により設けた圧力リリーフ弁には、放出口を設けること。この場合において、放出口の開閉部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

十一の二 液化水素を放出する場合は、気化し、及び加温した後、放出口に接続すること。

十二 蓄圧器とデイスベンサーとの間の配管は、適切な位置に、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずること。

十三 圧縮水素の蓄圧器、蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた緊急時に圧縮水素の供給を遮断する装置等は、地震時の転倒による破損を防止するため、一のフレームの内側に配置しこれに固定すること。

十四 圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。

十五 移動式製造設備により圧縮水素を供給する際に車両が停止する位置には、設備の規模に応じ自動的に温度の上昇を防止するための装置を設置すること。

十六 製造施設には、当該施設から漏えいする可燃性ガスが滞留するおそれのある場所に、当該ガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十七 製造施設には、施設が損傷するおそれのある地盤の振動を的確に検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止する感震装置を設置すること。

十八 デイスベンサーの周囲には、火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置を設置すること。

十九 蓄圧器には、当該蓄圧器からの火災を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を速やかに停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置すること。

- 二十 蓄圧器には、その外部からの輻射熱等による温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的に製造設備の運転を停止するとともに温度の上昇を防止するための装置を設置すること。
- 二十一 前五号の製造設備の運転を自動的に停止する装置、及び第十五号、第十九号及び前号の自動的に温度の上昇を防止するための装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びデイスペンサーに設置すること。
- 二十二 前六号の規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ第五号、第七号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。
- 二十三 ガス設備は、車両が衝突するおそれがない場所に設置すること。ただし、車両の衝突を防止する措置を講じた場合は、この限りでない。
- 二十四 デイスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用いるとともに、圧縮水素が漏えいしたときに滞留しないような構造とすること。
- 二十五 デイスペンサーのホースには、車両の誤発進等によるホースの破損を防止するための措置を講ずること。
- 二十六 充填を受ける車両は、地盤面上に設置した貯槽の外面から三メートル以上離れて停止させるための措置を講ずること。ただし、貯槽と車両との間にガードレール等の防護措置を講じた場合は、この限りでない。
- 二十七 圧縮水素スタンド（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火気（当該圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。
- 二十八 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。
- 二十九 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有すること。
- 二十九の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備は、その外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- 三十 圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とデイスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。
- 三十一 圧縮水素スタンドには、その規模に応じ、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
- 三十二 圧縮水素スタンドには、緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。
- 三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。
- イ 容器置場は、明示され、かつ、その外部から見やすいように警戒標を掲げたものであること。
- ロ 容器置場は、その外面から、敷地境界に対し八メートル（容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の場合又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。
- ハ 充填容器等（断熱材で被覆してあるものを除く。）に係る容器置場（可燃性ガスのものに限る。）には、直射日光を遮るための措置（当該ガスが漏えいし、爆発したときに発生する爆風が上方向に開放されることを妨げないものに限る。）を講ずること。ただし、充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管に圧力リリーフ弁を設けた場合は、この限りでない。
- ニ 可燃性ガスの容器置場は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。
- ホ 可燃性ガスの容器置場には、その規模に応じ適切な消火設備を適切な箇所に設けること。
- ヘ 容器置場には、車両の衝突を防止する措置を講ずること。
- ト 充填容器等から圧縮水素を受け入れる配管には、圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置を講ずるとともに、当該配管（常用の圧力が充填容器等の最高充填圧力未満のものに限る。）には、当該配管の常用の圧力以下に減圧するための措置を講ずること。
- 三十四 一の圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。
- 三十五 蓄圧器には、当該蓄圧器が危険な状態となつたときに当該蓄圧器内の圧縮水素を安全に放出するための適切な措置を講ずること。
- 三十六 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器は、次に掲げる基準に適合すること。
- イ フラップ構造又はフープラップ構造であること。
- ロ その外部からの輻射熱、紫外線、雨水等による劣化を防止する措置を講ずること。
- 三十七 高圧ガス設備のうち、液化水素が通る部分は、同一の基礎上に設置すること。
- 三十八 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号イ、ハ、ヌ及びル、第四号から第六号まで並びに第八号の基準に適合すること。
- 二 圧縮水素の充填は、充填した後燃料装置用容器とデイスペンサーとの接続部分を外してから車両を発車させることにより、圧縮水素が漏えいし、又は爆発しないような措置を講ずること。
- 三 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、当該燃料装置用容器に有害となる量の水分及び硫化物を含まないものとする。

四 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、圧縮水素により当該燃料装置用容器を損傷するおそれのある流量で充填しないこと。

五 燃料装置用容器に製造設備の冷却の用に供する冷凍設備により冷却した圧縮水素を充填するときは、デイスペンサーのホースの先端部に設けた充填用のノズルと当該燃料装置用容器との接続部が凍結した状態で接続しないこと。

六 二重殻真空断熱式構造の液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、適切な真空度を保つこと。

七 移動式製造設備又は充填容器等（以下この号において「移動設備等」という。）により液化水素の貯槽に液化水素を受け入れる場合は、当該移動設備等の放出配管を圧縮水素スタンド内の放出管に接続し、気化し、及び加温した後、放出すること。この場合、危険又は損害の発生を防止するため、適切な流量とすること。

（顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第二号、第五号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号及び第三十八号から第四十二号まで、前条第一項第一号の二から第六号まで及び第八号から第十八号まで並びに前条第二項第六号、第十号から第二十三号まで、第二十五号、第三十三号へ、第三十五号及び第三十七号の基準に適合すること。

二 圧縮水素スタンドの運転中において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うために必要な設備を備えた事務所等（以下「監視所」という。）を設けること。また、当該監視所は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第五号、第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十二号及び第十八号、前条第二項第六号、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号並びに本項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第五号、第二十一号、第二十五号、第二十七号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第一号の二、第三号から第五号まで、第十号、第十一号、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第六号、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第五号、第二十五号、第三十二号及び第三十九号、前条第一項第三号から第五号まで、第十七号、第十八号並びに前条第二項第六号、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

ニ 圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為を目視により確認できる措置を講ずること。

ホ 顧客に対し必要な指示を行うための措置を講ずること。

ヘ 製造施設が危険な状態になつたときに、必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置を講ずること。

三 通信の遮断により、前号イからハまでのいずれかの機能が失われたときは、製造設備の運転を自動的に停止するための措置を講ずること。

四 デイスペンサーの周囲の地盤面には、充填する車両の充填口を考慮した当該車両の停止位置を表示すること。

五 デイスペンサーには、見やすい箇所に当該デイスペンサーの操作方法を表示すること。

六 デイスペンサーには、人体に蓄積された静電気を除去する措置を講ずること。

七 充填用のノズルには、燃料装置用容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置を講ずること。

八 充填用のノズルは、燃料装置用容器に圧縮水素を供給している間は当該燃料装置用容器から外れない構造とすること。

九 充填用のノズルには、凍結しないための措置を講ずること。

十 デイスペンサーには、誤発進を防止するため、充填が終了した後に、顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置を講ずること。

2 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで、第三十二号、第三十八号及び第四十一号、前条第一項第一号の二から第一号の四まで、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二から第三十七号まで並びに前項第三号から第十号までの基準に適合すること。

二 監視所は、前項第二号二からへまでに掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合すること。

イ 第六条第一項第十八号、第十九号、第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号、前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号から第十号の三まで、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号、第三十三号ハ及び第三十五号並びに前項第三号の規定により設けた設備又は措置の運転状況を監視する措置を講ずること。

ロ 第六条第一項第二十一号、第二十五号、第二十七号及び第三十二号、前条第一項第一号の二、第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十号の三、第十五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十七号、第二十八号及び第三十五号の規定により設けた設備又は措置の異常時に警報を発する措置を講ずること。

ハ 第六条第一項第二十五号及び第三十二号、前条第一項第十七号及び第十八号並びに前条第二項第一号の二、第五号から第八号まで、第十五号、第十九号、第二十号及び第二十二号の規定により設けた遮断措置、温度の上昇を防止するための装置及び製造設備の運転を自動的に停止する装置等は、火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置を講ずること。

製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号イ、ハ、ヌ及びル、第四号から第六号まで並びに第八号並びに前条第三項第三号、第四号、第六号並びに第七号の基準に適合すること。

二 第六条第二項第四号の規定により行う点検は、直接目視により行うこと。

三 圧縮水素スタンドの運転中は、監視所において圧縮水素スタンド内及び顧客による充填に係る行為の監視並びに顧客に対する必要な指示を適切に行うこと。

四 圧縮水素スタンドの運転を管理する電子計算機は、当該圧縮水素スタンドに危険が生じるおそれがないよう、サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。)を確保すること。

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

第八条 製造設備が移動式製造設備(移動式圧縮水素スタンドを除く。以下この項及び次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。

二 製造施設には、製造作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。ただし、在宅酸素療法に用いる液化酸素を内容積二リットル以下の容器に内容積百二十リットル未満の容器から充填するための設備を用いて製造する場合には、この限りでない。

三 第六条第一項第十一号から第十三号までの基準に適合すること。

四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

五 貯蔵設備である充填容器等及びその配置場所は、第六条第一項第四十二号の基準に適合すること。

2 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一 高圧ガスの製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素を製造(ロ、ハ及びルの製造を除く。)するときは、あらかじめ、当該ガスの製造設備の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離を有することを確認した後でなければしないこと。ただし、移動式製造設備から高圧ガスを受け入れる者(以下「受入者」という。)が法第五条第一項の許可を受け若しくは法第五条第二項の届出を行ったところに従って設置した高圧ガス設備又は貯蔵設備に、又は法第十六条第一項の許可を受け若しくは法第十七条の二第一項の届出を行ったところに従って設置した貯蔵設備に、あらかじめ明示された停止位置において高圧ガスを充填する場合には、受入者の設備と同一敷地内にある当該物件に対し、この限りでない。

ロ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内で燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ハ 第七条の二第一項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内で燃料装置用容器に充填するときは、当該製造設備の外面から公道の道路境界線に対し五メートル以上の距離を有し、かつ、同項第二号の規定に適合していることを確認した後でなければしないこと。

ニ 貯槽に液化ガスを充填するときは、当該液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないようにすること。

ホ シクロプロパン、メチルアミン、メチルエーテル及びこれらの混合物(液化石油ガスとの混合物を含む。)の製造設備を使用して高圧ガスを充填するときは、当該製造設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講ずること。

ヘ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の製造設備を使用して高圧ガスを貯槽に充填するときは、当該製造設備の配管と当該貯槽の配管との接続部分において当該ガスが漏えいするおそれがないことを確認し、かつ、充填した後は、これらの配管内の当該ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後これらの配管を取り外すこと。

ト 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備を使用して高圧ガスを充填するときは、当該製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。

チ 車両に固定した容器(内容積が四リットル以上のものに限る。)に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

リ 燃料装置用容器に天然ガスを充填するときは、第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

ヌ 第六条第二項第一号へ並びに第二号へ、ト、リ、ヌ及びルの基準に適合すること。

二 貯蔵設備である充填容器等及びその配置場所は、第六条第二項第八号(ただし、車両に固定された容器(超低温容器又は低温容器を除く。)にあつてはホを除く。)の基準に適合すること。

3 製造設備が移動式製造設備(第六条の二第二項の規定に適合するコールド・エバポレータ又は第七条の三第二項、前条第二項、第十一条第一項第五号(第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。)若しくは第十二条の二第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に液化ガスを充填するものに限る。以下この条において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げるものとする。

一 充填ホースは、第六条第一項第十四号の基準に適合すること。

二 液化酸素又は液化水素の製造設備については、容器に取り付けられた配管(液化酸素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る。かつ、容器と配管との接続部を含む。)には、液化酸素又は液化水素が漏えいたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合は、この限りでない。

三 充填ホースと貯槽が接続された状態で車両が発進しないように、誤発進防止措置を講ずること。

四 移動式製造設備の停止場所は、他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所であつて、液化ガスを供給する者又は供給を受ける者の所有又は占有する土地内のあらかじめ定められた場所であること。

五 コールド・エバポレータと移動式製造設備との距離は、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確認後直ちに移動式製造設備から液化ガスの供給を適切に停止できるものであること。

4 製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものとする。

一 第二項第一号二及びへ並びに第二号の基準に適合すること。

二 液化酸素を充填するときは、液化酸素の移動式製造設備の外から当該事業所の敷地境界に対し四メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じていることを確認した後にすること。

二の二 液化水素を充填するときは、液化水素の移動式製造設備の外から当該事業所の敷地境界に対し六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じていることを確認した後にすること。

三 車両に固定した容器に高圧ガスを送り出し、又は当該容器から高圧ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。

四 液化酸素を充填するときは、あらかじめ、バルブ、貯槽及び充填ホースとバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等の付着物を除去し、かつ、貯槽とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。

五 液化酸素を充填するときは、液化酸素の製造設備の周囲四メートル以内においては、火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、製造設備と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該製造設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

六 液化水素を充填するときは、液化水素の製造設備の周囲二メートル以内においては、火気（当該製造設備内のものを除く。以下この号において同じ。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、製造設備と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該製造設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

（移動式圧縮水素スタンドに係る技術上の基準）

第八条の二 製造設備が移動式圧縮水素スタンド（液化水素を使用する場合にあつては、当該移動式圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。以下同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一 第六条第一項第十一号から第十四号まで、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十八号、第四十一号及び第四十二号並びに第七条の三第一項第三号、第五号から第八号まで、第十一号、第十三号及び第十五号並びに第八条第一項第二号及び第四号の基準に適合すること。

二 次に掲げる容器に取り付けた配管（圧縮水素又は液化水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、次に掲げる容器と配管との接続部を含む。）には、これらの水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を二以上（ロにあつては、一）講ずること。

イ 圧縮水素の容器（蓄圧器を含む。）

ロ 液化水素の超低温容器

三 蓄圧器には、適切な位置に、一定以下の温度で作動する安全弁（以下「熱作動式安全弁」という。）を設けること。

四 第一号で準用する第六条第一項第十九号の安全装置のうち安全弁又は破裂板及び前号の規定により設けた熱作動式安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、放出するガスの性質に応じた適切な位置であること。

五 液化水素の超低温容器には、当該容器の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該容器が破壊することを防止するための措置を講ずること。

六 液化水素の超低温容器には、液面計を設けること。この場合において、ガラス等損傷しやすい材料を用いたものは使用しないこと。

七 緊急時に必要な通報を速やかに行うための措置を講ずること。

八 一の移動式圧縮水素スタンドにおいて、常用の圧力の異なる複数の蓄圧器又は圧縮機が配管（圧縮水素を送り出すために蓄圧器に取り付けられる配管に接続されるものに限る。）で接続される場合には、当該配管に、常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置を講ずること。

製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号ヌ及びビ並びに第四号から第六号まで並びに第七条の三第三項第二号から第五号まで並びに第八条第二項第一号ト及びチの基準に適合すること。

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 圧縮水素又は液化水素を製造（ホの製造を除く。）するときは、あらかじめ、圧縮水素又は液化水素の製造設備の外から第一種保安物件に対し第一種設備距離（製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあつては十五メートル）以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離（製造設備が第六条第二項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあつては十メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

ロ ディスパンサーは、その本体の外から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスパンサーの常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、ディスパンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

ハ 製造設備（可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。）は、その外面から火気（当該移動式圧縮水素スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス（液化水素を除く。）が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル）以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

ニ 処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該移動式圧縮水素スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（圧縮水素スタンドを除く。）の高圧ガス設備（高圧ガス設備の冷却の用に供する冷凍設備を除き、可燃性ガスが通る部分に限る。）に対し六メートル以上、酸素の製造設備の高圧ガス設備（酸素が通る部分に限る。）に対し十メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。

ホ 第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、第七条の二第二項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内、第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）及び第十二条の二第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内、液化石油ガス保安規則第八条第一項の規定に基づき設置された液化石油ガススタンド内、コンビナート等保安規則第六条の規定に基づき設置された特定液化石油ガススタンド内、同規則第七条第二項の規定に基づき設置された圧縮天然ガススタンド内、同規則第七条の二第二項の規定に基づき設置された液化天然ガススタンド内又は同規則第七条の三第二項の規定に基づき設置された圧縮水素スタンド内で燃料装置用容器に、移動式圧縮水素スタンドから圧縮水素を充填するときは、当該移動式圧縮水素スタンドの外面から敷地境界に対し第二種設備距離（製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

ヘ 第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

三 貯蔵設備である充填容器等及びその容器置場は、第六条第二項第八号（ただし、移動式圧縮水素スタンドに固定された容器（超低温容器又は低温容器を除く。）にあつてはホを除く。）の基準に適合すること。

四 液化水素の超低温容器を設置する場合にあつては、適切な断熱性能を保つこと。

五 移動式製造設備又は充填容器等（以下この号において「移動式製造設備等」という。）により液化水素の超低温容器に液化水素を受け入れる際に、水素を放出する場合は、当該移動式製造設備等又は移動式圧縮水素スタンドの放出配管から気化し、及び加温した後、放出すること。この場合、危険又は損害の発生を防止するため、適切な流量とすること。

（第一種製造者に係る承継の届出）

第九条 法第十条第二項の規定により第一種製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の第一種製造事業承継届書に相続、合併又は当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種製造者に係る承継の届出）

第九条の二 法第十条の二第二項の規定により第二種製造者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第三の二の第二種製造事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくはその事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種製造者に係る技術上の基準）

第十条 法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条から第十二条の三に定めるところによる。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

（処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十一条 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設にあつては、第六条の基準に適合すること。

二 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設にあつては、第六条の二の基準に適合すること。

三 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設にあつては、第七条の基準に適合すること。

四 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設にあつては、第七条の二の基準に適合すること。

五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適用については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

六 製造設備が移動式製造設備（移動式圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設にあつては、第八条の基準に適合すること。

七 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設にあつては、第八条の二の基準に適合すること。

2 前項第五号ただし書の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者に係る技術上の基準）

第十二条 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者（圧縮水素スタンド及び移動式圧縮水素スタンドにより製造する者を除く。以下この条において同じ。）に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造設備が定置式製造設備である製造施設にあつては、第六条第一項第一号、第三号、第六号、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号、第二十号、第二十二号、第二十三号、第二十六号、第三十一号、第三十三号及び第三十五号から第三十九号の二までの基準に適合すること。

二 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、第八条第一項第一号から第四号までの基準に適合すること。

2 第二種製造者のうち前条に掲げる者以外の者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 容器に高圧ガスを充填するときは、火気を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所から五メートル以内でないこと。

二 第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びヘ、第二号ロ（燃料装置用容器に高压ガスを充填する場合を除く。）、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに第四号から第八号までの基準に適合すること。

三 酸素又は三フッ化窒素を容器に充填するときは、あらかじめ、バルブ及び容器に付着した石油類又は油脂類を除去し、かつ、容器とバルブとの間には、可燃性のパッキンを使用しないこと。

四 高压ガスを充填容器等に充填するため充填容器等、バルブ又は充填用枝管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ 熱湿布を使用すること。

ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

ハ 設置場所及び高压ガスの種類に応じた防爆性能を有する構造の空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

五 容器に充填したシアン化水素を別の容器に充填するときは、容器に充填した後六十日を超えないものとする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

六 製造設備が移動式製造設備である製造施設にあつては、燃料装置用容器に天然ガスを充填するときは、第一種製造者の事業所又はあらかじめ都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出た場所内で充填すること。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準）

第十二条の二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号及び第四十一号並びに第七号の三第一項第三号、第五号から第十一号まで、第十四号、第十五号及び第十七号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第一項第五号、第十一号及び第十七号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

二 製造施設（次号に掲げるものを除く。）は、その貯蔵設備及び処理設備の外面から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

三 ディスベンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスベンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

四 圧縮水素の貯槽及び蓄圧器に取り付けた配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止する配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）により製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

二 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第一項第一号、第六号、第九号から第十四号まで、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十二号、第二十六号、第二十七号、第三十八号及び第四十一号、第七条の三第一項第七号並びに同条第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号、第十六号、第十八号から第二十号まで、第二十三号から第二十八号まで、第三十一号、第三十三号へ、第三十四号及び第三十六号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第二項第八号及び第二十八号の基準の適合については、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

二 高压ガス設備（次号に掲げるものを除く。）は、その外面から当該事業所の敷地境界（以下この項において「敷地境界」という。）に対し八メートル（常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

三 ディスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

四 圧縮水素の貯槽及び蓄圧器に取り付けた配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止する配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、貯槽及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）により製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

五 圧縮機及び蓄圧器とディスベンサーとの間には障壁を設置すること。ただし、圧縮機又は蓄圧器とディスベンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

六 第一号で準用する第七条の三第二項第十六号及び第十八号から第二十号までの製造設備の運転を自動的に停止する装置並びに同項第十九号及び第二十号の自動的に温度の上昇を防止するため装置には、手動で操作できる起動装置を設け、当該起動装置は火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる位置及びディスベンサーに設置すること。

七 第一号で準用する第七条の三第二項第十六号及び第十八号から第二十号までの規定により、製造設備の運転を停止する場合は、圧縮機の運転を自動的に停止し、かつ同項第五号及び第八号で規定する遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁を自動的に閉止し、閉止を検知し、並びに閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講ずること。

八 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号ハ、又及びル並びに第四号から第六号まで並びに第七号の三第三項第二号から第五号までの基準に適合すること。

二 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、火気（当該圧縮水素スタンド内のもは除く。）を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性のものをたい積した場所（以下この号において「火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等」という。）から五メートル以内で充填しないこと。ただし、当該燃料装置用容器と火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係

る施設等との間に漏えいした圧縮水素が当該火気を取り扱う圧縮水素スタンドに係る施設等に流動することを防止するための措置又は圧縮水素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

第十二条の三 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六条第一項第十一号から第十四号まで、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十八号及び第四十一号並びに第七条の三第一項第三号、第五号から第八号まで、第十一号及び第十五号並びに第八条第一項第二号及び第四号並びに第八条の二第一項第三号、第四号及び第八号の基準に適合すること。ただし、第七条の三第一項第五号及び第十一号の基準の適合については、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りではない。
- 二 圧縮水素の容器及び蓄圧器に取り付けた配管（圧縮水素を送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、容器及び蓄圧器と配管との接続部を含む。）には、圧縮水素を送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止することができる遮断措置を講ずること。

2 第二種製造者のうち第十一条に掲げる者以外の者であつて移動式圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第六条第二項第一号イ及びハ、第二号ヌ及びル並びに第四号から第六号まで並びに第七条の三第三項第二号から第五号まで並びに第八条第二項第一号ト及びチ並びに第八条の二第二項第二号ホ及びヘの基準に適合すること。
- 二 燃料装置用容器に圧縮水素を充填するときは、火気（当該移動式圧縮水素スタンド内のもは除く。）を取り扱う施設、多数の人の集合する場所又は引火性若しくは発火性のものをたい積した場所（以下この号において「火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係る施設等」という。）から五メートル以内で充填しないこと。ただし、当該燃料装置用容器と火気を取り扱う移動式圧縮水素スタンドに係る施設等との間に漏えいした圧縮水素が当該火気を取り扱う施設等に流動することを防止するための措置又は圧縮水素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 三 圧縮水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。
- イ 圧縮水素を製造（第八条の二第二項第二号ホの製造を除く。）するときは、あらかじめ、当該ガスの製造設備の外面から第一種保安物件に対し第一種設備距離（製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあつては十五メートル）以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離（製造設備が第六条第一項第二十七号並びに第七条の三第二項第十号、第十六号及び第二十号（温度の上昇を防止するための装置の設置を除く。）の基準に適合している場合にあつては十メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認した後でなければならないこと。ただし、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。
- ロ ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し第二種設備距離（ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、ディスペンサーの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置が講じられていることを確認すること。ただし、移動式圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合には、この限りでない。

(その他製造に係る技術上の基準)

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる装置（設計圧力を超える圧力にならない構造のものに限る。）により高圧ガスを製造する場合にあつては、第六条第一項第十一号から第十三号まで及び同条第二項第一号イの基準に適合すること。

イ エア・サспенション（不活性ガス又は空気を封入したものに限る。ロにおいて同じ。）

ロ 外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置（ショックアブソーバ、アキウムレータその他の圧力、荷重等の変動の吸収若しくは緩和、荷重の支持又は蓄圧の用に供する装置をいい、イに掲げるものを除く。）

- 二 制動エネルギーを回収利用するための自動車用蓄圧装置により高圧ガスを製造する場合にあつては、第六条第一項第十一号及び第十二号並びに第二項第一号イの基準に適合すること。

- 三 前二号に掲げる場合以外の場合にあつては、第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びヘ、第二号ロ、ニ、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに前条第二項第一号及び第三号から第五号までの基準に適合すること。

(第一種製造者に係る変更の工事等の許可の申請)

第十四条 法第十四条第一項の規定により許可を受けようとする第一種製造者は、様式第四の高圧ガス製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

(第一種製造者に係る軽微な変更の工事等)

第十五条 法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

- 一 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたもののへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの
- 一の二 特定設備の部品の取替え（保安上特段の支障がないものとして認められたもののへの取替えに限る。）の工事
- 一の三 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事

二 ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事
三 ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事

四 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）
四の二 第三十三条第二号に掲げる変更工事により追加された製造施設における変更の工事（認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。）であつて、保安上特段の支障がないものとして認められたもの

五 試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの

六 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事（特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力及び性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）に限る。）
七 特定認定事業者（令第十条ただし書の認定を受けた者をいう。以下同じ。）である認定完成検査実施者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）又は特定認定高度保安実施者（令第十条の二ただし書の適用を受ける認定高度保安実施者をいう。以下同じ。）が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 特定設備の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）
ロ 特定設備の取替え（処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。）の工事（イ及び前号に該当するものを除く。）
ハ 特定設備（特定設備検査規則の施行前に製造された設備であつて、同令第三条に規定する特定設備に相当するものを含む。）の変更（保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、ロ及び前号に該当するものを除く。）

ニ 高圧ガス設備（配管、バルブ、継手又は附属機器類（特定設備を除く。）に限る。）の変更の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号に該当するものを除く。）
ハ 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）が行う工事であつて、次に掲げる設備の変更の工事

イ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（第六条第一項第十三号に規定する製造することが適切であると経済産業大臣が認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの（第一号及び前号二に該当するものを除く。）
ロ 高圧ガス設備（特定設備を除く。）の変更（配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限る、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。）の工事であつて、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの（イ、第一号及び前号二に該当するものを除く。）

ハ ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事（ロ、第一号、第二号及び前号二に該当するものを除く。）
二 法第十四条第二項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、様式第五の高圧ガス製造施設設輕微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種製造者に係る変更の工事等の届出）
第十六条 法第十四条第四項の規定により届出をしようとする第二種製造者は、様式第六の高圧ガス製造施設等変更届書に製造施設等の変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

二 前項の変更明細書には、第四条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（第二種製造者に係る輕微な変更の工事）

第十七条 法第十四条第四項ただし書の経済産業省令で定める輕微な変更の工事は、第十五条第一項に規定する工事とする。

第二節 高圧ガスの貯蔵に係る許可等

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯槽により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 可燃性ガス又は毒性ガスの貯蔵は、通風の良い場所に設置された貯槽によりすること。
ロ 貯槽（不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）及び空気のものを除く。）の周囲二メートル以内においては、火気の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、貯槽と火気若しくは引火性若しくは発火性の物との間に当該貯槽から漏えいしたガスに係る流動防止措置又はガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 液化ガスの貯蔵は、液化ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないようにすること。

ニ 貯槽の修理又は清掃（以下二において「修理等」という。）及びその後の貯蔵は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

(イ) 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は、当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行ふこと。

(ロ) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の貯槽の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ハ) 修理等のため作業員が貯槽を開放し、又は貯槽内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

(ニ) 貯槽を開放して修理等をするときは、当該貯槽に他の部分から当該ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

(ホ) 修理等が終了したときは、当該貯槽に漏えいのないことを確認した後でなければ貯蔵をしないこと。

ホ 貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。）には、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

ヘ 貯槽又はこれに取り付けた配管のバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

ト 三フッ化窒素の貯槽のバルブは、静かに開閉すること。

二 容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器等により貯蔵する場合は、通風のよい場所であること。

ロ 第六条第二項第八号の基準に適合すること。ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充填容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及びニの基準に適合することとを要しない。

ハ シアン化水素を貯蔵するときは、充填容器等について一日に一回以上当該ガスの漏えいのないことを確認すること。

ニ シアン化水素の貯蔵は、容器に充填した後六十日を超えないものをする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

ホ 貯蔵は、船、車両若しくは鉄道車両に固定し、又は積載した容器（消火の用に供する不活性ガス及び消防自動車、救急自動車、救助工作車その他緊急事態が発生した場合に使用する車両に搭載した緊急時に使用する高圧ガスを充填してあるものを除く。）によりしないこと。ただし、法第十六条第一項の許可を受け、又は法第十七条の二第一項の届出を行ったところに従つて貯蔵するときは、この限りでない。

ヘ 一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等において示された年月から十五年を経過したもの（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない）。

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器により貯蔵する場合は、通風のよい場所であること。

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、同号の充填可能期限年月日を経過したもの）を平成十四年法律第八十七号（第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

ハ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めないのであるものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から十五年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して二十年を経過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を平成十四年法律第八十七号（第二条第十一項に規定する引取業者（以下単に「引取業者」という。）、同条第十二項に規定するフロン類回収業者（以下単に「フロン類回収業者」という。）及び同条第十三項に規定する解体業者（以下単に「解体業者」という。）が同条第九項に規定する再資源化（以下単に「再資源化」という。）のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない。）。

（貯蔵の規制を受けない容積）

第十九条 法第十五条第一項ただし書の経済産業省令で定める容積は、〇・一五立方メートルとする。

2 前項の場合において、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、質量十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなす。

（第一種貯蔵所の設置の許可の申請）

第二十条 法第十六条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第七の第一種貯蔵所設置許可申請書に第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面並びに第四号に掲げる図面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十五条及び第四十三条において同じ。）に提出しなければならない。

一 貯蔵の目的

- 二 法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
- 三 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
- 四 貯蔵所の位置及び付近の状況を示す図面

(第一種貯蔵所に係る技術上の基準)

第二十一条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条及び第二十三条に定めるところによる。

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十二条 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十一号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

- 一 コールド・エバポレータにより貯蔵する場合にあつては、第六条の第二項及び第二項
- 二 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮天然ガススタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条第一項及び第二項
- 三 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が液化天然ガススタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の第二項
- 四 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の第三項及び第二項

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

第二十三条 容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、次項各号に掲げる基準を適用する。

- 一 容器が配管により接続されたものにあつては、その外面から第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有し、かつ、第六条第一項第四十二号イ、ロ及びホからヌまでの基準に適合すること。
- 二 容器が配管により接続されたものにあつては、その配管（高圧ガスが通る部分に限る。）については第六条第一項第十一号から第十三号までに規定する高圧ガス設備の例によるものであること。

三 容器が配管により接続されていないものにあつては、第六条第一項第四十二号の基準に適合すること。

2 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンド若しくは移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合に係る前項ただし書の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、第七条の第三項及び第二項
- 二 第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する場合にあつては、第八条の第二項

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

第二十四条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。第二十七条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

(第二種貯蔵所の設置の届出)

第二十五条 法第十七条の二第一項の規定により届出をしようとする者は、様式第九の第二種貯蔵所設置届書に次の各号に掲げる事項を記載した書面を添えて、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 貯蔵の目的
- 二 法第十八条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項
- 三 移設等に係る貯蔵設備にあつては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録

(第二種貯蔵所に係る技術上の基準)

第二十六条 法第十八条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所にあつては、第二十二条の基準に適合すること。
- 二 容器により貯蔵する第二種貯蔵所にあつては、第二十三条の基準に適合すること。

(第一種貯蔵所に係る変更の工事の許可の申請)

第二十七条 法第十九条第一項の規定により許可を受けようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十の第二種貯蔵所位置等変更許可申請書に変更明細書を添えて、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第二十条各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

第二十八条 法第十九条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次に掲げるものとする。

一 貯蔵する高圧ガスが通る部分（貯槽を除く。）の取替え（第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

二 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分の変更の工事

三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含み、高圧ガスを除く。）が通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事

四 貯蔵所の機能に支障を及ぼすおそれのない貯蔵設備の撤去の工事

2 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る変更の工事の届出）

第二十九条 法第十九条第四項の規定により届出をしようとする第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十二の第二種貯蔵所位置等変更届書に変更明細書を添えて、第二種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該第二種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第二種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該第二種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第二十五条各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（第二種貯蔵所に係る軽微な変更の工事）

第三十条 法第十九条第四項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、第二十八条第一項に定めるものとする。

第三節 完成検査

（完成検査の申請等）

第三十一条 法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事又は指定都市の長が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。

2 都道府県知事又は指定都市の長は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を、交付するものとする。

（協会等が行う完成検査の申請等）

第三十二条 前条の規定は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合（当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務のうち、令第二十二条に規定するものに係る場合を除く。）にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において同じ。）とあるのは「協会」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により届出をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、当該製造設備又は貯蔵設備について協会が行った完成検査に応じ、様式第十七の高圧ガス保安協会完成検査受検届書を完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第二十条第一項本文又は第三項本文」とあるのは「法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号」と、同条第一項中「都道府県知事又は指定都市の長が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所又は第一種貯蔵所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第三十四条第一項及び第二項において同じ。）とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十条第一項ただし書又は第三項第一号の規定により届出をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、当該製造設備又は貯蔵設備について指定完成検査機関が行った完成検査に応じ、様式第十八の指定完成検査機関完成検査受検届書を完成検査を受けた事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査を要しない変更の工事の範囲）

第三十三条 法第二十条第三項の経済産業省令で定めるものは、製造設備にあつては第一号及び第二号に、第一種貯蔵所にあつては第三号に掲げるものとする。

一 ガス設備（耐震設計構造物に係る特定設備を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガス設備の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、特定設備の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第十五条第一項に規定する工事を除く。）であつて、当該設備の処理能力の変更が告示で定める範囲であるもの

二 処理能力が一日百立方メートル（不活性ガス又は空気にあつては三百立方メートル）未満の製造設備（耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る。）である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの

三 貯蔵する高圧ガスのガス（その原料となるガスを含む。）が通る部分（耐震設計構造物に係る貯槽を除く。）の取替え又は設置位置の変更（高圧ガスが通る部分の取替えを伴うものにあつては、第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したものへの取替えに限り、貯槽の取替えを伴うものにあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものへの取替えに限る。）の工事（第二十八条第一項に規定する工事を除く。）であつて、当該設備の貯蔵能力の変更が告示で定める範囲であるもの（協会等の完成検査の報告）

第三十四条 法第二十条第四項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第十九の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十条第四項の規定により、指定完成検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第二十の完成検査結果報告書に完成検査の記録を添えて、完成検査をした事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（完成検査の方法）

第三十五条 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行う同条第一項及び第三項の完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、第一種貯蔵所について行う同条第一項及び第三項の完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。

（特定設備検査合格証等の有効期間）

第三十六条 法第二十条の二の経済産業省令で定める期間は、三年とする。

第三章 高圧ガスの販売事業に係る届出等

（販売業者に係る販売の事業の届出）

第三十七条 法第二十条の四の規定により届出をしようとする者は、様式第二十一の高圧ガス販売事業届書に次項に掲げる書類を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該販売所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く。）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第二十条の四の経済産業省令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 販売の目的を記載したものであるもの
- 二 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載したもの（販売業者に係る承継の届出）

第三十七条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十一の二の高圧ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（周知の義務）

第三十八条 法第二十条の五第一項の規定により、販売業者等は、販売契約を締結したとき及び本条による周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、次条第二項に規定する事項を記載した書面をその販売する高圧ガスを購入して消費する者に配布し、同項に規定する事項を周知させなければならない。

（周知させるべき高圧ガスの指定等）

第三十九条 法第二十条の五第一項の高圧ガスであつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素
- 二 在宅酸素療法用の液化酸素
- 三 スクーバダイビング等呼吸用の空気
- 四 スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の九十八パーセント以上で、かつ、酸素の容量が全容量の二十一パーセント以上のもの（前号に掲げるものを除く。）
- 2 法第二十条の五第一項の高圧ガスによる災害の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 使用する消費設備のその販売する高圧ガス（以下この項において単に「高圧ガス」という。）に対する適応性に関する基本的な事項
 - 二 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項
 - 三 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
 - 四 消費設備の変更に關し注意すべき基本的な事項
 - 五 ガス漏れを感じた場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の防止に関し必要な事項

（販売業者等に係る技術上の基準）

第四十条 法第二十条の六第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高圧ガスを充填して販売する場合を除く。）。
- 二 充填容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、当該ガスが漏えいしていないものをもつてすること。

三 圧縮天然ガスの充填容器等の引渡しは、法第四十八条第一項第五号の経済産業省令で定める期間を六月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもつてすること。

四 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売するときは、当該販売に係る圧縮天然ガスの消費のための設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にすること。

イ 充填容器等（内容積が二十リットル以上のものに限る。以下この号において同じ。）には、当該容器を置く位置から二メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置くこと。ただし、屋外に置くことが著しく困難な場合（告示で定める場合に限る。）において、充填容器等及びこれらの附属品から漏えいした圧縮天然ガスが屋内に滞留しないような措置を講じ、かつ、漏えいした圧縮天然ガスが火気に触れないような措置を講じたときは、屋内に置くことができる。

ロ 充填容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずること。

ハ 充填容器等は、常に温度四十度以下に保つこと。

ニ 充填容器等（内容積が五リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

ホ 充填容器等と閉止弁との間には、次に掲げる基準に適合する調整器を設けること。

(イ) 調整器の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、その調整器に係る容器の刻印等において示された耐圧試験において加える圧力（以下「耐圧試験圧力」という。）以上の圧力で行う耐圧試験及び当該耐圧試験圧力の五分の三以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。

(ロ) 調整器（生活の用に供するガスに係るものに限り、かつ、閉止弁から最も近いものをいう。以下チにおいて同じ。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力（燃焼器のバルブを閉じた状態における調整器の低圧側が受ける圧力をいう。）は四・二キロパスカル以下であること。

ヘ 配管には、充填容器等と調整器との間の部分にあつては当該充填容器等の刻印等において示された耐圧試験圧力以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては〇・八メガパスカル（長さ〇・三メートル未満のものにあつては、〇・二メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格する管を使用すること。

ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

チ 調整器と閉止弁との間の配管は、当該配管の設置の工事を終了した後四・二キロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

五 圧縮天然ガスを燃料の用に供する一般消費者に圧縮天然ガスを販売する者にあつては、配管の気密試験のための設備を備えること。

（販売業者に係る変更の届出）

第四十一条 法第二十條の七の規定により届出をしようとする販売業者は、様式第二十二の販売に係る高圧ガスの種類変更届書を、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第四章 高圧ガスの製造の開始等に係る届出

（高圧ガスの製造の開始又は廃止の届出）

第四十二条 法第二十一条第一項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、様式第二十三の高圧ガス製造開始届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十一条第一項又は第二項の規定により届出をしようとする第一種製造者又は第二種製造者は、様式第二十四の高圧ガス製造廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の廃止の届出）

第四十三条 法第二十一条第四項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第二十五の貯蔵所廃止届書を、貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（高圧ガスの販売の事業の廃止の届出）

第四十四条 法第二十一条第五項の規定により届出をしようとする販売業者は、様式第二十六の高圧ガス販売事業廃止届書を、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第五章 高圧ガスの輸入に係る検査等

（輸入検査の申請等）

第四十五条 法第二十二條第一項本文の規定により輸入検査を受けようとする者は、様式第二十七の輸入検査申請書に様式第二十七の二の輸入高圧ガス明細書を添えて、高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六條の二第一項及び第二項において同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の輸入高圧ガス明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高圧ガスの圧力及び成分並びに製造をした事業所の名称及び所在地

二 容器の種類並びに製造所の名称及び所在地

3 都道府県知事又は指定都市の長は、輸入をした高圧ガス及びその容器が第四十五條の三の基準に適合していると認めるときは、様式第二十八の輸入検査合格証を交付するものとする。

（協会等が行う輸入検査の申請等）

第四十五条の二 前條の規定は、協会が行う輸入検査に準用する。この場合において、同條第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次

条第二項及び第四項並びに第四十六条の二第一項及び第二項において同じ。」とあるのは「協会」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

2 法第二十二條第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした高圧ガス及びその容器について協会が行った輸入検査に並び、様式第二十八の二の高圧ガス保安協会輸入検査受検届書を当該高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条の規定は、指定輸入検査機関が行う輸入検査に準用する。この場合において、同条第一項中「法第二十二條第一項本文」とあるのは「法第二十二條第一項第一号」と、「高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合、当該陸揚地に係る事務が令第二十二條に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条第二項及び第四項並びに第四十六条の二第一項及び第二項において同じ。）」とあるのは「指定輸入検査機関」と、同条第三項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定輸入検査機関」と読み替えるものとする。

4 法第二十二條第一項第一号の規定により届出をしようとする者は、当該輸入をした高圧ガス及びその容器について指定輸入検査機関が行った輸入検査に並び、様式第二十八の三の指定輸入検査機関輸入検査受検届書を当該高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（輸入高圧ガスに係る技術上の基準）

第四十五条の三 法第二十二條第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、経済産業大臣が定める高圧ガスに関する内容物確認試験及び容器に関する安全度試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格することとする。

（検査を要しない輸入高圧ガス）

第四十六条 法第二十二條第一項第三号の経済産業省令で定める緩衝装置は、不活性ガス又は空気を封入したものであつて、その作動時における内部のガスの圧力が設計圧力（当該装置を使用することができる最高の圧力として設計された圧力をいう。）を超えない構造であり、かつ、再充填できない構造であるものとする。

2 法第二十二條第一項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる基準に適合する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスを輸入する場合

イ 毒性ガス以外のガスであつて経済産業大臣が定めるものが封入してあること。

ロ 作動時におけるガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

ハ 再充填できない構造であること。

ニ 法第四十四条第四項の容器検査における容器の規格と同等以上の自動車用エアバッグガス発生器の規格に適合するものであること。

三 高圧ガスと一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスを輸入する場合

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスを輸入する場合

五 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の規定に適合する容器内における高圧ガスを輸入する場合

（協会等による輸入検査の報告）

第四十六条の二 法第二十二條第二項の規定により、協会が同項の報告をしようとするときは、様式第二十八の四の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第二十二條第二項の規定により、指定輸入検査機関が同項の報告をしようとするときは、様式第二十八の五の輸入検査結果報告書に輸入検査の記録を添えて、当該検査に係る高圧ガスの陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（輸入検査の方法）

第四十七条 法第二十二條第四項の経済産業省令で定める輸入検査の方法は、次の表の上欄に掲げる検査項目に並び、同表の下欄に掲げる方法とする。

検査項目		輸入検査の方法
1	第四十五条の三に規定する高圧ガスに関する内容物確認試験	1 輸入をした高圧ガスの圧力、成分等を、分析、記録等により検査する。
2	第四十五条の三に規定する容器に関する安全度試験	2 輸入をした高圧ガスの容器の安全度を、法第四十四条第一項の容器検査の方法、記録等により検査する。

第六章 高圧ガスの移動に係る保安上の措置等

（移動に係る保安上の措置及び技術上の基準）

第四十八条 法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次条及び第五十条に定めるところによる。

（車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等）

第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三條第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。

二 二以上の容器であつて、一体として車両に繫結されたもの（以下この号において「集結容器」という。）にあつては、次に掲げる基準のイ、ハ及びニに適合し、二以上の容器を一のフレームに固定したもの（以下この号において「集合容器」という。）であつて、一体として車両に固定されたものにあつては、次に掲げる基準のロ、ハ及びニに適合すること。

イ 容器相互及び集結容器と車両とを繫結するための措置を講ずること。

ロ 容器とフレーム及び集合容器と車両とを適切に固定するための措置を講ずること。

ハ 容器ごとに容器元弁を設けること。

ニ 充填管には、安全弁、圧力計及び緊急脱圧弁を設けること。

三 一般複合容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合は、この限りでない）。

四 充填容器等（圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。この場合において、液化ガスの充填容器等にあつては、温度計又は温度を適切に検知することができる装置を設けること。

五 液化ガスの充填容器等（国際輸送用タンクコンテナに係るもの及び継目なし容器を除く。）にあつては、容器の内部に液面揺動を防止するための防波板を設けること。

六 容器（当該容器の頂部に設けた附属品を含む。）の地盤面からの高さが車両の地盤面からの最大高より高い場合には、高さ検知棒を設けること。

七 ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるバルブ（以下「容器元弁」という。）をその後面に設けた容器（次号において「後部取出し式容器」という。）にあつては、容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブと車両の後バンパの後面との水平距離が四十センチメートル以上であること。

八 後部取出し式容器以外の容器にあつては、容器の後面と車両の後バンパの後面との水平距離が三十センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されていること。

九 容器元弁、緊急遮断装置に係るバルブその他の主要な附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品を車両の右側面以外に設けた堅固な操作箱の中に収納すること。この場合において、操作箱と車両の後バンパの後面との水平距離は、二十センチメートル以上であること。

十 前三号に掲げるところによるほか、附属品が突出した容器にあつては、これらの附属品の損傷により当該ガスが漏えいすることを防止するために必要な措置を講ずること。

十一 液化ガスのうち、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の充填容器等には、ガラス等損傷しやすい材料を用いた液面計を使用しないこと。

十二 容器に設けたバルブ又はコックには、開閉方向及び開閉状態を外部から容易に識別するための措置を講ずること。

十三 移動を開始するとき及び移動を終了したときは、当該ガスの漏えい等の異常の有無を点検し、異常のあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。

十四 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素を移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。

十五 毒性ガスを移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。

十六 駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下同じ。）するときは、充填容器等に高圧ガスを受け入れ、又は当該充填容器等から高圧ガスを送り出すときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避け、かつ、交通量が少ない安全な場所を選ぶこと。また、駐車中移動監視者（次号の規定により高圧ガスが移動している監視する者をいう。以下同じ。）又は運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。

十七 次に掲げる高圧ガスを移動するときは、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者又は協会が行う高圧ガスの移動についての講習を受け、当該講習の検定に合格した者に当該高圧ガスの移動について監視させること。

イ 圧縮ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）

（イ） 容積三百立方メートル以上の可燃性ガス及び酸素

（ロ） 容積百立方メートル以上の毒性ガス

ロ 液化ガスのうち次に掲げるもの（ハに掲げるものを除く。）

（イ） 質量三千キログラム以上の可燃性ガス及び酸素

（ロ） 質量千キログラム以上の毒性ガス

（ハ） 第七条の三第二項、第七条の四第二項、第十一条第一項第五号（第七条の三第二項の基準を準用する場合に限る。）及び第十二条の二第二項の圧縮水素スタンド並びにコンビナート等保安規則第七条の三第二項の圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素

ハ 特殊高圧ガス

十八 前号の移動監視者は、高圧ガスの移動を監視するときは、常に前号の免状又は講習を修了した旨を証する書面を携帯しなければならない。

十九 第十七号に掲げる高圧ガスを移動するときは、あらかじめ、当該高圧ガスの移動中充填容器等が危険な状態となつた場合又は当該充填容器等に係る事故が発生した場合における次に掲げる措置を講ずること。

イ 荷送人へ確実に連絡するための措置

ロ 事故等が発生した際に共同して対応するための組織又は荷送人若しくは移動経路の近辺に所在する第一種製造者、販売業者その他高圧ガスを取り扱う者から応援を受けるための措置

ハ その他災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置

二十 第十七号に掲げる高圧ガスを移動する者は、次に掲げる措置を講じてすること。

イ 移動するときは、繁華街又は人ごみを避けること。ただし、著しく回り道となる場合その他やむを得ない場合には、この限りでない。

ロ 運搬の経路、交通事情、自然条件その他の条件から判断して次の各号のいずれかに該当して移動する場合は、交替して運転させるため、容器を固定した車両一台について運転者二人を充てること。

（イ） 一の運転者による連続運転時間（一回が連続十分以上で、かつ、合計が三十分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が、四時間を超える場合

(ロ) 一の運転者による運転時間が、一日当たり九時間を超える場合

二十一 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

二十二 圧縮水素運送自動車用容器は、常に温度六十五度以下に保つとともに、その外部からの雨水等による劣化を防止するための措置を講ずること。

2 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印した場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（国際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

二 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めなければならないものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から十五年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して二十年を経過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

（その他の場合における移動に係る技術上の基準等）

第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 充填容器等を車両に積載して移動するとき（容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合を除く。）は、当該車両の見やすい箇所に警戒標を掲げること。ただし、次に掲げるもののみを積載した車両にあつては、この限りでない。

イ 消防自動車、救急自動車、レスキュー車、警備車その他の緊急事態が発生した場合に使用する車両において、緊急時に使用するための充填容器等
ロ 冷凍車、活魚運搬車等において移動中に消費を行うための充填容器等
ハ タイヤの加圧のために当該車両の装備品として積載する充填容器等（フルオロカーボン、炭酸ガスその他の不活性ガスを充填したものに限る。）
ニ 当該車両の装備品として積載する消火器

二 充填容器等は、その温度（ガスの温度を計測できる充填容器等にあつては、ガスの温度）を常に四十度以下に保つこと。

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

四 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器（国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて、容器製造業者が国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を定めなければならないものを除く。）又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であつて当該容器を製造した月の前月から起算して十五年を経過したもの（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量三・五トンを超えるものに用いる国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器製造業者が当該容器の充填可能期限年月を当該容器を製造した月の前月から起算して二十年を経過した月と定めた場合には、その期間を経過したもの、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない。）。

五 充填容器等（内容積が五十リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃及びバルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。
イ 充填容器等と消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

ロ 塩素の充填容器等とアセチレン、アンモニア又は水素の充填容器等

七 可燃性ガスの充填容器等と酸素の充填容器等とを同一の車両に積載して移動するときは、これらの充填容器等のバルブが相互に向き合わないようにすること。

八 毒性ガスの充填容器等には、木枠又はパッキンを施すこと。

九 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は三フッ化窒素の充填容器等を車両に積載して移動するときは、消火設備並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材及び工具等を携行すること。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十 毒性ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときは、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行すること。

十一 アルシン又はセレン化水素を移動する車両には、当該ガスが漏えいしたときの除害の措置を講ずること。

十二 充填容器等を車両に積載して移動する場合において、駐車するときは、当該充填容器等の積み卸しを行うときを除き、第一種保安物件の近辺及び第二種保安物件が密集する地域を避けるとともに、交通量が少ない安全な場所を選び、かつ、移動監視者又は運転者は食事その他やむを得ない場合を除き、当該車両を離れないこと。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除く。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

十三 前条第一項第十七号に掲げる高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同項第十七号から第二十号までの基準を準用する。この場合において、同項第二十号ロ中「容器を固定した車両」とあるのは「当該ガスの充填容器等を積載した車両」と読み替えるものとする。

十四 前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該ガスの充填容器等を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。ただし、容器の内容積が二十五リットル以下である充填容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が五十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

（導管による移動に係る技術上の基準）

第五十一条 法第二十三条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第四十三号に規定する基準とする。

第七章 家庭用設備の設置に係る技術上の基準

（家庭用設備の設置に係る技術上の基準）

第五十二条 法第二十四条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 圧縮天然ガス（内容積が二十リットル以上百二十リットル未満の容器に充填したものに限る。）を一般消費者の生活の用に供するための設備（以下「家庭用設備」という。）は、その設置又は変更の工事を終了した後閉止弁と燃焼器との間の配管について四・ニキロパスカル以上の圧力で気密試験を行い、これに合格するものであること。

二 閉止弁と燃焼器との間の配管には、硬質管を使用すること。ただし、燃焼器に接続する配管であつて、屋内に設けたものについては、〇・二メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するゴム管又はこれと同等以上の耐圧性能を有する管を使用することができる。

三 硬質管以外の管と硬質管とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けること。

第八章 高圧ガスの消費に係る届出等

（特定高圧ガスの消費者に係る消費の届出）

第五十三条 法第二十四条の二第二項の規定により特定高圧ガス（液化石油ガスを除く。以下同じ。）を消費しようとする者は、様式第二十九の特定高圧ガス消費届書に消費施設等明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、特定高圧ガスの消費者であつて事業の譲渡（その事業の全部を譲り渡すものを除く）、遺贈又は分割（その事業の全部を承継させるものを除く。）により引き続き消費をしようとする者が新たに届け出るときは、消費施設等明細書の添付を省略することができる。

2 前項の消費施設等明細書には、第一号から第三号までに掲げる事項を記載し、第四号に掲げる図面を添付しなければならない。

一 消費（消費に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下同じ。）の目的

二 特定高圧ガスの貯蔵設備（以下単に「貯蔵設備」という。）の貯蔵能力

三 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

四 特定高圧ガスの消費のための施設（以下「消費施設」という。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面

（特定高圧ガスの貯蔵能力の算定基準）

第五十四条 法第二十四条の二第二項の貯蔵能力の算定基準は、第二条第一項第九号に定める算式によるものとする。

（特定高圧ガス消費者に係る承継の届出）

第五十四条の二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十条の二第二項の規定により特定高圧ガス消費者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第二十九の二の特定高圧ガス消費者承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくはその事業の全部を承継させた分割があつた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（特定高圧ガスの消費者に係る技術上の基準）

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 事業所の境界線を明示し、かつ、当該事業所の外部から見やすいように警戒標掲げること。

二 消費施設は、その貯蔵設備（貯蔵能力が三千キログラム未満の特殊高压ガスのもの及び貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満の液化塩素のものに限る。）及び減圧設備の外から、第一種保安物件に対し第一種設備距離以上、第二種保安物件に対し第二種設備距離以上の距離を有すること。ただし、消費施設が第六条の第二項の規定に適合する場合にあつては、この限りでない。

三 特殊高压ガスの消費のための設備（以下「消費設備」という。）のうち、貯蔵設備、導管及び減圧設備並びにこれらの間の配管（以下「貯蔵設備等」という。）は、その外面から火気（当該消費設備内の火気を除く。以下この号において同じ。）を使用する場所に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備等から漏えいしたガスに係る流動防止措置若しくは特殊高压ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

四 可燃性ガスの消費設備を設置する室は、当該ガスが漏えいしたとき滞留しないような構造とすること。

五 消費設備に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分、機械的性質を有するものであること。

六 消費設備（配管及びこの号に規定する基礎を有する構造物上に設置されたものを除く。）の基礎は、不同沈下等により当該消費設備に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽（貯蔵能力が百立方メートル又は一トン以上のものに限る。以下この号及び第三十号において同じ。）の支柱（支柱のない貯槽にあつては、その底部）は、同一の基礎に繋結すること。

七 貯蔵設備等（容器を除き、かつ、貯蔵設備については貯蔵能力が三千キログラム未満の特殊高压ガスのもの及び貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満の液化塩素のものに限る。次号、第十三号及び第五十七条第一号において同じ。）は、常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用し行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験（試験方法、試験設備、試験員等の状況により試験を行うことが適切であると経済産業大臣が認める者の行うものに限る。）に合格するものであること。

八 貯蔵設備等は、常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、当該貯蔵設備等の形状、寸法、常用の圧力、常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率等に応じ、十分な強度を有するものであり、又は貯蔵設備等の製造技術、検査技術等の状況により製造することが適切であると経済産業大臣が認める者の製造した常用の圧力等に応ずる十分な強度を有するものであること。

九 特殊高压ガスの消費設備から排出されるガスが当該消費設備以外の消費設備から排出されるガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがある場合には、それぞれの消費設備と除害のための設備（以下「除害設備」という。）との間の配管（以下この条において「排気ダクト」という。）の系統を別にすること。

十 特殊高压ガスの消費設備（貯蔵設備等を除く。）及び除害設備並びに当該消費設備に係る排気ダクトは、気密な構造とすること。

十一 ジシラン、ホスフィン及びモノシランの排気ダクトは、排気中の生成物がたい積しにくい構造とし、かつ、当該排気ダクトを定期的に点検し、当該排気ダクトに生成物がたい積していた場合には、速やかに除去すること。

十二 特殊高压ガスの消費設備を設置する室は、緊急時に容易に避難できる構造とすること。

十三 貯蔵設備等には、経済産業大臣が定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該設備内の圧力が許容圧力を超えた場合に直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全装置を設けること。

十四 前号の規定により特殊高压ガスの貯蔵設備等に設けた安全装置のうち安全弁又は破裂板には、放出口を設けること。この場合において、放出口の開口部の位置は、除害設備内又は排気ダクト内とすること。

十五 特殊高压ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る減圧設備と当該ガスの反応（燃焼を含む。）のための設備との間の配管には、逆流防止装置を設けること。

十六 可燃性ガス低温貯槽には、当該貯槽の内部の圧力が外部の圧力より低下することにより当該貯槽が破壊することを防止するための措置を講ずること。

十七 特殊高压ガスの消費設備は、その内部のガスを不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号、第二十一号及び次項第四号において同じ。）により置換することができる構造とすること。この場合において、一の種類の特殊高压ガスの配管内に不活性ガスを供給する配管は、他の種類のガスその他の流体（当該一の種類の特殊高压ガスと相互に反応することにより災害の発生するおそれがあるガスその他の流体に限る。）の配管内に不活性ガスを供給する配管と系統を別にすること。

十八 特殊高压ガスの貯蔵設備に取り付けた配管には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置を講ずること。

十九 特殊高压ガスの消費設備に係る排気ダクトには、微差圧力計の設置等の異状を早期に発見するための措置を講ずること。

二十 特殊高压ガスの消費設備を自動的に制御する装置及び保安の確保に必要な設備であつて経済産業大臣が定めるものを設置する消費施設には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよう措置を講ずること。

二十一 特殊高压ガスの消費設備から排出されたガス（不活性ガスによる置換により排出されたものを含む。）は、当該特殊高压ガスの除害設備により除害をすること。

二十二 特殊高压ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備には、当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置を講ずること。

二十三 特殊高压ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接により行うこと。ただし、溶接によることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて替えることができる。

二十四 特殊高压ガス、液化アンモニア又は液化塩素の消費設備に係る配管は、これらのガスの種類、性状及び圧力並びに当該配管の周辺の状況（当該消費施設が設置されている事業所の周辺における第一種保安物件及び第二種保安物件の密集状況を含む。）に応じ必要な箇所を二重管とし、当該二重管には、当該ガスの漏えいを検知するための措置を講ずること。ただし、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、この限りでない。

二十五 可燃性ガスの消費設備には、当該設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

二十六 消費施設には、当該施設から漏えいするガスが滞留するおそれのある場所に当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。

二十七 消費施設（液化塩素に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な防火設備を適切な箇所に設けること。

二十八 特殊高圧ガスの事業所には、事業所の規模及び消費施設の態様に応じ、事業所内で緊急時に必要な連絡を速やかに行うための措置を講ずること。

二十九 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるとする措置を講ずること。

三十 貯槽には、その沈下状況を測定するための措置を講じ、経済産業大臣が定めるところにより沈下状況を測定すること。この測定の結果、沈下していたものにあつては、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずること。

二 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 特定高圧ガスの貯蔵設備等の周囲五メートル（第六条の二第二項の規定に適合する場合にあつては四メートル）以内においては、火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、当該設備と火気を使用する場所又は引火性若しくは発火性の物を置く場所（「火気等を使用する場所」という。第六十条第一項第十号において同じ。）との間に流動防止措置又は特定高圧ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

二 液化酸素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後に行うこと。

三 特定高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費をする特定高圧ガスの種類及び消費設備の態様に応じ頻繁に消費設備の作動状況について点検し、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

四 消費設備に特殊高圧ガスの充填容器等を接続した後及び当該充填容器等を取り外す前には、当該充填容器等のバルブを閉じた状態で当該消費設備（当該特殊高圧ガスと他の種類のガスその他の流体とが相互に反応することにより、災害の発生するおそれがある部分に限る。以下本号において同じ。）の内部のガスを不活性ガスにより置換し、又は当該消費設備の内部を真空にするこ

と。

五 消費設備の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ニ 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放する部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ホ 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしないこと。

六 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

（特定高圧ガスの消費者に係る変更の工事等の届出）

第五十六条 法第二十四条の四第一項の規定により届出をしようとする特定高圧ガスの消費者は、様式第三十の特定高圧ガス消費施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の変更明細書には、第五十三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。

（特定高圧ガスの消費者に係る軽微な変更の工事）

第五十七条 法第二十四条の四第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備等（貯槽を除く。）の取替え（第五十五条第一項第八号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の貯蔵能力の変更を伴わないもの

二 消費設備（貯蔵設備等を除く。）の変更の工事

三 消費設備以外の消費施設に係る設備の変更の工事

四 消費施設の機能に支障を及ぼすおそれのない消費設備の撤去の工事

（特定高圧ガスの消費の廃止の届出）

第五十八条 法第二十四条の四第二項の規定により届出をしようとする特定高圧ガスの消費者は、様式第三十一の特定高圧ガス消費廃止届書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（その他消費に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）

第五十九条 法第二十四条の五の消費の技術上の基準に従うべき高圧ガスは、可燃性ガス（高圧ガスを燃料として使用する車両において、当該車両の燃料の用のみに消費される高圧ガスを除く。）、

毒性ガス、酸素及び空気とする。

（その他消費に係る技術上の基準）

第六十条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。

一 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。

二 充填容器等は、転落、転倒等による衝撃又はバルブの損傷を受けられないよう粗暴な取扱いをしないこと。

三 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。ただし、安全弁及び圧力又は温度を調節する自動制御装置を設けた加熱器内の配管については、この限りでない。

イ 熱湿布を使用すること。

ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。
ハ 空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするもの以外のものに限る。）を使用すること。

四 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止する措置を講ずること。

五 消費設備に設けたバルブ又はコックには、作業員が当該バルブ又はコックを適切に操作することができるような措置を講ずること。

六 消費設備に設けたバルブを操作する場合にバルブの材質、構造及び状態を勘案して過大な力を加えないよう必要な措置を講ずること。

七 可燃性ガス又は毒性ガスの消費は、通風の良好な場所とし、かつ、その容器を温度四十度以下に保つこと。

八 シアン化水素の消費は、容器に充填した後六十日を超えないものをする。ただし、純度九十八パーセント以上で、かつ、着色していないものについては、この限りでない。

九 酸化エチレンを消費するときは、あらかじめ、消費に使用する設備の内部のガスを窒素ガス又は炭酸ガスで置換し、かつ、酸化エチレンの容器と消費に使用する設備との間の配管には、逆流防止装置を設けること。

十 可燃性ガス、酸素又は三フッ化窒素の消費に使用する設備（家庭用設備を除く。）から五メートル以内においては、喫煙及び火気（当該設備内のものを除く。）の使用を禁じ、かつ、引火性又は発火性の物を置かないこと。ただし、火気等を使用する場所との間に当該設備から漏えいしたガスに係る流動防止措置又は可燃性ガス、酸素若しくは三フッ化窒素が漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講じた場合は、この限りでない。

十一 可燃性ガスの貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。

十二 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の消費施設（在宅酸素療法用のもの及び家庭用設備に係るものを除く。）には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設けること。

十三 溶接又は熱切断用のアセチレンガスの消費は、当該ガスの逆火、漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。

十四 溶接又は熱切断用の天然ガスの消費は、当該ガスの漏えい、爆発等による災害を防止するための措置を講じて行うこと。

十五 酸素又は三フッ化窒素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃性の物を除去した後にすること。

十六 消費した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

十七 消費設備（家庭用設備を除く。以下この号及び次号において同じ。）の修理又は清掃（以下この号において「修理等」という。）及びその後の消費は、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

イ 修理等をするときは、あらかじめ、修理等の作業計画及び当該作業の責任者を定め、修理等は当該作業計画に従い、かつ、当該責任者の監視の下に行うこと又は異常があつたときに直ちにその旨を当該責任者に通報するための措置を講じて行うこと。

ロ 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の消費設備の修理等をするときは、危険を防止する措置を講ずること。

ハ 修理等のため作業員が消費設備を開放し、又は消費設備内に入るときは、危険を防止するための措置を講ずること。

ニ 消費設備を開放して修理等をするときは、当該消費設備のうち開放した部分に他の部分からガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。

ホ 修理等が終了したときは、当該消費設備が正常に作動することを確認した後でなければ消費をしないこと。

十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

十九 一般複合容器は、水中で使用しないこと。

2 第五十五条第一項第四号、第十二号、第十七号前段、第二十二号及び第五十五条第二項第四号に規定する基準は、五フッ化ヒ素等の消費に準用する。

第九章 高圧ガスの廃棄に係る技術上の基準等

（廃棄に係る技術上の基準に従うべき高圧ガスの指定）
第六十一条 法第二十五条の経済産業省令で定める高圧ガスは、可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素とする。

第六十二条 法第二十五条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 廃棄は、容器とともに行わないこと。

二 可燃性ガス又は特定不活性ガスの廃棄は、火気を取り扱う場所又は引火性若しくは発火性の物をたい積した場所及びその付近を避け、かつ、大気中に放出して廃棄するときは、通風の良好な場所であつて、少量ずつ放出すること。

三 毒性ガスを大気中に放出して廃棄するときは、危険又は損害を他に及ぼすおそれのない場所であつて、少量ずつすること。

四 可燃性ガス、毒性ガス又は特定不活性ガスを継続かつ反復して廃棄するときは、当該ガスの滞留を検知するための措置を講じてすること。

五 酸素又は三フッ化窒素の廃棄は、バルブ及び廃棄に使用する器具の石油類、油脂類その他の可燃性の物を除去した後にすること。

六 廃棄した後は、バルブを閉じ、容器の転倒及びバルブの損傷を防止する措置を講ずること。

七 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。

八 充填容器等、バルブ又は配管を加熱するときは、次に掲げるいずれかの方法により行うこと。

イ 熱湿布を使用すること。
ロ 温度四十度以下の温湯その他の液体（可燃性のもの及び充填容器等、バルブ又は充填用枝管に有害な影響を及ぼすおそれのあるものを除く。）を使用すること。

ハ 空気調和設備（空気の温度を四十度以下に調節する自動制御装置を設けたものであつて、火気で直接空気を加熱する構造のもの及び可燃性ガスを冷媒とするものの以外のものに限る。）を使用すること。

第十章 自主保安のための措置

第六十三条 法第二十六条第一項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、様式第三十二の危害予防規程届書に危害予防規程（変更のときは、変更の明細を記載した書面）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の細目とする。

- 一 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関すること。
 - 二 保安管理体制並びに保安統括者、保安技術管理者、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員の行うべき職務の範囲に関すること。
 - 三 製造設備の安全な運転及び操作に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。
 - 四 製造施設の保安に係る巡視及び点検に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。
 - 五 製造施設の新増設に係る工事及び修理作業の管理に関すること（第一号に掲げるものを除く。）。
 - 六 製造施設が危険な状態となつたときの措置及びその訓練方法に関すること。
 - 七 大規模な地震に係る防災及び減災対策に関すること。
 - 八 協力会社の作業の管理に関すること。
 - 九 従業者に対する当該危害予防規程の周知方法及び当該危害予防規程に違反した者に対する措置に関すること。
 - 十 保安に係る記録に関すること。
 - 十一 危害予防規程の作成及び変更の手續に関すること。
 - 十二 前各号に掲げるもののほか災害の発生の防止のために必要な事項に関すること。
- 3 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内にある事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のための製造に係る事業所を除く。以下次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。
 - 二 警戒宣言が発せられた場合における避難の勧告又は指示に関すること。
 - 三 警戒宣言が発せられた場合における防災要員の確保に関すること。
 - 四 警戒宣言が発せられた場合における消防火設備、通報設備、防液堤その他保安に係る設備の整備及び点検に関すること。
 - 五 警戒宣言が発せられた場合における製造設備等の整備、点検、運転に関すること。
 - 六 その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。
 - 七 地震防災に係る教育、訓練及び広報に関すること。
 - 4 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に前項に掲げる事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
 - 5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のための製造に係る事業所を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
 - 一 南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。
 - 二 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。
 - 7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にある事業所（同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のための製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。）に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。
 - 一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該指定があつた日から六月以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事（当該事業所が指定都市の区域内にある場合当該事業所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

9 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定（同項に規定する「津波浸水想定」をいう。以下同じ。）が設定された区域内にある事業所に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるもののほか、当該津波浸水想定に応じた次の各号に掲げる事項の細目とする。

一 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。

二 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。

三 津波に係る防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。

四 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）。

五 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。）。

六 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、消防火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。

七 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。

10 津波防災地域づくりに関する法律第八条第一項の規定による津波浸水想定の際、当該想定が設定された区域内において高圧ガスの製造を行う事業所を現に管理している第一種製造者は、当該設定があつた日から一年以内に、前項に規定する事項の細目について、法第二十六条第一項の規定により、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（保安統括者の選任等）

第六十四条 法第二十七条の二第一項の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる者（以下次条から第六十七条まで及び第七十八条において「第一種製造者等」という。）は、事業所ごとに、保安統括者一人を選任しなければならない。

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一 移動式製造設備により六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄若しくは液化フルオロカーボンを製造する者、気化器若しくは減圧弁によりヘリウムガス、アルゴンガス、窒素ガス若しくは酸素ガスを製造する者又は気化器若しくは減圧弁若しくはこれらと同様の機能を有するバルブ（以下「気化器等」という。）により炭酸ガスを製造する者（一日の冷凍能力（冷凍保安規則第五条に規定する冷凍能力をいう。第六十六条第六項第三号において同じ。）が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する液化炭酸ガスの貯蔵設備内の当該ガスを冷却する場合を含む。）であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 六フッ化硫黄ガス、空気、液化ヘリウム、液化アルゴン、液化窒素、液化酸素、液化炭酸ガス、液化六フッ化硫黄又は液化フルオロカーボンの製造又は販売に関し六月以上の経験を有する者

ロ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ハ 学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業した者又は協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者であつて、特定高圧ガスの製造又は消費に関し六月以上の経験を有する者

二 容積が十立方メートル以下の空気又は窒素ガスを使用するダイキャスト機、水圧蓄圧機又はアキュムレータを使用する者

三 処理能力が千立方メートル未満のスクーパダイビング用等呼吸用の空気を容器に充填するための定置式製造設備（当該設備内の圧力が常用の圧力を超えた場合に自動的に充填を停止する機能を有するものに限る。）を設置する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、スクーパダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 法第二十九条第一項に規定する甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であつて、スクーパダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ スクーパダイビング用等呼吸用の空気の製造に関し一年以上の経験を有する者

四 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に天然ガスを充填する者であつて、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けたものであり、かつ、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者にその製造に係る保安について監督させるもの

五 処理能力が二十五立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。）により、圧縮水素を製造する者であつて、次のいずれか（第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。）に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

イ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素又は液化水素の製造に関し六月以上の経験を有する者

ロ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、圧縮天然ガススタンドに係る高压ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

ハ 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、かつ、圧縮水素スタンドにおける高压ガスの製造に関する講習（当該講習を適切に実施することができる者が行うものに限る。）を修了した者であつて、可燃性ガスの製造に関し六月以上の経験を有する者

3 法第二十七条の二第一項第二号に規定する保安統括者を選任する必要のない第二種製造者は、処理能力（不活性ガス又は空気については、その処理能力に三分の一を乗じて得た容積とする。）が百万方メートル未満の処理設備を設置する者（可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプを設置する者であつて処理能力が三十立方メートル以上百万方メートル未満の処理設備を設置する者を除く。）又は認定指定設備を設置する者とする。

（保安技術管理者の選任等）

第六十五条 法第二十七条の二第三項本文の規定により、第一種製造者等は、次の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高压ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安技術管理者を選任しなければならない。

事業所の区分		製造保安責任者免状の交付を受ける者	高压ガスの製造に関する経験
一 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力（不活性ガス及び空気については、その処理能力に四分の一を乗じて得た容積とする。以下この表において同じ。）が百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高压ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル。以下この表において同じ。）以上のもの	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガス（液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。）についてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキソアルコール、酸化エチレン（直接酸化法によるものに限る。）の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する一年以上の経験	一 一種類以上の圧縮ガス及び二種類以上の液化ガス（液化石油ガス保安規則の適用を受ける液化石油ガスを含む。以下この表において同じ。）についてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験又はアンモニア、メタノール、尿素、オキソアルコール、酸化エチレン（直接酸化法によるものに限る。）の合成若しくは高压ポリエチレン及びナフサ分解によるオレフィンの製造に係る高压ガスの製造に関する一年以上の経験
	甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状の交付を受けている者	二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル（液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。）を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験	二 圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用して一時間に処理することができるガスの容積が三千立方メートル（液化ガスを加圧するためのポンプを使用する場合にあつては、温度三十五度における液化ガスの送液量一立方メートルをもつて処理することができるガスの容積十立方メートルとみなす。）を超える設備又は温度三十五度における圧力が二十メガパスカルを超える設備を使用してする高压ガスの製造に関する一年以上の経験
二 保安用不活性ガス以外のガスの処理能力が百万立方メートル未満のもの	甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の三	一 一種類以上の高压ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験	一 一種類以上の高压ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験

2 法第二十七条の二第三項ただし書の規定により、保安技術管理者を選任する必要のない場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- 一 保安統括者に前項の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高压ガスの製造に関する経験を有する者を選任している場合
- 二 処理能力が二十五立方メートル未満の事業所において、専ら気化器若しくは減圧弁により可燃性ガス若しくは毒性ガスを製造し、専ら消費（燃焼以外の反応により消費する場合を除く。）をする目的で可燃性ガスを製造し、又は専ら可燃性ガス及び毒性ガス以外的高压ガスを製造する場合
- 三 移動式製造設備により高压ガスを製造する場合

（保安係員の選任等）

第六十六条 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分（以下「製造施設区分」という。）は、次の各号に掲げるものによるものとする。

- 一 ナフサその他のパラフィンの製造に係る高压ガスの製造施設
- 二 ナフサ分解によるエチレン及びプロピレンの製造に係る高压ガスの製造施設
- 三 ベンゼン、トルエン及びキシレンの製造に係る高压ガスの製造施設
- 四 ポリエチレン又はポリプロピレンの製造に係る高压ガスの製造施設
- 五 塩化ビニルモノマーの製造に係る高压ガスの製造施設
- 六 塩化ビニルポリマーの製造に係る高压ガスの製造施設
- 七 酸化エチレンの製造に係る高压ガスの製造施設
- 八 アンモニア又はメタノールの製造に係る高压ガスの製造施設
- 九 尿素の製造に係る高压ガスの製造施設
- 十 カーバイド法によるアセチレンの製造施設

- 十一 電気分解による液化塩素の製造施設
- 十二 炭酸ガスの製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）
- 十三 フルオロカーボンの製造に係る高圧ガスの製造施設
- 十四 水素以外の高圧ガスの製造（ナフサその他のパラフィンの製造に係る高圧ガスの製造を除く。）に用いられる水素の製造施設
- 十五 空気液化分離装置による酸素、ヘリウム、アルゴン等の製造施設（貯槽を設置して専ら充填のみを行うものを除く。）
- 十六 その他の高圧ガスの製造施設

2 法第二十七条の二第四項の規定により、第一種製造者等は、前項各号に掲げる製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であつて、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安係員を選任しなければならない。この場合において、同一の製造施設区分に属する一の製造施設が同一の計器室で制御されない二以上の系列に形成されているとき又は一の製造施設につき従業員の交替制をとっているときは、当該製造施設については、当該系列ごとに、又は当該交替制のために編成された従業員の単位ごとに、保安係員を選任しなければならない。

3 法第二十七条の二第四項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機若しくは液化ガスを加圧するためのポンプを使用してする高圧ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理、検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務を熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同等以上の経験とする。

4 前三項の規定にかかわらず、第一種製造者等は、乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する場合には、その者をその経験を有する高圧ガスに係るガスの区分（可燃性・毒性ガス（可燃性ガスであるガスをいう。）、可燃性ガス（毒性ガスであるものを除く。）、毒性ガス（可燃性ガスであるものを除く。）及び酸素の別をいう。以下この項及び第六十九条第五項において「ガスの区分」という。）に属する高圧ガスの製造施設に係る保安係員に選任できるものとする。

5 第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の製造施設又は同項各号に規定する一の製造施設区分に属する一若しくは二以上の製造施設が設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、同一の計器室において制御されているとき又は保安管理上これと同等以上であると経済産業大臣が認めるときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。

6 第一項の規定にかかわらず、異なる製造施設区分に属する二以上の製造施設が設備の配置等からみて一体として管理されるものとして設計されたものであり、かつ、当該施設のうち一の製造施設を除く他の製造施設の全てが次に掲げるものに該当するときは、当該製造施設は、同一の製造施設区分に属するものとみなす。

一 処理能力が百立方メートル以下の処理設備（可燃性ガスの液化ガスを加圧するためのポンプが設置されているものを除く。）であるとき。

二 酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス又はヘリウムガスを気化器又は減圧弁により製造する製造施設であるとき。

三 炭酸ガスを気化器等により製造する製造施設（一日の冷凍能力が十トン未満の冷凍設備を使用して気化器等に付属する貯蔵設備内の炭酸ガスを冷却するものを含む。）であるとき。

7 第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる製造施設の一と告示で定める製造施設とがあわせて設置されている場合には、両者を同一の製造施設区分に属するものとみなす。当該告示で定める製造施設が複数設置されている場合も、同様とする。

8 第一項の規定にかかわらず、高圧ガスの製造施設であつて鉄鋼又は非鉄金属の製造の用に供するものについては、燃焼、酸化、還元、動力その他高圧ガスの使用形態を考慮して経済産業大臣が定める製造施設区分によるものとする。

（保安統括者等の選任等の届出）

第六十七条 法第二十七条の二第五項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、様式第三十三の高圧ガス保安統括者届書に、保安統括者が当該事業所においてその事業の実施を統括管理する者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

2 法第二十七条の二第六項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第三十三の二の高圧ガス保安技術管理者等届書に、当該保安技術管理者又は保安係員が交付を受けた製造保安責任者免状の写しを添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

（保安係員等の講習）

第六十八条 法第二十七条の二第七項（法第二十七条の三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者若しくは法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者（以下この条において単に「第一種製造者」という。）は、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員に、又は法第二十七条の二第一項第二号に規定する第二種製造者（以下この条において単に「第二種製造者」という。）は、保安係員に、保安係員又は保安主任者にあつてはそれらの者が製造保安責任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、保安企画推進員にあつてはその者が選任された日から六月以内に、それぞれ第一回の法第二十七条の二第七項に規定する講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなければならない。

2 法第二十七条の二第七項の規定により、第一種製造者は、保安係員、保安主任者若しくは保安企画推進員に、又は第二種製造者は、保安係員に、前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に、それぞれ第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、第一種製造者又は第二種製造者は、保安係員若しくは保安主任者に選任した日以前二項の期間が経過している場合又は保安係員若しくは保安主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの日の期間が六月未満の場合は、保安係員又は保安主任者に選任した日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けさせるなければならない。

(保安主任者の選任等)

第六十九條 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める容積は、製造する高圧ガスの種類にかかわらず、百万立方メートル（貯槽を設置して専ら高圧ガスの充填を行う場合にあつては、二百立方メートル）とする。この場合における容積には、保安用不活性ガス以外の不活性ガス及び空気の容積の四分の三並びに保安用不活性ガスの容積は、算入しないものとする。

2 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める製造のための施設の区分は、第六十六条第一項各号によるものとする。

3 法第二十七条の三第一項の規定により、法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者（以下この条及び第七十一条において単に「第一種製造者」という。）は、前項に規定する製造施設区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けている者であつて、次項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者のうちから、保安主任者を選任しなければならない。

4 法第二十七条の三第一項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に関する経験は、一種類以上の高圧ガスについてその種類ごとの製造に関する一年以上の経験、圧縮機又は液化ガスを加圧するためのポンプを使用している高圧ガスの製造に関する一年以上の経験又は高圧ガス設備の設計、施工、管理検査業務等に従事し、かつ、当該設備の試運転業務に熟知し、高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する者と同以上であると認める経験とする。

5 前三項の規定にかかわらず、第一種製造者は、乙種化学責任者免状の交付を受けている者が高圧ガスの製造に関する一年以上の経験を有する場合には、その者をその経験を有する高圧ガスに係るガスの区分に属する高圧ガスの製造施設に係る保安主任者に、又はその他のガスの製造施設に係る保安主任者に選任することができる。

6 第二項の規定にかかわらず、第六十六条第五項から第八項までの規定は、保安主任者の選任に準用する。

(保安企画推進員の選任等)

第七十條 法第二十七条の三第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 保安技術管理者に選任され、その職務に通算して三年以上従事した者

二 保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して五年以上従事した者

三 保安係員、保安主任者若しくは保安技術管理者又は従前の規定による高圧ガス作業主任者に選任され、それらの職務に通算して七年以上従事した者

四 高圧ガスの製造に係る保安に関する企画又は指導の業務に通算して三年以上従事した者

五 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して七年以上従事した者

六 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に通算して十年以上従事した者

(保安主任者等の選任等の届出)

第七十一條 法第二十七条の三第三項において準用する法第二十七条の二第六項の規定により届出をしようとする第一種製造者は、その年の前年の八月一日からその年の七月三十一日までの期間内にした保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任について、当該期間終了後遅滞なく、様式第三十四の高圧ガス保安主任者等届書に、保安主任者にあつては交付を受けた製造保安責任者の免状の写しを、保安企画推進員にあつては前条各号の一に該当する者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面又は写しの添付を省略することができる。

(販売主任者の選任等)

第七十二條 法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスは、アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。次項において同じ。）、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素（圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する圧縮水素（以下この項において「車両用圧縮水素」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮水素スタンドにおいて販売される車両用圧縮水素を除く。次項において同じ。）、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランとする。

2 法第二十八条第一項の規定により、販売業者は、次の表の上欄に掲げる販売所の区分ごとに、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げるガスの種類のうち一種類以上の高圧ガスについて、その種類ごとの製造又は販売に関する六月以上の経験を有する者のうちから、販売主任者を選任しなければならない。

販売所の区分	ガスの種類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモ
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素

アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素の販売所	酸素

3 第一項の規定にかかわらず、天然ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に充填する天然ガス（以下この項において「車両用天然ガス」という。）の販売に係る保安に関する業務の管理を適切に実施できる体制が整備されている圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて販売される車両用天然ガスは、法第二十八条第一項の経済産業省令で定める高圧ガスには該当しないものとし、当該圧縮天然ガススタンド又は液化天然ガススタンドにおいて車両用天然ガスを販売する者については、前項の規定は適用しない。

（取扱主任者の選任）

第七十三条 法第二十八条第二項の規定により、特定高圧ガスの消費者は、次の各号の一に該当する者を、取扱主任者に選任しなければならない。

- 一 特定高圧ガス（特殊高圧ガスを消費する者にあつては特殊高圧ガスに限り、その他の特定高圧ガスの消費者にあつては当該特定高圧ガスの消費者が消費するものと同一の種類のものに限る。次号において同じ。）の製造又は消費（特定高圧ガスの消費者の消費に限る。）に關し一年以上以上の経験を有する者
- 二 学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む）、協会が行う特定高圧ガスの取扱いに関する講習の課程を修了した者又は学校教育法による高等学校若しくは従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定高圧ガスの製造又は消費に關し六月以上の経験を有する者
- 三 甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状、乙種機械責任者免状又は第一種販売主任者免状の交付を受けている者

（販売主任者の選任等の届出）

第七十四条 法第二十八条第三項において準用する法第二十七条の二第五項の規定により届出をしようとする販売業者は、様式第三十五の高圧ガス販売主任者届書に、当該販売主任者が交付を受けた高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該写しの添付を省略することができる。

（取扱主任者の選任等の届出）

第七十五条 法第二十八条第三項において準用する法第二十七条の二第五項の規定により届出をしようとする特定高圧ガスの消費者は、様式第三十六の特定高圧ガス取扱主任者届書に当該取扱主任者が第七十三条に規定する資格を有することを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

（保安係員の職務）

第七十六条 法第三十二条第三項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 製造施設の位置、構造及び設備が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。
- 二 製造の方法が法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように監督すること。
- 三 定期自主検査の実施を監督すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、製造施設及び製造の方法についての巡視及び点検を行うこと。
- 五 高圧ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準の作成に關し、助言を行うこと。
- 六 災害の発生又はそのおそれがある場合における応急措置を実施すること。

（保安企画推進員の職務）

第七十七条 法第三十二条第五項の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危害予防規程の立案及び整備を行うこと。
- 二 保安教育計画の立案及び推進を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、高圧ガスの製造に係る保安に関する基本的方針の立案を行うこと。
- 四 高圧ガスの製造に係る保安についての作業標準、設備管理基準及び協力会社管理基準並びに災害の発生又はそのおそれがある場合の措置基準に關し、指導及び勧告を行うこと。
- 五 防災訓練の企画及び推進を行うこと。
- 六 災害が発生した場合におけるその原因の調査及び対策の検討を行うこと。
- 七 高圧ガスの製造に係る保安に關する情報の収集を行うこと。

（保安統括者等の代理者の選任等）

第七十八条 法第三十三条第一項の規定により、第一種製造者等は、次の各号に掲げる者の代理者を選任するときは、当該各号に掲げる者のうちから選任しなければならない。

- 一 保安統括者の代理者 当該保安統括者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者
- 二 保安技術管理者の代理者 当該保安技術管理者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第六十五条第一項の表の上欄に掲げる事業所の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同表の下欄に掲げる高圧ガスの製造に關する経験を有する者

三 保安係員の代理者 当該保安係員の職務に係る製造施設において高圧ガスの製造に従事する者であつて、第六十六条第二項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第三項に規定する製造に関する経験を有する者

四 保安主任者の代理者 当該保安主任者に選任されている者を直接補佐する職務を行う者であつて、第六十九条第三項に規定する製造保安責任者免状の交付を受けている者であつて、同条第四項に規定する高圧ガスの製造に関する経験を有する者

五 保安企画推進員の代理者 第七十条各号の一に該当する者

2 法第三十三条第三項において準用する法第二十七条の二第五項の規定により届出をしようとする第一種製造者等は、様式第三十七の高圧ガス保安統括者代理人届書に、保安統括者の代理者であることを証する書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、解任の場合にあつては、当該書面の添付を省略することができる。

第十一章 保安検査及び定期自主検査

第一節 保安検査

(特定施設の範囲等)

第七十九条 法第三十五条第一項本文の経済産業省令で定めるものは、経済産業大臣が定める製造施設以外の製造施設（以下「特定施設」という。）とする。

2 法第三十五条第一項本文の都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査又は同項第二号の認定保安検査実施者が自ら行う保安検査は、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回受け、又は自ら行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受け、又は自ら行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回受け、又は自ら行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、使用を休止した特定施設であつて、様式第三十七の二の高圧ガス製造施設休止届書に次に掲げる書類を添えて事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受け又は自ら行つたことのない施設にあつては、完成検査。以下同じ。）の日から当該施設を再び使用しようとする日までの期間が一年以上（前項の経済産業大臣が定める施設にあつては、前項の経済産業大臣が定める期間以上）であるもの（以下「休止施設」という。）にあつては、当該施設を再び使用しようとするときまで受け、又は自ら行わないものとする。

一 使用を休止した特定施設の位置、範囲等を明示した図面

二 使用を休止した特定施設について講じた措置を記載した書面

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を、又は自ら行つたものとみなす。

5 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする第一種製造者（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者）は、前回の保安検査の日（前項の規定により第二項の保安検査を受け、又は自ら行つたものとみなされた日を含む。以下同じ。）から一年を超えない日（第二項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を受けようとする認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者は、前回の保安検査の日から一年二月を超えない日（同項の経済産業大臣が定める施設（休止施設を除く。）にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間が終了する日から二月を超えない日、休止施設にあつては、当該施設を再び使用しようとする日の三十日前）までに、様式第三十八の保安検査申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 都道府県知事又は指定都市の長は、法第三十五条第一項本文の保安検査において、特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているとき、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

(協会等が保安検査を行う特定施設の指定等)

第八十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令で定めるものは、前条第一項に規定する製造施設とする。

2 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

3 法第三十五条第一項第一号の規定により、協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前条第二項及び第四項から第七項までの規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、同条第二項及び第四項から第七項までの規定中「法第三十五条第一項本文」とあるのは「法第三十五条第一項第一号」と、同条第二項中「都道府県知事若しくは指定都市の長が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第五項及び第六項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と、同条第七項中「都道府県知事又は指定都市の長」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

5 法第三十五条第一項第一号の規定により、指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする第一種製造者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、保安検査を受けた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(協会等の保安検査の報告)

第八十一条 法第三十五条第三項の規定により報告をしようとする協会は、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 法第三十五条第三項の規定により報告をしようとする指定保安検査機関は、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、保安検査をした事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(保安検査の方法)

第八十二条 法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 第十五条第一項第八号の認定に係る特定施設における保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

四 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

五 製造設備が定置式製造設備（第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号並びに第四十二号へ及びヌに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）に係るものに限る。）、コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド（第七条第一項第二号後段並びに同条第二項第四号及び第五号に掲げる基準に係るものに限る。）、液化天然ガスタンド（第七条の二第一項第五号及び第六号に掲げる基準に係るものに限る。）、圧縮水素スタンド（第七条の三第一項第十四号及び第十六号（第七条の四第一項第一号において準用する場合を含む。）、第七条の三第一項第十八号（同条第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに第七条の三第二項第三十号及び第三十四号（第七条の四第二項第一号において準用する場合を含む。）に掲げる基準（液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に係るものに限る。）並びに第七条の四第一項第二号イ、ロ及びハ並びに同号ニ、ホ及びヘ（同条第二項第二号において準用する場合を含む。）並びに同条第一項第三号から第十号まで（同条第二項第一号において準用する場合を含む。）並びに同項第二号イ、ロ及びハに掲げる基準に係るものに限る。）、移動式製造設備（第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るものに限る。）及び移動式圧縮水素スタンドである製造施設において、別表第三に定める方法を用いる場合

3 認定保安検査実施者又は特定認定保安検査実施事業者（特定認定事業者である認定保安検査実施者をいう。以下同じ。）に係る認定が法第三十九条の十二第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定保安検査実施事業者であつた者又は当該特定認定保安検査実施事業者であった者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届けなければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定保安検査実施事業者であつた者を認定保安検査実施者とみなして前項第一号の規定を適用し、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして同項第二号の規定を適用する。

4 第二項第二号に規定する方法により保安検査を行う特定認定保安検査実施事業者が第九十四条の七第一項の規定により令第十条ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときは除く。）は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、第七十九条第二項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定保安検査実施事業者であつた者を特定認定事業者とみなして、第二項第二号の規定を適用する。

一 第二項の告示で定めるところにより、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

5 第三項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定保安検査実施事業者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

7 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

8 第三項又は第四項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施事業者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 第五項及び第六項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第五項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

10 第三項又は第四項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定保安検査実施事業者であつた者又は特定認定保安検査実施事業者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 協会及び指定保安検査機関は、第三項又は第四項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

12 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

13 指定保安検査機関が第十一項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

第二節 定期自主検査

(定期自主検査を行う製造施設等)

第八十三条 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるガスの種類ごとに経済産業省令で定める量は、ガスの種類にかかわらず、三十立方メートルとする。

2 法第三十五条の二の経済産業省令で定めるものは、ガス設備又は消費施設（経済産業大臣が定めるものを除く。以下この条において同じ。）とする。

3 法第三十五条の二の規定により自主検査は、前項のガス設備が、第一種製造者にあつては法第八号の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に、同条に掲げる第二種製造者にあつては法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準（耐圧試験に係るものを除く。）に適合しているかどうかについて、一年（経済産業大臣が定める設備又は施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回以上行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で自主検査を行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回以上行わなければならない。

4 法第三十五条の二の規定により第一種製造者（第六十四条第二項の規定により保安統括者を選任する必要のない者及び第九十九条の規定に基づき経済産業大臣が保安統括者又は保安係員の選任を不要とした者を除く。以下この項において同じ。）、第二種製造者（第六十四条第三項の規定により保安統括者を選任する必要のない者及び第九十九条の規定に基づき経済産業大臣が保安統括者又は保安係員の選任を不要とした者を除く。以下この項において同じ。）又は特定高圧ガス消費者は、自主検査を行うときは、第一種製造者又は第二種製造者にあつてはその選任した保安係員に、特定高圧ガス消費者にあつてはその選任した取扱主任者に、当該自主検査の実施について監督を行わせなければならない。

5 法第三十五条の二の規定により第一種製造者、第二種製造者及び特定高圧ガス消費者は、検査記録に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 検査をしたガス設備又は消費施設

二 検査をしたガス設備又は消費施設ごとの検査の方法及び結果

三 検査年月日

四 検査の実施について監督を行った保安係員又は取扱主任者の氏名

(電磁的方法による保存)

第八十三条の二 法第三十五条の二に規定する検査記録は、前条第五項各号に掲げる事項を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の検査記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにならなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第十二章 危険時の措置

(危険時の措置)

第八十四条 法第三十六条第一項の経済産業省令で定める災害の発生の防止のための応急の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、製造又は消費の作業を中止し、製造設備若しくは消費設備内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

二 第一種貯蔵所、第二種貯蔵所又は充填容器等が危険な状態になったときは、直ちに、応急の措置を行うとともに、充填容器等を安全な場所に移し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させること。

三 前二号に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じ付近の住民に退避するよう警告すること。

四 充填容器等が外傷又は火災を受けたときは、充填されている高圧ガスを第六十二条第二号から第五号までに規定する方法により放出し、又はその充填容器等とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋めること。

第十三章 完成検査及び保安検査に係る認定等

(完成検査に係る認定の申請等)

第八十五条 法第三十九条の二第一項の規定により、法第二十条第三項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十四の認定完成検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の三第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

2 法第三十九条の第二項の経済産業省令で定める特定変更工事は、製造施設にあつては新たな製造施設の設置の工事以外の変更の工事であつて、継続して一年以上高压ガスを製造している施設に係るものとし、第一種貯蔵所にあつては新たな貯蔵設備の設置の工事以外の変更の工事とする。

(完成検査に係る認定の基準等)

第八十六条 法第三十九条の第三項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第四に定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の第三項第二号の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一 法第三十九条の第三項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の第三項第二号の完成検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の第三項各号に該当していると認めるときは、様式第四十五の認定完成検査実施者認定証を交付するものとする。

(保安検査に係る認定の申請等)

第八十七条 法第三十九条の第四項の規定により、法第三十五条第二項第二号の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第四十六の認定保安検査実施者認定申請書正本一通及び副本二通に次に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高压ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の第五項第一号の認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の申請において、第八十五条第一項による完成検査に係る認定の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第八十五条第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類を添えることを要しない。

3 法第三十九条の第四項第一号の経済産業省令で定める特定施設は、第七十九条第一項に規定する特定施設のうち継続して一年以上高压ガスを製造しているものとする。

(保安検査に係る認定の基準等)

第八十八条 法第三十九条の第五項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数は、別表第五に定めるところによるものとする。

2 法第三十九条の第五項第二号の経済産業大臣が行う検査は、次の各号に掲げるものとし、書類検査及び現地検査又はこれに類する検査により行う。

一 法第三十九条の第五項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の第五項第二号の保安検査規程に関する事項

3 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が法第三十九条の第五項各号に該当していると認めるときは、様式第四十七の認定保安検査実施者認定証を交付するものとする。

(協会等による調査の申請等)

第八十九条 法第三十九条の七第一項の規定により、協会又は検査組織等調査機関(以下この条において「協会等」という。)が行う調査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、様式第四十八の認定完成検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所又は第一種貯蔵所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る完成検査の認定を申請する者にあつては主要製品名、年間生産金額、高压ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の第三項第一号の認定の基準に適合していることを説明する書類

2 前項の規定により協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の第三項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の第三項第二号の完成検査規程に関する事項

3 法第三十九条の七第二項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の第三項各号に該当していると認めるときは、様式第四十九の認定完成検査実施者調査証を交付するものとする。

4 法第三十九条の七第三項の規定により、協会等が行う調査を受けようとする第一種製造者は、様式第五十の認定保安検査実施者調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、協会等に提出しなければならない。

一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名及び組織図

二 認定に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高压ガス設備一覧表及び製造工程図

三 法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合していることを説明する書類

5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするものに限り、当該書類を添えることを要しない。

6 法第三十九条の七第三項の協会等が行う調査は、次の各号に掲げるものとし、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。

一 法第三十九条の五第一項第一号の経済産業省令で定める基準並びに同項第三号の経済産業省令で定める条件及び同号の経済産業省令で定める数に関する事項

二 法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に関する事項

7 法第三十九条の七第四項の規定により、協会等は、前項の調査において、申請の内容が法第三十九条の五第一項各号に該当していると認めるときは、様式第五十一の認定保安検査実施者調査証を交付するものとする。

(認定の更新)

第九十条 法第三十九条の八第一項の規定により、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者が認定の更新を受ける場合は、第八十五条から前条までの規定を準用する。

(認定内容の変更の届出)

第九十一条 法第三十九条の九第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第五十二の認定完成検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第三十九条の九第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第五十三の認定保安検査実施者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

(施設の追加)

第九十二条 認定完成検査実施者が、自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十九条第一項から第三項までの規定を準用する。ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十九条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十七条、第八十八条及び第八十九条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十八条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十七条第一項又は第八十九条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

(検査記録の作成)

第九十三条 法第三十九条の十第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日

二 検査に係る責任者の氏名

三 検査をした特定変更工事の内容

四 完成検査を行った製造施設又は貯蔵設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

2 法第三十九条の十第三項で準用する同条第二項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 検査年月日

二 検査に係る責任者の氏名

三 検査をした特定施設の名称

四 保安検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

(検査記録の届出)

第九十四条 法第三十九条の十一第一項の規定により届出をしようとする認定完成検査実施者は、様式第五十四の完成検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 検査をした特定変更工事の内容

二 完成検査を行った製造施設又は貯蔵設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

2 法第三十九条の十一第二項の規定により届出をしようとする認定保安検査実施者は、様式第五十五の保安検査記録届書に次の各号に掲げる事項を記載した検査の記録を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 検査をした特定施設の名称

二 保安検査を行った特定施設ごとの検査の方法、記録及びその結果

(令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等)

第九十四条の二 令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3 第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十五の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当していると認めるときは、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十五の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十四条の三 令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること
- 二 先進的な技術を適切に活用していること
- 三 従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること
- 四 第三者の専門的な知見を適切に活用していること
- 五 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること
- 六 前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること
- 七 法第三十九条の三第一項又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）

第九十四条の四 令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

- 一 法第三十九条の八に基づく認定の更新と同時に令第十条ただし書の認定の更新を受けなかつたとき 法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日
- 二 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき 法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

2 第九十四条の二及び第九十四条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十四条の五 特定認定完成検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の六の特定認定完成検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 特定認定保安検査実施事業者は、第九十四条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十五の七の特定認定保安検査実施事業者変更届正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の施設の追加）

第九十四条の六 特定認定事業者が、自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備を追加する場合にあつては、第九十四条の二及び第九十四条の三の規定を準用する。ただし、第九十四条の二第二項又は同条第三項に掲げる第九十四条の三の認定の基準に適合していることを説明する書類のうち、施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の取消し等）

第九十四条の七 経済産業大臣は、特定認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定完成検査又は認定保安検査に係る令第十条ただし書の認定を取り消すことができる。

- 一 法第三十九条の十二第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 第九十四条の三各号のいずれかに該当していないと認められるとき。
- 三 不正の手段により令第十条ただし書の認定又はその更新を受けたとき。

2 法第三十八条第一項の規定により法第五条第一項又は法第十六条第一項の許可が取り消されたときは、許可を取り消された法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所に係る令第十条ただし書の認定は、その効力を失う。

第十三章の二 認定高度保安実施者等

（認定の申請）

第九十四条の七の二 法第三十九条の十三の認定の申請をしようとする第一種製造者は、様式第五十五の七の二の認定高度保安実施者認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 企業の概要を記載した書類 設立年月日、資本金及び資本関係、事業所の名称、従業員数、主要製品名並びに組織図
- 二 申請に係る事業所の概要を記載した書類 設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図
- 三 次条第一項及び第二項に規定する基準に適合していることを説明する書類
- 四 令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする場合にあつては、その旨並びに次条第三項及び第四項に規定する基準に適合していることを説明する書類

（認定の基準）

第九十四条の七の三 法第三十九条の十四第一項第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 別表第六に定めるところによること。

- 二 申請に係る製造施設及び特定施設が、前条の認定の申請時において、継続して二年以上高圧ガスを製造しているものであること。
 - 2 法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。
 - 二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。
 - 三 申請に係る第一種製造者の役員又は事業所の長が、第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。
 - 3 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な仕組みは、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - 一 危険源の特定及び評価を実施し、その結果に基づき、当該危険源による保安への影響を軽減するための措置を網羅的に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。
 - 二 従業員等の教育及び訓練を高度に実施する体制を整備しており、かつ、適切に実施していること。
 - 三 第三者の専門的な知見を適切に活用する体制を整備しており、かつ、適切に活用していること。
 - 四 連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転停止を行つた次の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備しており、かつ、適切に評価していること。
 - 五 前各号に掲げる事項について継続的改善を行っていること。
 - 4 令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。
 - 5 法第三十九条の十四第二項の経済産業大臣が行う検査は、第一項から第四項までの規定への適合に関する事項とし、書類検査及び現地検査又はこれらに類する検査により行うものとする。
 - 6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条第一項の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の七の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。
- (協会等の調査)
- 第九十四条の七の四 法第三十九条の十六第一項の規定により、協会又は法第三十九条の十四第二項ただし書の指定を受けた者が行う調査は、前条第一項から第四項までの規定への適合に関する事項のうち、高度な保安の確保に関する専門技術的事項の確認に関するものとし、書類調査及び現地調査又はこれらに類する調査により行う。
 - 2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十五の七の五の調査通知書により行うものとする。
- (認定の更新)
- 第九十四条の七の五 前三条の規定は、法第三十九条の十七第一項の認定の更新に準用する。
- (認定内容の変更の届出)
- 第九十四条の七の六 法第三十九条の十八の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十五の七の六の認定高度保安実施者変更届書に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (施設の追加)
- 第九十四条の七の七 第九十四条の七の二から第九十四条の七の四までの規定は、認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行う製造施設又は自ら保安検査を行う特定施設を追加する場合について準用する。この場合において、第九十四条の七の三第六項ただし書の規定は、当該認定高度保安実施者が特定認定高度保安実施者であり、かつ、この項前段において準用する第九十四条の七の二の申請の内容が第九十四条の七の三第三項及び第四項に規定する基準に適合していると認める場合に限って、適用する。
 - 2 前項の場合において、認定高度保安実施者は、第九十四条の七の二（同項前段において準用する場合を含む。）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、同項前段において準用する同条の規定にかかわらず、当該規定により提出すべき書類の添付を省略することができる。
- (認定高度保安実施者の承継の届出)
- 第九十四条の七の八 法第三十九条の十九第二項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者の地位を承継した者は、様式第五十五の七の七の認定高度保安実施者承継届書に相続、合併又は当該認定高度保安実施者のその認定に係る事業所を承継させた事実を証する書面（相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書）を添えて、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。
- (製造のための施設等の変更の特例)
- 第九十四条の七の九 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める重要なものは、次の各号に掲げる変更の工事又は製造の方法の変更とする。
 - 一 特定変更工事
 - 二 製造の方法の変更であつて、次のいずれかに該当するもの
 - イ 高圧ガス設備の変更の工事により、常用の圧力又は常用の温度を変更するもの
 - ロ 常用の圧力又は常用の温度において発生する最大の応力に対し、高圧ガス設備の常用の圧力又は常用の温度における材料の許容応力、溶接継手の効率に及び、十分な強度を有するものであることを確認した上で、当該高圧ガス設備の変更の工事をせずに常用の圧力又は常用の温度を変更するもの（設計圧力又は設計温度を変更するものに限る。）
 - 2 法第三十九条の二十一第一項の経済産業省令で定める軽微なものは、常用の圧力及び常用の温度の変更を伴わない製造の方法の変更とする。
 - 3 法第三十九条の二十一第一項の規定による届出をしようとする認定高度保安実施者は、様式第五十五の七の八の認定高度保安実施者高圧ガス製造施設等変更届書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあった部分について記載しなければならない。

5 法第三十九条の二十一第一項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 変更の工事の内容

二 法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

6 法第三十九条の二十一第三項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造の方法の変更の内容

二 法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項

(完成検査の特例)

第九十四条の七の十 法第三十九条の二十二第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。

2 法第三十九条の二十二第二項の検査記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 完成検査年月日

二 完成検査に係る責任者の氏名

三 完成検査をした特定変更工事の内容

四 完成検査を行った製造施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果の詳細

(保安統括者、保安技術管理者及び保安係員に係る特例)

第九十四条の七の十一 法第三十九条の二十四第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の二第一項第一号に掲げる者に限る。次項において同じ。）が保安係員を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2 法第三十九条の二十四第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選任し、又は解任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の氏名

二 選任した保安統括者、保安技術管理者又は保安係員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安主任者及び保安企画推進員に係る特例)

第九十四条の七の十二 法第三十九条の二十五第一項の規定により、認定高度保安実施者（法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者である者に限る。次項において同じ。）が保安主任者を選任する場合は、製造設備の運転状態を監視し、かつ、緊急時において保安上必要な措置を講ずることができるなど、適切な保安管理の方法であると経済産業大臣が認める方法によらなければならない。

2 法第三十九条の二十五第二項の記録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 選任し、又は解任した保安主任者又は保安企画推進員の氏名

二 選任した保安主任者又は保安企画推進員の製造保安責任者免状の種類

三 選任又は解任の年月日

3 前項の記録は、同項第二号の免状の写しとともに保存しなければならない。

(保安検査等の特例)

第九十四条の七の十三 法第三十九条の二十七第一項後段の規定により、認定高度保安実施者が自ら行う保安検査は、当該認定に係る特定施設について、一年（経済産業大臣が定める施設にあつては、経済産業大臣が定める期間）に一回行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で行うことが困難であるときは、当該事由を勘案して経済産業大臣が定める期間に一回行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、休止施設にあつては、第七十九条第三項の規定を適用する。

3 認定高度保安実施者が、基準日の前後三月以内に第一項の保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を自ら行ったものとみなす。

4 第一項の保安検査の方法は、開放検査、分解検査その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。

5 前項に規定するもののほか、第一項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一 認定高度保安実施者が、法第三十九条の十三の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、経済産業大臣が認めたものを用いる場合

二 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合

イ 製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ 少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ 保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

三 特定認定高度保安実施者が、令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、その保安検査の方法を適切に評価する能力を有していると経済産業大臣が認める者が確認したものをを用いる場合

6 第一項の保安検査を行つた認定高度保安実施者は、同項の検査記録に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 保安検査年月日
- 二 保安検査に係る責任者の氏名
- 三 保安検査をした特定施設
- 四 保安検査を行つた特定施設の設備ごとの検査の方法、記録及びその結果

(認定の取消し等に伴う保安検査等)

第九十四条の七の十四 認定高度保安実施者又は特定認定高度保安実施者に係る認定が法第三十九条の二十第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施者であつた者又は当該特定認定高度保安実施者であつた者は、当該認定に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は協会若しくは指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事若しくは指定都市の長に届け出なければならない。この場合において、都道府県知事若しくは指定都市の長が行う保安検査を受け、又は当該届出を行うまでの間は、当該認定高度保安実施者であつた者を認定高度保安実施者とみなして前条第五項第一号の規定を適用し、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、同項第二号及び第三号の規定を適用する。

2 前条第五項第二号又は第三号に規定する方法により保安検査を行う特定認定高度保安実施者が、第九十四条の七の十六の規定により令第十条の二ただし書の規定の適用を受けなくなつたとき（前項の規定に該当するときを除く）は、当該規定の適用を受けなくなつた特定認定高度保安実施者であつた者は、当該適用に係る特定施設について、前条第一項本文の規定にかかわらず、遅滞なく、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。この場合において、当該いずれかの措置を講ずるまでの間は、当該特定認定高度保安実施者であつた者を特定認定高度保安実施者とみなして、前条第五項第二号及び第三号の規定を適用する。

一 前条第五項の告示で定めるところにより、又は同項第一号に規定する方法により、自ら保安検査を行うこと。

二 都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けること。

三 協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けてその旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ること。

3 第一項又は前項第二号の規定により都道府県知事又は指定都市の長が行う保安検査を受けようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、当該保安検査を受けるまでに、様式第三十八の保安検査申請書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

4 都道府県知事又は指定都市の長は、前項の保安検査において、当該保安検査に係る特定施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九の保安検査証を交付するものとする。

5 前二項の規定は、協会が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」と読み替えるものとする。

6 第一項又は第二項第三号の規定により協会が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十の高圧ガス保安協会保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、指定保安検査機関が行う保安検査に準用する。この場合において、第三項中「前項第二号」とあるのは「前項第三号」と、「当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第二項第三号の規定により指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事又は指定都市の長に届け出ようとする認定高度保安実施者であつた者又は特定認定高度保安実施者であつた者は、様式第四十一の指定保安検査機関保安検査受検届書を、当該認定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

9 協会及び指定保安検査機関は、第一項又は第二項第三号の規定により保安検査を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該保安検査を行った事業所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

10 協会が前項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十二の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

11 指定保安検査機関が第九項の規定による報告をしようとするときは、様式第四十三の保安検査結果報告書に保安検査の記録を添えて、当該報告に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第九十四条の七の十五 法第三十九条の二十一第二項及び第三項に規定する記録、法第三十九条の二十二第二項に規定する検査記録、法第三十九条の二十三に規定する危害予防規程、法第三十九条の二十四第二項及び法第三十九条の二十五第二項に規定する記録並びに法第三十九条の二十七第一項に規定する検査記録は、これらの記録又は規程に記載すべき事項を電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録又は規程が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようしておかなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(令第十条の二ただし書の適用)

第九十四条の七の十六 経済産業大臣は、特定認定高度保安実施者が第九十四条の七の三第三項又は第四項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該特定認定高度保安実施者について、令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととすることができる。この場合において、経済産業大臣は、当該特定認定高度保安実施者に対し、様式第五十五の七の九の通知書によりその旨を通知するものとする。

第十三章の三 指定設備に係る認定等

(指定設備に係る認定の申請)

第九十四条の八 法第五十六条の七第一項の規定により認定を受けようとする者は、様式第五十五の八の指定設備認定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣、協会又は指定設備認定機関(以下「指定設備認定機関等」という。)に提出しなければならない。

- 一 申請者の概要を記載した書類
- 二 認定を受けようとする設備の品名及び設計図その他当該設備の仕様を明らかにする書類
- 三 認定を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類
- 四 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類

2 指定設備認定機関等は、第一項の申請があつた場合において、当該申請の内容を審査し、必要があると認めるときは、認定のための調査をすることができる。

(指定設備に係る技術上の基準)

第九十四条の九 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 二重殻密閉構造設備内の高圧ガス設備、冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器(第三号、第五号及び第六号において「二重殻内設備等」という。)の材料は、特定設備検査規則第十一条及び第三十六条に適合するものであること。
- 二 二重殻密閉構造設備内のガス設備(冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器を除く。)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度、圧力等に応じ、当該設備の材料に及ぼす化学的影響及び物理的影響に対し、安全な化学的成分、機械的性質を有するものであること。
- 三 二重殻内設備等の設計強度及び形状等は、特定設備検査規則第十二条から第二十三条まで及び第三十七条に適合するものであること。
- 四 二重殻密閉構造設備外の高圧ガス設備(冷凍機内の凝縮器及び熱交換器並びに蒸発器を除く。)の設計強度及び形状等は、第六条第一項第一号から第十三号までに適合するものであること。
- 五 二重殻内設備等の溶接は、特定設備検査規則第二十四条から第三十一条まで及び第三十八条から第四十二条までに適合するものであること。
- 六 二重殻内設備等の構造は、特定設備検査規則第三十二条から第三十五条まで及び第四十三条から第四十五条までに適合するものであること。
- 七 二重殻密閉構造設備内の材料は、耐腐食性があり、かつ、低温脆性を起こさないものであること。
- 八 二重殻密閉構造設備と特定設備検査規則第三条の特定支持構造物の溶接部及び二重殻密閉構造設備のつり金具に係る溶接部は特定設備検査規則第三十一条第三項に適合するものであること。
- 九 ガス設備は、直接風雨にさらされる部分及び外表面に結露のおそれのある部分には、銅、銅合金、ステンレス鋼その他耐腐食性材料を使用し、又は耐腐食処理を施しているものであること。
- 十 高圧ガス設備に係る配管、管継手及びバルブの接合は、溶接又はろう付けによること。ただし、溶接又はろう付けによることが適当でない場合は、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合をもつて代えることができる。
- 十一 各ユニットが、工場において個別ユニット又は二個以上のユニットとして組立、試験及び検査が行われた後、それぞれのユニットのまま搬入据付が行われるものであること。
- 十二 現地におけるユニット間の高圧ガス設備の接続は配管接続とし、その接合部は次に掲げる基準を満たす溶接又はろう付けによること。ただし、溶接又はろう付けによることが適当でない場合にあつては、保安上必要な強度を有するフランジ接合又はねじ接合継手による接合によることができる。
- イ 第六条第一項第十三号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が溶接又はろう付けした後、検査を実施し合格すること。
- ロ 溶接又はろう付けした後、協会又は指定設備認定機関が実施された二つ以上の安全弁を設けるほか、安全弁が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けること。
- 十三 貯蔵設備の貯槽には、同時に閉と出来ない構造の元弁に接続された二つ以上の安全弁を設けるほか、安全弁が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能を設けること。
- 十四 自動制御装置(自動停止機能及び圧力自動放出機能を含む。)を有するものであること。
- 十五 原料空気圧縮機は、オイルフリータイプ又は高圧ガス設備に油分の混入しない構造であること。
- 十六 液化空気中にアセチレン又は炭化水素が濃縮するおそれがある場合には、濃縮防止のため、自動的に液化空気を放出する機能を有すること。

(指定設備認定証の様式)

第九十四条の十 法第五十六条の八第二項の規定により、指定設備認定証の様式は、様式第五十五の九のとおりとする。

(指定設備認定証の再交付)

第九十四条の十一 法第五十六条の八第三項において準用する法第五十六条の四第三項の規定により、指定設備認定証の再交付を受けようとする者は、様式第五十五の十の指定設備認定証再交付申請書を、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては経済産業大臣に、協会が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に提出しなければならない。

(表示)

第九十四条の十二 法第五十六条の九第一項において準用する法第五十六条の五の規定により指定設備認定証の交付を受けた者が行う表示は、認定指定設備の厚肉の部分の見やすい箇所に明瞭に、かつ、消えないように、次の各号に掲げる事項をその順序で打刻することにより、又は当該事項をその順序で打刻、鋳出しその他の方法により記した板を溶接、はんだ付け若しくはろう付けすることにより行うものとする。

- 一 指定設備認定証の交付番号
- 二 指定設備の製造業者の名称又はその略称若しくは符号
- 三 指定設備認定機関等の名称又はその略称若しくは符号

(指定設備認定証の返納)

第九十四条の十三 法第五十六条の九第二項において準用する法第五十六条の六の規定により、指定設備認定証の返納をしようとする者は、経済産業大臣が交付した指定設備認定証の場合にあつては協会に、指定設備認定機関が交付した指定設備認定証の場合にあつては指定設備認定機関に返納しなければならない。

第九十四条の十四 認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等（転用を除く。以下この条及び第九十四条の十五において同じ。）を行つたときは、当該認定指定設備に係る指定設備の認定は無効とする。ただし、次に掲げる場合にあつては、この限りでない。

- 一 当該変更の工事が同等の部品への交換のみである場合
- 二 当該変更の工事が同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合
- 三 当該変更の工事が同等の部品への交換及び同等の個別ユニットへの交換のみである場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により交換した同等の個別ユニットについて調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合
- 四 認定指定設備の移設等を行つた場合であつて、当該認定指定設備の指定設備認定証を交付した指定設備認定機関等により調査を受け、認定指定設備技術基準適合書の交付を受けた後、都道府県知事又は指定都市の長に届け出た場合
- 二 認定指定設備を設置した者は、その認定指定設備に変更の工事を施したとき、又は認定指定設備の移設等を行つたときは、前項ただし書の場合を除き、前条の規定により当該指定設備に係る指定設備認定証を返納しなければならない。
- 三 第一項ただし書の場合において、認定指定設備の変更の工事をした者又は認定指定設備の移設等を行つた者は、当該認定指定設備に係る指定設備認定証に、変更の工事の内容及び変更の工を行つた年月日又は移設等を行つた年月日を記載しなければならない。

(認定指定設備の交換に係る調査の申請等)

第九十四条の十四の二 前条第一項第二号及び第三号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の認定指定設備技術基準適合調査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機

関等に提出しなければならない。

- 一 指定設備認定証の写し
 - 二 認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとするユニット又は機器の品名及び設計図その他当該ユニットの仕様を明らかにする書類
 - 三 認定指定設備技術基準適合書の交付を受けようとする設備の製造及び品質管理の方法の概略を記載した書類
 - 四 法第五十六条の七第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項を記載した書類
 - 二 前項の調査は、書類調査及び現地調査により行うものとする。
 - 三 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容及び第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。
- (認定指定設備の移設等に係る調査の申請等)
- 第九十四条の十五 第九十四条の十四第一項第四号の調査を受けようとする者は、様式第五十五の十一の二の認定指定設備技術基準適合調査申請書に前条第一項第一号及び第四号に掲げる書類を添えて、指定設備認定機関等に提出しなければならない。
- 二 前項の調査は、書類調査及び現地調査により行うものとする。
 - 三 指定設備認定機関等は、第一項の調査において、申請の内容及び第九十四条の九各号に掲げる技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第五十五の十二の二の認定指定設備技術基準適合書を交付するものとする。

第十四章 雑則

(帳簿)

第九十五条 法第六十条第一項の規定により、第一種製造者は、事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項及び第二項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第三項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。

記載すべき事項

一 高圧ガスを容器に充填した場合（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に高圧ガスを充填した場合を除く。）	記載すべき事項
二 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量。以下この条において同じ。）並びに充填年月日
三 製造施設に異常があつた場合	異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置
2 法第六十条第一項の規定により、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、貯蔵所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、同表第一項に掲げる場合にあつては記載の日から二年間、同表第二項に掲げる場合にあつては記載の日から十年間保存しなければならない。	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日

二 第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所に異常があつた場合	異常があつた年月日及びそれに対してとつた措置
3 法第六十条第一項の規定により、販売業者は、販売所ごとに、次の表の上欄に掲げる場合に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備え、記載の日から二年間保存しなければならない。	
記載すべき場合	記載すべき事項
一 高圧ガスを容器により授受した場合	充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日
二 法第二十条の五第一項の周知を行つた場合	一 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所 二 周知をした者の氏名 三 周知の年月日

（調査の要請）

第九十五条の二 法第六十条の二の経済産業省令で定める者は、第一種製造者とする。

2 第一種製造者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

（収去証）

第九十六条 法第六十二条第一項の規定により、経済産業大臣がその職員により高圧ガスを収去させるときは、被収去者に様式第五十六の収去証を交付しなければならない。

（身分を示す証票）

第九十七条 法第六十二条第六項の規定により、経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第五十七とする。

（事故届）

第九十八条 法第六十三条第一項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長に事故を届け出ようとする者は、様式第五十八の事故届書を、事故の発生した場所を管轄する都道府県知事（当該場所が指定都市の区域内にある場合であつて、当該発生した事故に係る事務が令第二十一条に規定する事務に該当しない場合に於ては、当該場所を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

（産業保安監督部長に対する都道府県知事等の報告）

第九十八条の二 都道府県知事又は指定都市の長は、法第七十四条第四項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、次の表の上欄に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる報告期限までに様式第五十九の事故報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。

事故の区分	報告期限
一 次のいずれかに該当する事故 イ 死者が一名以上、重傷者（負傷の治療に要する期間が三十日以上を負傷者をいう。）が二名以上若しくは軽傷者（負傷の治療に要する期間が三十日未満の負傷者をいう。）が六名以上の人身被害又はこれと同等以上の人身被害が生じた事故 ロ 直接に生ずる物的被害の総額が一億円以上の事故 ハ 大規模な火災又はガスの大量の漏えいがあつた事故その他重大な社会的影響を及ぼしたと認められる事故 ニ 同一の事業所において事故が発生した日から一年を経過しない間に発生した事故	事故発生の日から十日以内
二 前号に規定する事故以外の事故	当該事故が発生した月の一月分の事故を取りまとめ、翌月十日まで

2 都道府県知事は、令第十八条第三項の規定により報告を行うときは、速やかに様式第六十の報告徴収等結果報告書を当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。

（危険のおそれのない場合等の特則）

第九十九条 第六条から第八条の二まで、第十一条から第十三条まで、第十八条、第二十二條、第二十三條、第二十六條、第四十条、第四十五条の三、第四十九条から第五十二条まで、第五十五条、第六十条及び第六十二条に規定する基準並びに試験研究のために製造設備を使用する試験研究機関に係る第六十四条の規定による保安統括者の選任及び第六十六条の規定による保安係員の選任の基準については、経済産業大臣が高圧ガスの種類、周囲の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、経済産業大臣がその程度に応じて認めたものによるものとする。

（適用除外）

第一百条 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項の鉱山においては、第十八条、第四十九条から第五十一条まで、第六十条及び第六十二条の規定は、適用しない。

（燃焼性の基準）

第一百一条 令第二条第三項第四号の難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 次のイ及びロのいずれにも該当しないこと。
 - イ 爆発限界の下限が十パーセント以下のもの
 - ロ 爆発限界の上限と下限の差が二十パーセント以上のもの
- 二 前号イ又はロに該当するものであつて、同号と同等程度の難燃性を有するものとして経済産業大臣が定めるものに適合すること。

(第一種製造者に係るガス処理容積の算定方法)

第百二条 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。

$T \parallel 100 + (2/3) \cdot S$

この式において、T及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

T 令第三条表第二号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)

S 当該事業所における令第三条表第一号の第一種ガスに係る圧縮 液化その他の方法で処理することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三百立方メートル未満であるもの

(第一種貯蔵所に係る貯蔵容積の算定方法)

第百三条 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値は、次のとおりとする。ただし、貯蔵する高圧ガスが液化ガスであるときは、液化ガス十キログラムをもつて容積一立方メートルとみなして算定すること。

$N \parallel 1000 + (2/3) \cdot M$

この式において、N及びMは、それぞれ次の数値を表すものとする。

N 令第五条表第三号下欄の経済産業省令で定める値(単位 立方メートル)

M 当該貯蔵所における令第五条表第一号の第一種ガスに係る貯蔵設備に貯蔵することができるガスの容積(単位 立方メートル)であつて、零立方メートルを超え三千立方メートル未満であるもの

(条例等に係る適用除外)

第百四条 第八十一条、第九十四条、第九十七条及び第九十八条(都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。)の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他のために別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附 則 抄

1 この省令は、昭和四十一年十月一日から施行する。

3 この省令の施行前に高圧ガス取締法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六十八号。以下「旧規則」という。)第十一条、第十三条、第十四条の四、第十七条および第二十二条の三の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないと認めた製造施設、製造の方法、販売施設、高圧ガス貯蔵所および特定高圧ガスの消費施設については、この省令中これらに相当する規定により通商産業大臣が危険のおそれがないものと認めたものとみなす。

5 この省令施行前に旧規則の規定に基づいて交付された第一種販売主任者免状は、この省令の規定に基づいて、可燃性・毒性ガス、可燃性ガス、毒性ガスおよび酸素の指定を受けた第一種販売主任者免状とみなす。

6 この省令の施行前に旧規則の規定に基づいて交付された第二種販売主任者免状は、当該免状に指定された区分に応じて、それぞれこの省令の規定に基づいて可燃性・毒性ガス、可燃性ガス、毒性ガスもしくは酸素の指定を受けた第一種販売主任者免状とみなす。

附 則 (昭和四十一年一〇月八日通商産業省令第一一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年四月二日通商産業省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年一月一〇日通商産業省令第一五〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十二年十一月十五日から施行する。

附 則 (昭和四十三年二月一六日通商産業省令第一二七号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年九月一日通商産業省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十条第二号の三から第六号まで、第七十一条第一号の三および第四号から第六号まで、第七十八条第一項第九号の二ならびに第八十六条第三号の二の改正規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から、第七十条第三号の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附 則 (昭和五〇年四月二五日通商産業省令第三九号)

1 この省令は、昭和五十年八月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。)第五条第一項、第六条、第十四条第一項、第十四条の三第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第二項の許可を受け、又は第二十四条の二第一項若しくは第二十四条の四第一項の規定による届出をして設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している製造施設、販売施設、高圧ガス貯蔵所又は消費施設(以下「既存製造施設等」と総称する。)については、次の各号に掲げる規定の適用に關しては、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、なお従前の例による。一 改正後の一般高圧ガス保安規則(以下「新規則」という。)第十二条第十二号、第十二号の二(イに限る。)、第十三号及び第二十三号イ、第六十二条(第十二条第十二号、第十二号の二(イに限る。))及び第十三号に係る部分に限る。)並びに第七十八条第一項第七号 一年間

二 新規則第七十八条第一項第九号の五 一年六月間

三 新規則第十二条第五号、第六号の二、第六号の三、第十四号、第十六号、第十九号、第二十号の五、第二十一号及び第二十八号へ、第六十二条（第十二条第五号、第六号の二、第六号の三、第十四号、第十九号、第二十号の五及び第二十一号に係る部分に限る。）並びに第七十八条第一項第九号及び第十号 二年間

3 既存製造施設等に属する導管及びこの省令の施行の際現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している導管であつて法第二十三条第二項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているものについては、新規則第十二条第二十九号イ、第四十三条第一項第八号（第十二条第二十九号イに係る部分に限る。）及び第七十二条第一項（第十二条第二十九号イに係る部分に限る。）の規定の適用に関しては、なお従前の例による。

4 既存製造施設等については、次の各号に掲げる規定は、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 新規則第十二条第十号の二から第十一号まで、第十二号の二（ハに限る。）、第十三号の二、第二十号の三、第二十号の六、第二十一号の二及び第二十一号の三に係る部分に限る。）並びに第七十八条第一項第四号の二、第四号の三、第九号の二、第九号の四及び第十三号の二 一年間

二 新規則第十二条第十八号及び第六十二条（第十二条第十八号に係る部分に限る。） 一年六月間

三 新規則第十二条第十二号の二（ロに限る。）、第二十号の二及び第二十号の四、第六十二条（第十二条第十二号の二（ロに限る。）、第二十号の二及び第二十号の四に係る部分に限る。）並びに第七十八条第一項第九号の三 二年間

附 則（昭和五〇年八月一日通商産業省令第七六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年二月一九日通商産業省令第七号）

1 この省令は、高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第三十号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十一年二月二十二日）から施行する。ただし、改正後の第十五条第一項の規定中第十二条第九号、第十号、第十二号、第十三号、第十八号及び第二十号の三から第二十号の四まで並びに第十三条第三号及び第四号の基準に係る部分は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

2 改正法の施行前に改正法による改正前の高圧ガス取締法第五条第二項の規定による届出をした者の製造施設については、この省令の施行の日から六月間は、改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「新規則」という。）第十五条第一項第一号の規定（第十二条第三号、第十五号、第二十号の六及び第二十一号に係る部分に限る。）及び新規則第十五条第一項第二号の規定（第十三条第五号に係る部分に限る。）は、適用しない。

3 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による認可を受けた者については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、改正後の第十八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間（法第二十六条第二項に規定する第一種製造者にあつては、三年間）は、なお従前の例によることができる。これらの者がその期間内に法第二十六条第一項の規定による認可の申請をした場合において、その申請について認可又は不認可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 改正法附則第六条第一項及び第二項の通商産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号に掲げるものとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において、化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に、通算して、保安管理技術者及びその代理者にあつては七年以上、保安主任者及びその代理者にあつては三年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校又は従前の規定による工業学校において工業に関する課程を修めて卒業し、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に、通算して、保安技術管理者及びその代理者にあつては十年以上、保安主任者及びその代理者にあつては五年以上従事した者

三 高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に、通算して、保安技術管理者及びその代理者にあつては十五年以上、保安主任者及びその代理者にあつては十年以上、保安係員及びその代理者にあつては七年以上従事した者

5 改正法附則第六条第二項の規定に基づき前項各号に掲げる者が保安係員又はその代理者に選任された場合における新規則第二十一条第一項の規定の適用については、同項中「製造保安責任者免状の交付を受けた日から三年以内に」とあるのは「選任された日から六月以内に（昭和五十二年二月二十一日までに選任された者にあつては、昭和五十二年八月二十一日までに）」とする。

6 新規則第二十一条の規定に基づき、この省令の施行後一年以内に、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員に同条の講習を受けさせなければならない第一種製造者は、同条の規定にかかわらず、昭和五十二年八月二十一日までに当該講習を受けさせるものとする。

附 則（昭和五一年五月二一日通商産業省令第三五号）

1 この省令は、昭和五十一年五月二十日から施行する。

2 この省令の施行前に高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十四条第一項の容器検査に合格した容器（以下「既存容器」という。）については、改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「新規則」という。）第七十条第三号及び第五号の規定は、適用しない。

3 既存容器については、次の各号に掲げる規定は、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 新規則第七十条第六号、第七号及び第九号から第十一号まで 一年六月間

二 新規則第七十条第六号、第七号及び第九号から第十一号まで 一年六月間

三 新規則第七十条第八号 二年間（容器の後面と車両の後パンパの後面との水平距離が二十センチメートル以上となるように当該容器が車両に固定されている場合にあつては、五年間）

附 則（昭和五二年六月八日通商産業省令第二八号）

1 この省令は、昭和五十二年六月十五日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の第二十条の四第二号の規定により保安技術管理者を選任していない第一種製造者については、改正後の同号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現に乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免状に係る高压ガス製造保安責任者試験に合格している者であつて、この省令の施行後にこれらの免状の交付若しくは再交付又は乙種化学責任者免状に係る高压ガスの種類の指定を受けようとするものについての改正後の第二十七条から第二十九条までの規定の適用については、第二十七条中「居住地を管轄する都道府県知事を経由して通商産業大臣（乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状及び乙種機械責任者免状については、それぞれその乙種化学責任者免状又は乙種機械責任者免状に係る高压ガス製造保安責任者試験を行った都道府県知事。第二十九条において同じ）」とあるのは「居住地を管轄する都道府県知事」と、第二十八条中「乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状」とあるのは「乙種化学責任者免状」と、「その乙種化学責任者免状又は丙種化学責任者免状の交付を行った都道府県知事」とあるのは「当該乙種化学責任者免状の交付を行った都道府県知事（当該乙種化学責任者免状の交付を行った都道府県知事がない場合にあつては、当該高压ガスの種類の指定を受けようとする者がこの省令の施行後に当該乙種化学責任者免状に係る高压ガスの種類の指定又は当該乙種化学責任者免状の再交付を受けている者であるときは当該高压ガスの種類の指定又は再交付を最初に行った都道府県知事、当該乙種化学責任者免状に係る高压ガスの種類の指定及び当該乙種化学責任者免状の再交付のいずれも受けていない者であるときは居住地を管轄する都道府県知事）」と、第二十九条中「通商産業大臣」とあるのは「当該乙種化学責任者免状の再交付を受けようとする者がこの省令の施行後に当該高压ガス製造保安責任者免状に係る高压ガスの種類の指定又は当該高压ガス製造保安責任者免状の再交付を受けている者であるときは当該高压ガスの種類の指定又は再交付を最初に行った都道府県知事、当該高压ガス製造保安責任者免状に係る高压ガスの種類の指定及び当該高压ガス製造保安責任者免状の再交付のいずれも受けていない者であるときは居住地を管轄する都道府県知事」とする。

附 則 （昭和五十四年三月二二日通商産業省令第一三三号）

1 この省令は、昭和五十四年三月三十一日から施行する。

2 この省令の施行前に交付された販売主任者免状の様式については、改正後の一般高压ガス保安規則別表第二十九条の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和五十四年九月一〇日通商産業省令第六九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和五十六年二月一七日通商産業省令第一一号）

この省令は、昭和五十六年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五十六年一〇月二六日通商産業省令第六六号）

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に高压ガス取締法（以下「法」という。）第五条第二項、第六条、第十四条第一項、第十四条の三第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受けて設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後法第十四条第一項、第十四条の三第一項、若しくは第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事に係る耐震設計構造物については、なお従前の例によることができる。

附 則 （昭和五十七年六月二五日通商産業省令第二六号）

この省令は、昭和五十七年七月一日から施行する。

附 則 （昭和五十七年七月二三日通商産業省令第三六号）

この省令は、昭和五十七年八月二十三日から施行する。

附 則 （昭和五十七年九月二七日通商産業省令第四七号）

この省令は、昭和五十七年九月二十九日から施行する。

附 則 （昭和六〇年一月二二日通商産業省令第一号）

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第一条、第二条中第九条第一項第五号、第十五条、第十九条の五第一項、第二十六条及び第二十七条の改正規定、第二十八条第二項にただし書を加える改正規定並びに第二十八条第三項、第三十五条及び第五十七条の改正規定並びに第三十六条、第二十七条、第二十八条第三項及び第二十九条の改正規定、第三十条第二項にただし書を加える改正規定並びに第三十条第三項、第四十二条及び第六十条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六一年九月三〇日通商産業省令第四八号）

この省令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 （昭和六一年二月四日通商産業省令第八〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中一般高压ガス保安規則第二十四条、第二十八条、別表第十三及び別表第十五の改正規定は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 第二条中一般高压ガス保安規則第二十四条、第二十八条、別表第十三及び別表第十五の改正規定の施行の際現に改正前の一般高压ガス保安規則第二十八条第一項又は第二項の規定により高压ガスの種類を指定されている乙種化学責任者免状及び丙種化学責任者免状については、改正後の一般高压ガス保安規則第二十八条第一項又は第二項の規定により当該高压ガスの属する区分が指定されているものとみなす。

附 則 （昭和六一年二月一三日通商産業省令第八八号）

抄

（施行期日）

第一条 この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条中液石則第二十六条及び第四十九条の改正規定、附則第六条中一般規則第二十七条及び第五十一条の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日

附 則（昭和六二年五月二二日通商産業省令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年八月二二日通商産業省令第五六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二四日通商産業省令第八八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年六月二九日通商産業省令第三一号）
この省令は、平成三年七月五日から施行する。

附 則（平成四年五月二一日通商産業省令第二九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成四年五月十五日から施行する。

（一般規則に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に高压ガス取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第七七号。以下「改正法」という。）による改正前の高压ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「旧法」という。）第五条第一項、第六条、第十四条第一項、第十四条の三第一項、第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくは旧法第五条第二項の規定による届出をして設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着工している製造施設、販売施設若しくは高压ガス貯蔵所又は現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着工している消費施設については、次の各号に掲げる規定は、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 改正後の一般高压ガス保安規則（以下「新一般規則」という。）第十二条第十三号の二（第十五条第一項第一号において準用する場合を含む。）及び第二十八号へ（第四十三条第一項第六号並びに第六十三条第一号及び第三号において準用する場合を含む。）、第十三条第七号並びに第七十八条第一項第六号の三、第八号の三（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、第八号の四、第八号の五、第十号の二及び第十三号の三（第八十四条第二項において準用する場合を含む。） 一年間

二 新一般規則第七十八条第一項第六号の二、第六号の四、第六号の五（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七号の二、第八号の六及び第八号の七 二年間

2 前項に規定する製造施設、販売施設、高压ガス貯蔵所又は消費施設については、次の各号に掲げる規定の適用に関しては、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、なお従前の例による。

一 新一般規則第七十八条第一項第三号、第四号（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、第四号の二から第六号まで、第七号、第八号、第九号の二、第九号の四及び第十三号の二 一年間

二 新一般規則第七十八条第一項第九号の五 一年六月間

三 新一般規則第十二条第二十号の五及び第二十八号ト（第四十三条第一項第六号並びに第六十三条第一号及び第三号において準用する場合を含む。）並びに第七十八条第一項第二号、第九号（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）、第九号の三及び第十号 二年間

3 この省令の施行の際現に特殊高压ガスを移動している者については、新一般規則第七十一条第八号の二の規定は、この省令の施行の日から二年間は、適用しない。

4 この省令の施行の際現に旧法第六条の許可を受けて特殊高压ガスを販売している者又は現に特殊高压ガスを移動している者については、それぞれ、次の各号に掲げる規定の適用に関しては、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、なお従前の例による。

一 新一般規則第七十一条の二 六月間

二 新一般規則第七十条第十七号（第七十一条第十号において準用する場合を含む。） 一年間

三 新一般規則第四十五条及び第四十六条 二年間

5 この省令の施行の際現に高压ガスを消費している者による当該高压ガスの消費については、次の各号に掲げる規定は、この省令の施行の日から当該各号に定める期間は、適用しない。

一 新一般規則第八十四条第一項第五号、第六号及び第十二号 一年間

二 新一般規則第八十四条第一項第八号 一年六月間

三 新一般規則第八十四条第一項第十三号 二年間

四 新一般規則第八十四条第一項第十四号イ 三年間

6 この省令の施行の際現に旧法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けて貯蔵設備である充てん容器等により貯蔵し、又は貯蔵しようとする者に関する新一般規則第十三条第八号の規定の適用については、同号中「あらかじめ」とあるのは、「二一般高压ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成四年通商産業省令第二十九号）の施行の日から一月以内に」とする。

附 則（平成六年三月一〇日通商産業省令第九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年七月二五日通商産業省令第五七号）
この省令は、平成六年七月二十九日から施行する。

附 則（平成六年七月二七日通商産業省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の火薬類取締法施行規則、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高压ガス保安規則、高压ガス保安管理員等規則、コンピナート等保安規則並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の規定の適用に関しては、平成七年三月三十一日まででは、なお従前の例によることができる。

附 則（平成七年四月四日通商産業省令第三三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月二九日通商産業省令第二九号）
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中液化石油ガス保安規則第二十条の改正規定、第二条中一般高圧ガス保安規則第二十一条の改正規定及び第三条中コンビナート等保安規則第二十八条の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に第一条の規定による改正後の液化石油ガス保安規則（以下「改正液石則」という。）第十四条の二若しくは第六十一条の二、第二条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「改正一般則」という。）第十五条の二若しくは第六十四条の二又は第三条の規定による改正後のコンビナート等保安規則（以下「改正コンビ則」という。）第十五条に規定する軽微な変更の工事について高圧ガス取締法（以下「法」という。）第十四条第一項若しくは法第十九条第一項の許可又は法第二十條の規定による完成検査に係る申請をした者は、法第十四条第二項又は第十九条第二項の規定による届出を行ったものとみなす。

第三条 改正液石則第二十条第一項及び第二項、改正一般則第二十一条第一項及び第二項並びに改正コンビ則第二十八条第一項及び第二項の規定は、平成五年四月一日以後に改正前の液化石油ガス保安規則第二十条第一項及び第二項及び同令第二十条第三項、改正前の一般高圧ガス保安規則第二十一条第一項及び第二項及び同令第二十一条第三項並びに改正前のコンビナート等保安規則第二十八条第一項及び第二項及び同令第二十八条第三項に規定する講習を受けた保安係員、保安主任者及び保安企画推進員に適用する。

附 則（平成八年七月五日通商産業省令第五六号）

この省令は、平成八年七月八日から施行する。

附 則（平成九年三月一八日通商産業省令第一七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 この省令による改正前の一般高圧ガス保安規則（以下「旧規則」という。）第二条第三号の改正規定及び第二条の次に十三章を加える改正規定のうち第六条第一項第十七号に係る部分であつて配管に係るもの 平成十年四月一日

二 第二条の次に十三章を加える改正規定のうち第六条第二項第一号ホに係る部分 平成九年十月一日
（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる者のいずれかに該当する者に係る第一種保安物件については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「新規則」という。）第二条第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 現に法第五条第一項若しくは法第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は法第五条第二項若しくは法第十四条第四項の届出を行っている者
二 現に法第十六条第一項若しくは法第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可を申請し、又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出を行っている者

第三条 この省令の施行の際現に次の表の欄に掲げる者に該当する者については、それぞれ同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

一	第一種製造者であつてその製造設備が定置式製造設備である者	新規則第十六条第一項第十六号（同令第七条第一項で準用する場合を含む。）
二	第一種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者	新規則第十六条第一項第十六号（同令第七条第一項で準用する場合を含む。）
三	第二種製造者のうち前項上欄に掲げる者以外の者	新規則第十二条第一号の規定のうち同令第六条第一項第十六号に係る部分
四	法第十五条第一項の規定により高圧ガスの貯蔵をする者	新規則第十八条第一号ホ
五	貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所において高圧ガスを貯蔵する者	新規則第二十二条の規定のうち同令第六条第一項第十六号に係る部分
六	貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所において高圧ガスを貯蔵する者	新規則第二十六条第一号の規定のうち同令第六条第一項第十六号に係る部分
七	特定高圧ガス消費者	新規則第五十五条第三十号

第四条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に掲げる規定のうち配管に係る部分は、適用しない。

一 第一種製造者であつてその製造設備が定置式製造設備であるもの 新規則第六条第一項第十七号（同令第七条第一項又は第二項で準用する場合を含む。）

二 第二種製造者であつてその処理能力が三十立方メートル以上であるもの 新規則第十一条第一号の規定のうち同令第六条第一項第十七号に係る部分

三 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所において高圧ガスを貯蔵する者 新規則第二十二条の規定のうち同令第六条第一項第十七号に係る部分

四 貯槽により貯蔵する第二種貯蔵所において高圧ガスを貯蔵する者 新規則第二十六条第一号で引用する同令第二十二条の規定のうち同令第六条第一項第十七号

第五条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、圧縮天然ガスタンドである製造施設において高圧ガスの製造を行っている者については、新規則第七条第二項第二号の規定にかかわらず、当該規定に係る基準については、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行前に旧規則第十四条、第二十条第三号、第二十条の五第六号ただし書、第四十三条第二項、第六十四条、第七十二条第二項又は第七十八条第二項の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないと認めた基準については、新規則第九十九条の規定により通商産業大臣が危険のおそれがないと認めた基準とみなす。

第七条 この省令の施行前に旧規則第六十七条第二項各号に掲げる事項を記載した書面を添えて、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成八年法律第十四号。以下「改正法」という。）による改正前の高圧ガス取締法第二十二条第一項の届出を行った者であつて改正法による改正後の高圧ガス保安法第二十二条第一項の検査を受けようとする者については、新規則第四十五条第一項の規定にかかわらず、同項の輸入高圧ガス明細書を提出したものとしみなす。

第八条 この省令の施行の際現に旧規則第七十条第七号の規定により高圧ガスの製造の作業に関する一年以上の経験を有する者として高圧ガスの移動の監視を行っている者については、新規則第四十九条第十七号の規定にかかわらず、従前の例により高圧ガスの移動について監視することができ。

第九条 この省令の施行の際現にその処理能力が百立方メートルである第一種製造者にあつては、新規則第六十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例により保安統括者を選任することを要しない。

第十条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する第一種製造者若しくは法第二十七条の三第一項に規定する第一種製造者又は法第二十七条の二第二項第二号に規定する第二種製造者は、新規則第六十八条第二項の規定にかかわらず、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までに旧規則第二十一条の規定により講習を受けた者に、当該講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第二回又は第三回以降の講習を受けさせなければならない。

第十一条 この省令の施行前に交付された取査証の様式については、新規則様式第五十六の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 この省令の施行前に、法第六十二条第六項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事がその職員に携帯させた証票は、新規則様式第五十七の様式にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、旧規則の規定によつてした手続きその他の行為は、新規則の相当規定によつてしたものとみなす。

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置は、告示で定める。

附 則 （平成九年三月二十七日通商産業省令第三十九号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十条まで及び第十二条から第十五条までの規定は、平成九年四月二日から施行する。

附 則 （平成九年四月二十四日通商産業省令第八十五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年三月二十五日通商産業省令第一七号）
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年三月三十一日通商産業省令第三七号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

第四条 この省令の施行の際現に法第五条第一項第一号の許可を受け、液化天然ガスタンクである製造施設において高圧ガスの製造を行っている者については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした手続きその他の行為は、この省令による改正後のそれぞれの省令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 （平成一一年九月三〇日通商産業省令第八七号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月一日通商産業省令第二三三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年三月二十八日通商産業省令第四五五号）
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月三十一日通商産業省令第六五五号）
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （経過措置）
第二条 この省令の施行前に改正前の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項ただし書の届出をした者は、改正後の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項ただし書の届出をした者とみなす。

附 則 （平成一二年三月三十一日通商産業省令第七八八号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年六月三〇日通商産業省令第一二六号）

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に、この省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第四十五条の規定による検査の申請がされた輸入検査については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行前にされた保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任に係る保安技術管理者等届書又は製造保安責任者免状の写しの提出については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則(以下「改正一般規則」という。)第六十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にされた保安主任者の選任又は解任に係る保安主任者等届書又は製造保安責任者免状の写しの提出については、改正一般規則第七十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第五条 この省令の施行前にされた保安企画推進員の選任又は解任に係る保安主任者等届書又は書面の提出については、改正一般規則第七十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六条 この省令の施行前にされた保安技術管理者、保安係員、保安主任者又は保安企画推進員の代理者の選任若しくは解任に係る保安統括者等代理者届書の提出については、改正一般規則第七十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十二年一〇月三十一日通商産業省令第二九九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十六日経済産業省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十九日経済産業省令第九九号)

抄

(施行期日)

1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

附 則 (平成十四年三月二〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年三月二十八日経済産業省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年九月三〇日経済産業省令第一〇四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年三月三十一日経済産業省令第四一号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十五年七月二十五日経済産業省令第八六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十四日経済産業省令第三四号)

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成十六年三月二十九日経済産業省令第四六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日経済産業省令第五一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十六年三月三十一日経済産業省令第五六号)

抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定事業省令第十三条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている同項第三号の圧縮方法及び同項第四号の保安の確保の方法による場合については、第二条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第六条第二項第一号ハ(イ)及び第三条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第五条第二項第一号ハ(イ)に規定する経済産業大臣が認めた措置を講じているものとみなす。この場合において、これらの規定中「可燃性ガス中の酸素の容量が全容量に対して当該措置に応じ経済産業大臣が認めた割合」とあるのは「液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令(平成十六年経済産業省令第五十六号)附則第二条の規定による改正前の経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第十三条第一項に規定された特例に関する措置に係る構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第四条第一項の構造改革特別区域計画に記載した圧縮を行う可燃性ガス中の酸素の容量の全容量に対する割合の上限」とする。

附 則 (平成十六年一月三〇日経済産業省令第一〇九号)

抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令による改正後の保安検査の方法は、平成十八年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。ただし、次項に掲げる場合はこの限りでない。

2 この省令による改正前の液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書及びコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定は、当分の間、なおその効力を有する。

第四条 この省令の施行の際、現に自ら保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている認定保安検査実施者が行う保安検査の方法は、この省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。

第五条 この省令の施行の際、現に冷凍保安規則第六十九条、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二号若しくは第十一号若しくは第九十七条、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号若しくは第九十九条又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二号、第八号から第十号まで、第三十六号若しくは第四十八号若しくは第五十四条の規定により経済産業大臣が認めている基準に係る保安検査の方法は、なお従前の例によることができる。

第六条 この省令の施行の際、現に液化石油ガス保安規則別表第三第一項第十七号ただし書、一般高圧ガス保安規則別表第三第一項第十一号ただし書又はコンビナート等保安規則別表第四第一項第十八号ただし書の規定の適用を受けている高圧ガス設備に係る耐圧試験の適用除外の期間は、なお従前の例によることができる。

第七条 この省令による改正後の、冷凍保安規則別表第三及び別表第四、液化石油ガス保安規則別表第四及び別表第五、並びにコンビナート等保安規則別表第五、別表第六、別表第七及び別表第八に規定する完成検査又は保安検査に係る認定の基準については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者がこの省令の施行後最初の認定の更新を受けるまでの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成十七年三月一日経済産業省令第二二号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二四日経済産業省令第二六号)

この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項第一号の許可を受け、特定圧縮水素スタンドである製造施設において高圧ガスの製造を行っている者については、第二条又は第三条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三の規定又はコンビナート等保安規則第七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成十七年三月三〇日経済産業省令第三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第五条 この省令の施行の際現に附則第二条の規定による改正前の特定事業省令第五条又は第二十一条に規定された特例に関する措置の適用を受けている試験研究施設における変更の工事については、第四条又は第六条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第十五条第一項第五号又はコンビナート等保安規則第十四条第一項第五号に規定する経済産業大臣が軽微なものと認めたものとみなす。

附 則 (平成十七年九月一日経済産業省令第八六号)

この省令は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成十八年四月三日経済産業省令第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に前条の規定による改正前の特定事業省令第二十二条第一項に規定された特例に関する措置の適用を受けている場合については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第六条第一項若しくは第二項又は第八条第一項若しくは第二項に規定する経済産業大臣が認めた措置を講じているものとみなす。

附 則 (平成十八年九月二九日経済産業省令第八九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から障害者自立支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号ニ、液化石油ガス保安規則第二条第一項第一号ニ、コンビナート等保安規則第二条第一項第五号ニ及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第六号ニの規定の適用については、これらの規定中「若しくは同条第二十二項の福祉ホーム」とあるのは、「、同条第二十二項の福祉ホーム若しくは同法附則第四十一条第一項、附則第四十八号若しくは附則第五十八号

第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた附則第四十一条第一項の身体障害者更生援護施設、附則第四十八条の精神障害者社会復帰施設若しくは附則第五十八条第一項の知的障害者援護施設」とする。

附 則（平成一九年三月二八日経済産業省令第二二二号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月一九日経済産業省令第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二二年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二二年八月一六日経済産業省令第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二二年九月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定によりこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第三十九条第一項第四号に定めるガスを充てんするアルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器になされている刻印は、当該容器の外面にその旨の表示（記号 SCUBA）を明示した場合は、平成二二年十二月三十一日（当該日において容器検査合格月又は容器再検査合格月の前月の末日から起算して一年一月を経過していない容器にあつては、一年一月を経過した日）までの間は、容器保安規則第八条第一項又は第三十七条第一項の規定にかかわらず、法第四十五条第一項又は第四十九条第三項の規定によりなされた刻印とみなす。

附 則（平成二三年八月二六日経済産業省令第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二三年十一月一日から施行する。ただし、第一条中一般高圧ガス保安規則第六条第二項第七号及び第二条中コンビナート等保安規則第五条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に設置されている設備については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第六条第一項第二十八号の二、第三十九号及び第四十二号ヌ、第八条第一項第四号並びに第六十条第一項第十二号の規定は、この省令の公布の日から一年間は、適用しない。

附 則（平成二四年一月二二日経済産業省令第三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月二八日経済産業省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月三〇日経済産業省令第二五号）

この省令は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月二六日経済産業省令第八五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受け、特定圧縮水素スタンドである製造施設において高圧ガスの製造をしている者又は当該製造施設の設置若しくは変更のための工事に着手している者については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三若しくは第八十二条第三項の規定又は第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三若しくは第三十七条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二五年三月二九日経済産業省令第二二二号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二五年四月一日）から施行する。

附 則（平成二五年一月二六日経済産業省令第六五号）

この省令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年十二月二十七日）から施行する。

附 則（平成二六年三月一七日経済産業省令第一二二号）

この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年四月一日）から施行する。

附 則（平成二六年四月二二日経済産業省令第二二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年五月三〇日経済産業省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年九月一七日経済産業省令第四六号）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二六年十一月二〇日経済産業省令第五八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年九月二九日経済産業省令第六八号）

この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年十月一日）から施行する。ただし、改正規定中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改める部分及び「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年二月二六日経済産業省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる製造施設において高压ガスの製造をしている者（一年以上引き続き製造を休止している者を含む。）又は当該製造施設の設置（高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条に規定する製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のたの工事着手している者については、第一条の規定により改正後の一般高压ガス保安規則（以下「改正省令」という。）第八条の二、第十一条第七号、第十二条の二、第三十五条第一項又は第八十二条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の一般高压ガス保安規則第八条の基準に適合していると認められた移動式圧縮水素スタンドである製造施設で高压ガスの製造をしている者が、施行日以後に一般高压ガス保安規則第八条第二項第一号リただし書の規定により都道府県知事に新たに届け出た場所において充填する場合は、当該充填する場所において、改正省令第八条の二第二項の規定を適用する。

一 法第五条第一項の許可を受けた移動式圧縮水素スタンドである製造施設

二 法第五条第二項の届出を行った圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドである製造施設

第三条 この省令の施行の際現に設置されている又は設置（法第十九条に規定する貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のための工事に着手している次の各号に掲げる貯蔵所については、改正省令第二十二号から第四号まで、第二十三号第二項又は第三十五号第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 法第十六条第一項の許可を受けた第一種製造者が移動道式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

二 法第十六条第一項の許可を受けた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

三 法第十七条の二第一項の届出を行った第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

四 法第十七条の二第二項の届出を行った処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

附 則（平成二八年四月一日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年六月三〇日経済産業省令第八二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二八年六月三十日から施行する。

附 則（平成二八年二月一日経済産業省令第二〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（この省令による改正前の一般高压ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスであつて、この省令による改正後の一般高压ガス保安規則（以下「改正一般規則」という。）第二条第一項第二号に規定する毒性ガス又はこの省令による改正前の一般高压ガス保安規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスであつて、改正一般規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガス以外のガスに該当するもの（以下「二一般規則に規定する特定毒性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般規則第六条第一項及び第二項、第八条第一項及び第二項、第三十五条第一項並びに第八十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般規則に規定する特定毒性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般規則第十一条並びに第十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に一般規則に規定する特定毒性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従つて一般規則に規定する特定毒性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般規則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

4 この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて又は許可の申請をしている貯蔵所（一般規則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般規則第二十二号、第二十三号第一項及び第三十五号第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

5 この省令の施行の際現に法第十七条の第二項又は第十九条第四項の届出をしている貯蔵所（一般則に規定する特定毒性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

6 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを移動している者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

7 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを消費している者については、改正一般則第六十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

8 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定毒性ガスを廃棄している者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

第五條 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（改正一般則第二条第一項第四号の二に規定する特定不活性ガス（以下単に「一般則に規定する特定不活性ガス」という。）の製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第一項、第八条第一項、第三十五条第一項及び第八十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第六条第二項及び第八条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

3 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条の規定（法第十二条第一項に基づくものに限る。）及び第十二条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例によること

4 この省令の施行の際現に法第五条第二項又は第十四条第四項の届出をしている者（一般則に規定する特定不活性ガスの製造施設の設備を設置するものに限る。）については、改正一般則第十一条の規定（法第十二条第二項に基づくものに限る。）及び第十二条第二項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

5 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵している者（法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵しているものを除く。）については、改正一般則第十八条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

6 この省令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可を受け又は許可の申請をしている貯蔵所（一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十二條、第二十三條第一項及び第三十五條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によること

7 この省令の施行の際現に法第十七条の第二項又は第十九条第四項の届出をしている貯蔵所（一般則に規定する特定不活性ガスを貯蔵するものに限る。）については、改正一般則第二十六条の規定にかかわらず、なお従前の例によること

8 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを移動している者については、改正一般則第四十九条第一項及び第五十条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

9 この省令の施行の際現に一般則に規定する特定不活性ガスを廃棄している者については、改正一般則第六十二条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によること

附 則（平成二十九年三月二日経済産業省令第一四号）
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年五月八日経済産業省令第四三号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年六月三〇日経済産業省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年十一月一日経済産業省令第八三三号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の規定により都道府県知事に対してされている届出で、施行日以後においてこの省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第七十九条第二項の規定により指定都市の長に対して行うこととなる行政事務に係るものは、施行日以後においては、指定都市の長に対してされた届出とみなす。

附 則（平成三〇年一月一六日経済産業省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日経済産業省令第六号）
（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年四月三十日から施行する。ただし、第一条中容器保安規則第四条、第十四条、第二十三条、第三十条第一項、第三十二条及び第三十六条の改正規定、第二条、第三条、第四条中一般高圧ガス保安規則第二条第一項第五号二、第三条第一項、第三十一条第一項及び第三十二條の改正規定、第五条中コンビナート等保安規則第二条第一項第五号二の改正規定並びに第六条中国際相互承認に係る容器保安規則第一条、第十四条及び第二十三條の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月一七日経済産業省令第四八号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月一四日経済産業省令第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年九月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。以下本条において同じ。）の際現に設置され、若しくは設置若しくは変更のための工事に着手している耐震設計構造物又はこれらの耐震設計構造物についてこの省令の施行後に高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条第一項又は第十九条第一項の許可を受けて行われる耐震上軽微な変更の工事が行われる場合の当該耐震設計構造物のこの省令の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている者であつて、この省令の施行の際現に津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第八条第一項の規定により津波浸水想定が設定された区域内にある事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第十項、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第十項の規定、第四条による改正後の一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第十項の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二条第十項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行前に法第二十六条第一項の規定による届出をしている事業所については、危害予防規程に定めるべき事項の細目は、第二条による改正後の冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第三十五条第二項第七号、第三条による改正後の液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六十一条第二項第七号、第四条による改正後の一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六十三条第二項第七号の規定及び第六条による改正後のコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第二十二条第二項第七号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から一年間は、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年二月二七日経済産業省令第七二号）

この省令は、平成三十一年一月二日から施行する。

附 則（平成三一年二月二日経済産業省令第二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（保安検査の方法に関する経過措置）

第二条 高圧ガス保安法第三十五条第一項の保安検査の方法は、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第八十二条第二項の規定及び第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第三十七条第二項の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二九日経済産業省令第二一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際に現に高圧ガス保安法第五条の許可を受け、又はその許可を申請している者に係る製造施設については、第一条の規定による改正後の一般高圧ガス保安規則第七条の三及び第二条の規定による改正後のコンビナート等保安規則第七条の三の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和元年九月二日経済産業省令第三六号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和元年二月二日経済産業省令第四一号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和元年二月二〇日経済産業省令第五四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年三月一七日経済産業省令第一五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年四月一〇日経済産業省令第三七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月二六日経済産業省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年八月六日経済産業省令第六六号)

この省令は、令和二年八月七日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月三〇日経済産業省令第八二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和三年二月二二日経済産業省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二九日経済産業省令第二〇号)

抄

(施行期日)

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に高圧ガス保安法(以下「法」という。)第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設については、この省令による改正後の一般高圧ガス保安規則第二条第一項第十八号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 この省令の施行の際現に法第五条第一項若しくは第十四条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている者又は法第五条第二項若しくは第十四条第四項の届出をしている者に係る製造施設の法第八条又は第十二条第一項及び第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に法第十六条第一項若しくは第十九条第一項の許可を受け、若しくはその許可の申請をしている貯蔵所又は法第十七条の二第一項若しくは第十九条第四項の届出をしている貯蔵所の法第十六条第二項又は第十八条第二項の技術上の基準については、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和三年四月二三日経済産業省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年一〇月二〇日経済産業省令第七六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令の施行の日(令和三年十月二十七日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月二二日経済産業省令第五四号)

この省令は、令和四年六月二十二日から施行する。

附 則 (令和五年二月二二日経済産業省令第六一号)

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年十二月二十一日)から施行する。

別表第一(第三十五条第一項関係)

検査項目

完成検査の方法

一	製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合	一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表、別表第二及び別表第三において「目視等」という。）により検査する。
二	第六条第一項第一号の境界線及び警戒標	二 貯蔵設備及び処理設備の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
三	第六条第一項第二号の第一種設備距離及び第二種設備距離	三 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備の外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四	第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離	四 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
五	第六条第一項第四号の高圧ガス設備間の距離	五 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六	第六条第一項第五号の貯槽間の距離	六 可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽の周囲から、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるような措置の状況を目視等により検査する。
七	第六条第一項第六号の可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置	七 可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
八	第六条第一項第七号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置	八 防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類の目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
九	第六条第一項第八号の防液堤内及び周辺の設備設置制限	九 可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備を設置する室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十	第六条第一項第九号の製造設備を設置する室のガスが滞留しない構造	十 可燃性ガス、毒性ガス及び酸素のガス設備の気密な構造を、組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。
十一	第六条第一項第十号のガス設備の気密な構造	十一 高圧ガス設備を耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備等にあつては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。ただし、当該設備が移設等に係るものであつて、当該設備の内部及び外部について、目視等及び経済産業大臣が定める非破壊検査設備を用いた測定又はその記録により欠陥の有無を検査し、当該設備に割れ、傷、腐食等の欠陥がないことが確認された場合、又は発見された欠陥がグラインダー加工等で補修できる程度の軽微なものであつて、当該補修部分を非破壊検査設備を用いた測定による検査で異常のないことが確認された場合は、この限りでない。
十二	第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧試験	十二 高圧ガス設備を耐圧性能の確認後の組立状態において、気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
十三	第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験	十三 高圧ガス設備が十分な強度を有していることを非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、計算による強度の算定が困難なものの等の場合は、常用の圧力の四倍の圧力で行う耐圧試験若しくはその記録による検査又は抵抗線ひずみ計による応力の測定若しくはその記録による検査に代えることができる。
十四	第六条第一項第十三号の高圧ガス設備の強度	十四 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。
十五	第六条第一項第十四号のガス設備に使用されている材料	十五 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。
十六	第六条第一項第十五号の高圧ガス設備の基礎	

十六	第六条第一項第十六号の貯槽の沈下状況の測定	十六	貯槽の沈下の程度を測定するためのベンチマーク等の設備が設けられていることを、目視等又は記録により検査する。
十七	第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	十七	耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。
十八	第六条第一項第十八号の高圧ガス設備の温度計等	十八	高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十九	第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の圧力計	十九	高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。
二十	第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の安全装置	二十	高圧ガス設備の安全装置の設置状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
二十一	第六条第一項第二十号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	二十一	高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
二十二	第六条第一項第二十一号の可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置	二十二	可燃性ガス低温貯槽の負圧防止措置の設置状況を目視等により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三	第六条第一項第二十二号の液化ガス貯槽の液面計等	二十三	液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあつては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四	第六条第一項第二十三号の特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造	二十四	特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視等及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視等及び図面により検査する。
二十五	第六条第一項第二十四号の貯槽の配管に設けたバルブ	二十五	貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等、図面等により検査する。
二十六	第六条第一項第二十五号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	二十六	貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十七	第六条第一項第二十六号の高圧ガス設備に係る電気設備	二十七	可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の位置及び当該ガスに対し防爆性能を有する構造であることを目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十八	第六条第一項第二十七号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	二十八	製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十九	第六条第一項第二十八号の圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所等に講じた容器の破裂防止のための措置	二十九	圧縮アセチレンガスの充填場所及び充填容器の容器置場に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視等又は図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十九の二	第六条第一項第二十八号の二の三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所等に講じた容場に限る。）に講じた容器が破裂することを防止するための措置の状況を目視等及び図面により検査する。	二十九の二	三フッ化窒素を車両に固定した容器等に充填する場所及び当該ガスの充填容器の容器置場（車両に固定した容器等に係る容器置場の破裂防止のための措置
三十	第六条第一項第二十九号の圧縮機と圧縮アセチレンガスを容器に充填する場所等との間の障壁	三十	圧縮機と圧縮アセチレンガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁及び当該ガスを容器に充填する場所と当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
三十一	第六条第一項第三十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁	三十一	圧縮機とメタガバスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
三十二	第六条第一項第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	三十二	可燃性ガス、毒性ガス（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）又は特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十三	第六条第一項第三十二号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	三十三	可燃性ガス若しくは毒性ガスの貯槽又はこれらの貯槽以外の貯槽であつて可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にあるもの及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十四	第六条第一項第三十三号の毒性ガスの製造施設の識別及び危険標識	三十四	毒性ガスの製造施設の識別することができような措置及び危険標識の設置状況を目視等により検査する。

三十五 第六条第一項第三十五号の毒性ガスのガス設備に係る配管等の接合	三十五 毒性ガスのガス設備に係る配管等について、その接合状況を目視等、図面等により検査する。
三十六 第六条第一項第三十六号の毒性ガスのガス設備に係る配管の二重管	三十六 毒性ガスのガス設備に係る配管の二重管の措置の状況を目視等によるほか、図面等により検査し、かつ、二重管に講じた当該ガスの漏えいを検知するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。なお、当該配管をさや管その他の防護構造物の中に設置することにより、配管の破損を防止し、かつ、漏えいしたガスが周辺に拡散することを防止する措置を講じている場合は、当該措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
三十七 第六条第一項第三十七号の特殊高圧ガス等の製造設備に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための措置	三十七 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化水素の製造設備に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を、目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
三十八 第六条第一項第三十八号の可燃性ガス及び特定三十八 可燃性ガス及び特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。	三十八 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設の防火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置
三十九 第六条第一項第三十九号の可燃性ガス、酸素及び三十九 可燃性ガス、酸素及び三フッ化窒素の製造施設の防火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備及び三フッ化窒素の製造施設の防火設備	三十九 の性能を作動試験又はその記録により検査する。
三十九の二 第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の防火設備	三十九の二 特定不活性ガスの製造施設の防火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
四十 第六条第一項第四十号の通報を速やかに行うための措置	四十 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を実際により検査する。
四十一 第六条第一項第四十一号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	四十一 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。
四十二 第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標	四十二 容器置場の警戒標の掲示の状況を目視等により検査する。
四十三 第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第一種四十三 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。	四十三 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
置場距離及び第二種置場距離	置場距離及び第二種置場距離
四十四 第六条第一項第四十二号ニの容器置場の障壁	四十四 容器置場の障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
四十五 第六条第一項第四十二号ホの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置	四十五 可燃性ガス及び酸素の充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
四十六 第六条第一項第四十二号ヘの容器置場のガスが四十六 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録に滞留しない構造	四十六 可燃性ガス及び特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録に滞留しない構造
四十七 第六条第一項第四十二号トのジシラン、ホスフ四十七 ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場が当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであることを目視等によるイン又はモノシランの容器置場	四十七 ジシラン、ホスフィン又はモノシランの容器置場が当該ガスが漏えいし、自然発火したときに安全なものであることを目視等による
四十八 第六条第一項第四十二号チの特殊高圧ガス等の四十八 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化容器置場に講じた安全に、かつ、速やかに除害するための水素の容器置場に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録の措置	四十八 特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン又は硫化容器置場に講じた当該ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに除害するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録の措置
四十八の二 第六条第一項第四十二号リの一階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。	四十八の二 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
置場の構造	置場の構造
四十九 第六条第一項第四十二号ヌの可燃性ガス、特定四十九 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場の防火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。	四十九 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場の防火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場の防火設備	不活性ガス、酸素及び三フッ化窒素の容器置場の防火設備
五十 第六条第一項第四十三号イの導管の設置場所	五十 導管の設置されている場所の状況を目視等又は図面若しくは記録により検査する。
五十一 第六条第一項第四十三号ロの地盤面上の導管の設置及びその標識	五十一 地盤面上の導管の設置状況を目視等により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視等又は記録により検査する。
五十二 第六条第一項第四十三号ハの地盤面下の導管の埋設及びその標識	五十二 地盤面下の導管の埋設状況を目視等又は図面若しくは記録により検査し、当該導管に係る標識の記載内容及び設置状況を目視等又は記録により検査する。
五十三 第六条第一項第四十三号ニの水中の導管の設置	五十三 水中の導管の設置状況を図面又は記録により検査する。

五十四 第六条第一項第四十三号ホの導管の耐圧試験	五十四 導管を耐圧試験用設備を用いた常用の圧力の一・五倍以上の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）又はその記録により検査する。
五十五 第六条第一項第四十三号ホの導管の気密試験	五十五 導管を気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
五十六 第六条第一項第四十三号ヘの導管の強度	五十六 導管が十分な強度を有していることを非破壊検査設備等肉厚測定用器具を用いた測定又はその記録により検査する。ただし、計算による強度の算定が困難なものの等の場合は、常用の圧力の四倍の圧力で行う耐圧試験若しくはその記録による検査又は抵抗線ひずみ計による応力の測定若しくはその記録による検査に代えることができる。
五十七 第六条第一項第四十三号トの導管の腐食を防止するための措置	五十七 導管の内面及び外面の腐食を防止するための措置の状況を目視等又は記録により検査する。ただし、電気防食措置を講じた導管については、対地電位の測定又はその記録により検査する。
五十八 第六条第一項第四十三号トの導管の応力を吸収するための措置	五十八 導管の応力を吸収するための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
五十九 第六条第一項第四十三号チの導管の温度の上昇を防止するための措置	五十九 導管の温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
六十 第六条第一項第四十三号リの導管内の圧力の上昇を防止するための措置	六十 導管内の圧力の上昇を防止するための措置の状況を目視等及び記録により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
六十一 第六条第一項第四十三号ヌの酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分除去の措置	六十一 酸素又は天然ガスを輸送する導管と圧縮機との間の水分を除去するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能について目視等又は記録により検査する。
六十二 第六条第一項第四十三号ルの事業所を連絡する導管に講じた通報を速やかに行うための措置	六十二 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
2 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合	
一 第六条の二第二項で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、前項第一号、第二号、第七号、第八号、第十号から第二十一号まで、第二十三号、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第三十三号及び第三十九号から第四十一号までに掲げるもの	一 前項第一号、第二号、第七号、第八号、第十号から第二十一号まで、第二十三号、第二十五号、第二十六号、第二十八号、第三十三号及び第三十九号から第四十一号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、前項第一号、第七号、第八号、第十号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号、第三十三号及び第三十九号から第四十一号までに掲げるもの	二 前項第一号、第七号、第八号、第十号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号、第三十三号及び第三十九号から第四十一号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
三 第六条の二第二項第二号の敷地境界までの距離等	三 貯槽及び処理設備の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
四 第六条の二第二項第三号の貯槽に設けた安全装置等	四 貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
五 第六条の二第二項第四号の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	五 蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六 第六条の二第二項第五号の貯槽の配管に設けたバルブ	六 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等、図面等により検査する。
七 第六条の二第二項第六号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	七 貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
八 第六条の二第二項第七号の車両の衝突を防止する措置	八 製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の状況を目視等及び図面により検査する。

九 第六条の二第二項第八号の製造設備の設置場所	九 製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。
三 製造設備が圧縮天然ガススタンドである製造施設の場合	
一 第七条第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第三十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号から第三十三号まで及び第三十八号から第四十一号までに掲げるもの	第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十一号から第三十三号まで及び第三十八号から第四十一号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第七条第一項第二号のデイスペンサーから第一種保安物件等に対する距離	二 デイスペンサーの外側から第一種保安物件、第二種保安物件及び公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三 第七条第一項第三号のデイスペンサーの屋根	三 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
四 第七条第一項第四号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置	四 地盤面上に設置した貯槽の外側から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
五 第七条第一項第五号の圧縮天然ガスの過充填防止のための措置	五 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
六 第七条第一項第六号の火気を取り扱う施設までの距離等	六 圧縮天然ガススタンドの外側から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七 第七条第一項第七号の他の高圧ガス設備との間の距離	七 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
七の二 第七条第一項第八号の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	七の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外側から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
八 第七条第二項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第五号、第六号、第九号から第二十一号まで、第二十七号、第二十八号、第三十三号、第三十八号、第四十号及び第四十一号に掲げるもの	八 第一項第一号、第五号、第六号、第九号から第二十一号まで、第二十七号、第二十八号、第三十三号、第三十八号、第四十号及び第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
九 第七条第二項第二号の敷地境界までの距離等	九 高圧ガス設備の外側から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十 第七条第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	十 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十一 第七条第二項第四号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	十一 デイスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。

十二	第七条第二項第五号の防火壁	十二 防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十三	第七条第二項第六号の緊急時に遮断するための措置	十三 配管に講じた緊急時に圧縮天然ガスの供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十四	第七条第二項第七号の圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十四 圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五	第七条第二項第八号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	十五 配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六	第七条第二項第九号のデイスペンサーに設置された遮断装置	十六 デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七	第七条第二項第九号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置	十七 デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十八	第七条第二項第十号の配管の設置位置等	十八 配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
十九	第七条第二項第十一号の漏えいガスを検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置	十九 施設に講じたガス漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十	第七条第二項第十二号の感震装置	二十 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十一	第七条第二項第十三号の製造設備の自動停止装置の起動装置	二十一 自動停止装置の起動装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十二	第七条第二項第十四号の圧縮機の自動停止等の措置	二十二 圧縮機の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三	第七条第二項第十五号のガス設備の設置位置等	二十三 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
二十四	第七条第二項第十六号のデイスペンサーの屋根	二十四 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか図面又は、記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二十五	第七条第二項第十七号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置	二十五 地盤面上に設置した貯槽の外面から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
二十六	第七条第二項第十八号の火気を取り扱う施設までの距離等	二十六 圧縮天然ガススタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十七	第七条第二項第十九号の圧縮天然ガスの過充填防止のための措置	二十七 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
二十八	第七条第二項第二十号の他の高圧ガス設備との間の距離	二十八 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
二十九	第七条第二項第二十号の二の圧縮水素スタンドの設備との間の距離	二十八の二 圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十九	第七条第二項第二十一号の圧縮天然ガススタンドの消火設備	二十九 圧縮天然ガススタンドの消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
4	製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合	

一 第七条の二第二項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第九号から第二十号まで、第二十七号、第二十八号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十号から第六十二号までに掲げるもの	第一項第一号、第九号から第二十二号まで、第二十七号、第二十八号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十号から第六十二号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二 第七条の二第二項第二号の敷地境界までの距離等	二 高圧ガス設備の外側から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三 第七条の二第二項第三号の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	三 地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
四 第七条の二第二項第四号イの貯槽の地盤面下埋設	四 貯槽の地盤面下埋設の状況を目視等によるほか、図面及び記録により検査する。
五 第七条の二第二項第四号ロの貯槽内の液化天然ガスの温度上昇防止の措置	五 貯槽内の液化天然ガスの温度が上昇しないような措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六 第七条の二第二項第四号ハの貯槽室の構造等	六 貯槽室の上部構造及び防水措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、当該室の換気設備の設置の状況を目視等によるほか、図面及び記録により検査し、当該換気装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七 第七条の二第二項第四号ニの貯槽を貯槽室に設置しない場合の措置	七 貯槽の地盤への固定の状況、腐食を防止する措置、地盤面上に講じた措置並びに断熱及び凍結防止のための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
八 第七条の二第二項第五号のディスプレイから公道の道路境界線に対する距離	八 ディスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
九 第七条の二第二項第六号の防火壁	九 防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十 第七条の二第二項第七号の貯槽の配管に設けた速やかに遮断するための措置	十 貯槽の配管に設けた速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十一 第七条の二第二項第八号のディスプレイに設置された遮断装置	十一 ディスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十二 第七条の二第二項第八号のディスプレイに講じた漏えいを防止するための措置	十二 ディスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十三 第七条の二第二項第九号の配管の設置場所等	十三 配管の設置場所又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
十四 第七条の二第二項第十号の漏えいガスを検知し、警報し、自動停止するための装置	十四 施設に講じたガス漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五 第七条の二第二項第十一号の貯槽間の距離	十五 貯槽間の距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十六 第七条の二第二項第十二号の液面計	十六 貯槽の液面計の設置状況を目視等及び図面により検査する。
十七 第七条の二第二項第十三号の貯槽の配管に設けたバルブ	十七 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況を目視等により検査する。
十八 第七条の二第二項第十四号の感震装置	十八 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十九 第七条の二第二項第十五号の製造設備の自動停止装置の起動装置	十九 自動停止装置の起動装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十 第七条の二第二項第十六号の加圧設備の自動停止等の措置	二十 加圧設備の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十一 第七条の二第二項第十七号のガス設備の設置位置等	二十一 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。

二十二	第七条の二第一項第十八号のデイスペンサーの屋根	二十二	デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。
二十三	第七条の二第一項第十九号の火気を取り扱う施設までの距離等	二十三	液化天然ガススタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四	第七条の二第一項第二十号の高圧ガス設備間の距離	二十四	液化天然ガススタンドの処理設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の製造設備の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
5	製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	一	第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの
一	第七条の三第一項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げるもの	一	第一項第一号、第二号、第五号から第二十三号まで、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号から第四十九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
一の二	第七条の三第一項第一号の二の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の構造等	一の二	地盤面下に高圧ガス設備を設置した場合の地盤面下に高圧ガス設備を設置した室の上部構造を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、かつ、漏えいしたガスの滞留を防止するための当該室に講じた措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
一の三	第七条の三第一項第一号の三の液化水素の貯槽を設置した室の防水措置	一の三	液化水素の貯槽を設置した室の防水措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
一の四	第七条の三第一項第一号の四の貯槽内の液化水素の温度上昇防止の措置	一の四	貯槽内の液化水素の温度が上昇しないような措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二	第七条の三第一項第二号のデイスペンサーから第一種保安物件等に対する距離	二	デイスペンサーの外面から第一種保安物件、第二種保安物件及び公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
三	第七条の三第一項第三号の緊急時に遮断するための措置	三	配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四	第七条の三第一項第四号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	四	配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五	第七条の三第一項第五号のデイスペンサーに設置された遮断装置	五	デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六	第七条の三第一項第五号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置	六	デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
七	第七条の三第一項第六号の配管の設置位置等	七	配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
八	第七条の三第一項第七号のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備	八	可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九	第七条の三第一項第八号のデイスペンサーの屋根	九	デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じて図面又は記録により検査する。
十	第七条の三第一項第九号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置	十	地盤面上に設置した貯槽の外面から車両の停止位置に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。
十一	第七条の三第一項第十号の火気を取り扱う施設までの距離等	十一	圧縮水素スタンドの外面から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は

十二 第七条の三第一項第十一号の圧縮水素の過充填防止のための措置	図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十三 第七条の三第一項第十二号の他の高圧ガス設備との間の距離	十二 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
十三の二 第七条の三第一項第十二号の二の圧縮天然ガススタンドの設備との間の距離	十三 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十四 第七条の三第一項第十三号の圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置	十三の二 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外面から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十五 第七条の三第一項第十三号の配管の常用の圧力が十五 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	十四 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	十六 常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六の二 第七条の三第一項第十五号の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	十六の二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十六の三 第七条の三第一項第十五号の蓄圧器の劣化を防止するための措置	十六の三 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十六の四 第七条の三第一項第十六号の同号イ及びロの十六の四 次に掲げる設備と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。	十六の四 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十六の五 第七条の三第一項第十七号の水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十六の五 水電解水素発生昇圧装置に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十六の六 第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	十六の六 液化水素昇圧ポンプ及びこれに接続される送ガス蒸発器に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第七条の三第二項第一号で準用する第六条第一項十七 第一項第一号、第六号から第十四号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十八号及び第四十一号に掲げるもの	十七 第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十八号及び第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
十七の二 第七条の三第二項第一号で準用する同条第一十七の二 第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	十七の二 第一項第一号、第六号から第十四号まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
十七の三 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	十七の三 可燃性ガスの貯槽の外面から他の可燃性ガス又は酸素の貯槽までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、防火上及び消火上有効な措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

十七の四	第七条の三第二項第一号の三の高圧ガス設備の基礎	十七の四	高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の緊結状態を目視等又は図面により検査する。
十八	第七条の三第二項第一号の敷地境界までの距離等	十八	高圧ガス設備の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
十九	第七条の三第二項第二号の二の冷凍設備の第一種保安物件に対する第一種設備距離及び第二種保安物件に対する第二種設備距離	十九	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十九の二	第七条の三第二項第二号の二の設備距離を要しない冷凍設備	十九の二	冷凍設備の設置状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十	第七条の三第二項第三号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	二十	デイスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十一	第七条の三第二項第四号の防火壁	二十一	防火壁の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二十二	第七条の三第二項第五号の緊急時に遮断するための措置	二十二	配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三	第七条の三第二項第六号の圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置	二十三	圧縮機に講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十四	第七条の三第二項第七号の貯槽に取り付けられた配管に講じた遮断措置	二十四	配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十五	第七条の三第二項第八号のデイスペンサーに設置された遮断装置	二十五	デイスペンサーに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十六	第七条の三第二項第八号のデイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置	二十六	デイスペンサーに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十七	第七条の三第二項第九号の配管の設置位置等	二十七	配管の設置位置又は配管が設置されているトレンチの構造を目視等により検査する。
二十八	第七条の三第二項第十号の圧力リリーフ弁	二十八	圧力リリーフ弁の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八の二	第七条の三第二項第十号の二の貯槽に設けた安全装置	二十八の二	貯槽に設置した安全装置の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を目視等、図面等により検査する。
二十八の三	第七条の三第二項第十号の二の圧力リリーフ弁	二十八の三	圧力リリーフ弁の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八の四	第七条の三第二項第十号の三の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	二十八の四	蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十九	第七条の三第二項第十一号の高圧ガス設備の安全弁等の放出管	二十九	高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び圧力リリーフ弁の放出管の開口部の位置及び放出管の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
二十九の二	第七条の三第二項第十一号の二の液化水素を気化し、及び加温する措置	二十九の二	液化水素の放出は、気化し、及び加温した後、放出管に接続されることを目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
三十	第七条の三第二項第十二号の流量が著しく増加することを防止するための措置	三十	蓄圧器とデイスペンサーとの間の配管に設けた圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十一	第七条の三第二項第十三号の遮断装置等の配置	三十一	圧縮水素の蓄圧器、及び蓄圧器から圧縮水素を受け入れる配管等に取り付けた遮断装置等の配置状況を目視等、図面等により検査する。
三十二	第七条の三第二項第十四号の圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管等の接合	三十二	圧縮水素及び液化水素のガス設備に係る配管等について、その接合状況を目視等、図面等により検査する。

三十三 第七条の三第二項第十五号の移動式製造設備の三十三 移動式製造設備の停止位置に講じた温度の上昇を防止するための装置の設置状況を目視等又は図面により検査し、当該装置の機能を停止位置に講じた温度の上昇を防止するための装置 作動試験又はその記録により検査する。

三十四 第七条の三第二項第十六号の漏えいガスを検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置 三十四 施設に講じたガスの漏えいを検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十五 第七条の三第二項第十七号の感震装置 三十五 感震装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十六 第七条の三第二項第十八号のデイスペンサーの三十六 デイスペンサーの周囲に講じた火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するための装置の設置状況を目視等に周囲に講じた火災を検知し、警報し、かつ、自動停止するための装置 三十七 蓄圧器に講じた火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置

三十七 第七条の三第二項第十九号の蓄圧器に講じた火災を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置 温度の上昇を防止するための装置 三十八 蓄圧器に講じた温度の上昇を検知し、警報し、かつ、製造設備の運転を自動的に停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置

三十八 第七条の三第二項第二十号の蓄圧器の温度の上昇を検知し、警報し、かつ、自動的の停止するとともに温度の上昇を防止するための装置の設置 温度の上昇を防止するための装置 三十九 自動停止装置及び自動温度上昇防止装置の設置状況を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

三十九 第七条の三第二項第二十一号の製造設備の自動停止装置等の起動装置 四十 圧縮機の運転を自動停止する措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、遮断措置に遮断弁を用いる場合は、遮断弁の自動閉止、閉止の検知及び異常時に警報を発する措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

四十 第七条の三第二項第二十二号の圧縮機の自動閉止等の措置 四十一 ガス設備の設置位置を目視等により検査する。なお、車両の衝突のおそれがある場合であつて、車両の衝突を防止する措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。

四十一 第七条の三第二項第二十三号のガス設備の設置位置等 四十二 デイスペンサーの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に

四十二 第七条の三第二項第二十四号のデイスペンサーの屋根 四十三 デイスペンサーのホースに講じた破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録のホースの破損を防止するための措置 四十四 地盤面上に設置した貯槽の外から火気を取り扱うことが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。

四十三 第七条の三第二項第二十五号のデイスペンサーのホースの破損を防止するための措置 四十四 地盤面上に設置した貯槽の外から火気を取り扱うことが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、防護措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等及び図面により検査する。

四十四 第七条の三第二項第二十六号の車両の停止位置又は貯槽と車両間の防護措置 四十五 圧縮水素スタンドの外から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

四十五 第七条の三第二項第二十七号の火気を取り扱う施設までの距離等 四十六 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。

四十六 第七条の三第二項第二十八号の圧縮水素の過充填防止のための措置 四十七 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から他の可燃性ガス又は酸素の高圧ガス設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。

四十七 第七条の三第二項第二十九号の他の高圧ガス設備との間の距離 四十八 圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備の外から圧縮天然ガススタンドの処理設備及び貯蔵設備までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査を行う。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。

四十八 第七条の三第二項第三十号の圧縮機、液化水素昇圧ポンプ、蓄圧器、液化水素の貯槽及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の距離 四十九 圧縮水素スタンドの消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。

四十九 第七条の三第二項第三十一号の圧縮水素スタンドの消火設備 五十 圧縮水素スタンドの消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。

五十 第七条の第三十二項第三十二号の通報を速やかに行うための措置	五十 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を実際を使用して検査する。
五十一 第七条の第三十三号イの容器置場の警五十一 容器置場の警戒標の掲示の状況を目視等により検査する。	
五十二 第七条の第三十三号ロの容器置場の敷五十二 容器置場の外面から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において規定の境界までの距離等	距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離が確保できない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
五十三 第七条の第三十三号ハの容器置場に講五十三 可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	
五十四 第七条の第三十三号ニの容器置場のガ五十四 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。	
五十五 第七条の第三十三号ホの可燃性ガスの五十五 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。	
五十六 第七条の第三十三号ヘの容器置場の車五十六 容器置場に講じた車両の衝突を防止する措置の状況を目視等及び図面により検査する。	
五十七 第七条の第三十三号トの圧縮水素の流五十七 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験量が著しく増加することを防止するための措置	又はその記録により検査する。
五十八 第七条の第三十三号トの配管の常用の五十八 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記圧力が充填容器等の最高充填圧力未満の場合に当該配管録により検査する。	
五十九 第七条の第三十四号の常用の圧力が高五十九 常用の圧力が高い蓄圧器、液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	
六十 第七条の第三十五号の蓄圧器が危険な状六十 圧縮水素を安全に放出するために蓄圧器に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査となつたときに圧縮水素を安全に放出するための措置	査する。
六十一 第七条の第三十六号イの蓄圧器のフル六十一 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフープラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査ラップ構造又はフープラップ構造	査する。
六十二 第七条の第三十六号ロの蓄圧器の劣化六十二 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止する措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。	
六十三 第七条の第三十七号の高圧ガス設備の六十三 液化水素が通る部分の基礎の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。	
5の2 製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタン五の2 製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一 第七条の四第一項第一号で準用する第六条第一項各一 第一項第一号、第二号、第五号から第二十号まで、第二十二号、第二十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号及び第三十八号の検査項目のうち、第一項第一号、第二号、第五号から第四十九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	
二 第七条の四第一項第一号で準用する第七条の三第一二 前項第一号の二から第七号まで及び第九号から第十六号の六までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	
三 第七号の四第一項第一号で準用する第七号ま三 第七号の四第一項第一号で準用する第七号の三第二三 前項第二十三号、第二十八号から第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第七項各号の検査項目のうち、前項第二十三号、第二十八号六十三号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	
四 第二十八号の四まで、第二十九号の二から第四十一	

号まで、第四十三号、第五十六号、第六十号及び第六十三号に掲げるもの	
四 第七条の四第一項第二号イの設備又は措置の運転状況	監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五 第七条の四第一項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置	監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六 第七条の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置	監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七 第七条の四第一項第二号ニの目視等により確認できる措置	監視所に講じた目視等により確認できる措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
八 第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置	監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
九 第七条の四第一項第二号ヘの必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置	監視所に講じた必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するための措置	監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十一 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示	ディスプレイの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十二 第七条の四第一項第五号のディスプレイの操作方法の表示	ディスプレイに講じたディスプレイの操作方法の表示の状況を目視等により検査する。
十三 第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置	ディスプレイに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。
十四 第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置	当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五 第七条の四第一項第八号の充填用のノズルが外れない構造	当該充填用のノズルに講じた容器に圧縮水を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視等及び図面又は記録により検査し、当該構造の機能を実際に使用して検査する。
十六 第七条の四第一項第九号の充填用のノズルの凍結しないための措置	当該充填用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視等及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第七条の四第一項第十号の顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置	当該ディスプレイに講じた顧客による充填用のノズルの収納が確実に行われるようにするための措置の状況を目視等及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十八 第七条の四第二項第一号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、第一項第一号、第六号から第十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。	
十九 第三十三号、第二十五号から第二十八号まで、第三十三号、第三十八号及び第四十一号に掲げるもの	
十九 第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第十九項各号の検査項目のうち、前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げるもの	前項第一号の二から第一号の四まで、第十六号の五及び第十六号の六に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二十 第七条の四第二項第一号で準用する第七条の三第二十項各号の検査項目のうち、前項第十七号の三から第六十三号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。	
二十一 第七号の四第二項第一号で準用する同条第二十一項各号の検査項目のうち、第十号から第十七号までに掲げるもの	第十号から第十七号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
二十二 第七号の四第二項第二号で準用する同条第二十二項第二号の検査項目のうち、第七号から第九号までに掲げるもの	第七号から第九号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。

二十三 第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の連	二十三 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視等又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により
転状況を監視する措置	検査する。
二十四 第七条の四第二項第二号ロの設備又は措置の異	二十四 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視等又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により
常時に警報を発する措置	検査する。
二十五 第七条の四第二項第二号ハの火災又はその他緊	二十五 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視等又はその記録により検査し、当該措置の機能を
急のときに速やかに操作できる措置	作動試験又はその記録により検査する。
6 製造設備が移動式製造設備（移動式圧縮水素スタン	
ドを除く。）である製造施設の場合	
一 第八条第一項第一号の製造施設の付近の引火性物質	製造施設の周辺について、引火性又は発火性物質の有無を目視等により検査する。
等の状況	
二 第八条第一項第二号の警戒標	二 警戒標の掲示の状況を目視等により検査する。
三 第八条第一項第三号で準用する第六条第一項各号の	三 第一項第十一号から第十三号までに掲げる完成検査の方法により検査を行う。
検査項目のうち、第一項第十一号から第十三号までに掲	
げるもの	
四 第八条第一項第四号の可燃性ガス、特定不活性ガス	四 可燃性ガス、特定不活性ガス及び酸素の製造施設の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
及び酸素の製造施設の消火設備	
五 第八条第一項第五号で準用する第六条第一項第四十五	五 第一項第四十二号から第四十九号までに掲げる完成検査の方法により検査する。
二号の検査項目のうち、第一項第四十二号から第四十九	
号までに掲げるもの	
7 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備	
である製造施設の場合	
一 第八条第三項で準用する同条第一項の検査項目のう	一 前項各号及び第一項第十四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
ち、前項各号に掲げるもの及び同条第三項第一号の充填	
ホースの材料	
二 第八条第三項第二号の容器の配管に講じた安全に、	二 容器の配管に講じた酸素の液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該
かつ、速やかに遮断するための措置	措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三 第八条第三項第三号の誤発進防止措置	三 誤発進防止措置の設置状況を目視等及び図面により検査し、当該誤発進防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四 第八条第三項第四号の移動式製造設備の停止場所	四 移動式製造設備の停止場所を目視等及び図面により検査する。
五 第八条第三項第五号のコールド・エバポレータと移	五 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を目視等又は図面その他の書面により検査する。
動式製造設備との距離	
8 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設	
の場合	
一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項各	一 第一項第十一号から第十四号まで、第十八号から第二十号まで、第二十七号、第三十一号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲
号の検査項目のうち、第一項第十一号から第十四号ま	げる完成検査の方法により検査を行う。
で、第十八号から第二十号まで、第二十七号、第三十一	
号、第三十八号、第四十一号から第四十九号に掲げる	
もの	
二 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一	二 第五項第三号、第五号から第九号まで、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号の二及び第十六号の三に掲げる完成検査の方法により
項各号の検査項目のうち、第五項第三号、第五号から	検査を行う。
九号まで、第十二号、第十四号、第十五号、第十六号	
の二及び第十六号の三に掲げるもの	
三 第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項各	三 第六項第二号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。
号の検査項目のうち、第六項第二号及び第四号に掲げ	
るもの	
四 第八条の二第一項第二号の容器に取り付けられた配	四 配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
管に講じた遮断措置	

備考	五 第八条の二第二項第三号の熱作動式安全弁 六 第八条の二第二項第四号の高圧ガス設備の安全弁等六 七 第八条の二第二項第五号の液化水素の超低温容器の七 八 第八条の二第二項第六号の液化水素の超低温容器の八 九 第八条の二第二項第七号の通報を速やかに行うための九 十 第八条の二第二項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器十 又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置 備考 一 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第八項までの規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもって完成検査の方法とする。 二 移設等に係る高圧ガス設備であつて、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合にあつては、当該使用の経歴及び保管状態の記録の検査をもつて、この表の各号に規定する記録による検査とすることができ。 別表第二(第三十五条第二項関係) 検査項目 1 貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一 第二十二条で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、別表第一の第一項第一号から第三号まで、第一五号から第九号まで、第十一号から第二十三号まで、第二十五号、第二十六号及び第三十二号から第四十一号までに掲げるもの 二 第二十二条第一号のコールドエバポレータ 三 第二十二条第二号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮天然ガススタンド 四 第二十二条第三号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の液化天然ガススタンド 五 第二十二条第四号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド 2 容器により貯蔵する第一種貯蔵所の基準 一 容器が配管により接続されている場合 イ 第二十三条第一項第一号の第一種設備距離及び第二種設備距離 ロ 第二十三条第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号の検査項目のうち、別表第一の第一項第四十二号及び第四十五号から第四十九号までに掲げるもの 二 容器が配管により接続されている場合の配管については、第二十三条第一項第二号で準用する第六条第一項各号の検査項目のうち、別表第一の第一項第十一号から第十三号までに掲げるもの 三 容器が配管により接続されていない場合については、第二十三条第一項第三号で準用する別表第一の第一項第四十二号から第四十九号までに掲げる検査項目 四 第二十三条第二項第一号の第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の圧縮水素スタンド 五 第二十三条第二項第二号の第一種製造者のうち移動式圧縮水素スタンド又は第二種製造者のうち処理能力が三十立方メートル以上である者の移動式圧縮水素スタンド	完成検査の方法	五 熱作動式安全弁の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を同一型式の熱作動式安全弁の作動試験の記録により検査する。 六 高圧ガス設備の安全弁又は破裂版及び熱作動式安全弁の放出管の設置状況を目視等により検査する。 七 液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視等により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。 八 液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。 九 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。 十 常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を流目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
----	---	---------	---

一 第二十二条で準用する第六条第一項第二号若しくは第八号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第二項の規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。

二 移設等に係る貯蔵設備であつて、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録の検査をもつて、この表の各号に規定する記録による検査とすることができ。

別表第三（第八十二条第二項第四号関係）

検査項目		保安検査の方法
1 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合		
一 第六条第一項第三号の火気を取り扱う施設までの距離等		一 特定不活性ガスの製造設備の外周から火気を取り扱う施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該製造設備と火気を取り扱う施設との間に漏えいしたガスの流動防止措置を講じているものについては当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、連動装置により直ちに使用中の火気を消すことができる措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二 第六条第一項第六号の特定不活性ガスの貯槽であることが識別できる措置		二 特定不活性ガスの貯槽の周囲から、特定不活性ガスの貯槽であることが容易に識別することができるとする措置の状況を目視等により検査する。
三 第六条第一項第九号の製造設備を設置した室のガスが滞留しない構造		三 特定不活性ガスの製造設備を設置した室のガスが漏えいしたとき滞留しない構造等を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
四 第六条第一項第二十三号の特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備の不活性ガス置換等ができる構造		四 特殊高圧ガス又は五フッ化ヒ素等の製造設備に係る設備内部を不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号において同じ。）により置換する構造又は内部を真空にする構造を目視等及び図面により検査し、当該不活性ガスを供給する配管と他の種類のガスその他の流体の配管内に不活性ガスを供給する配管が別の系統であることを目視等及び図面により検査する。
五 第六条第一項第三十一号の製造施設のガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備		五 特定不活性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六 第六条第一項第三十八号の特定不活性ガスの製造設備の静電気を除去する措置		六 特定不活性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。
七 第六条第一項第三十九号の二の特定不活性ガスの製造施設の消火設備		七 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視等によるほか、記録等により検査し、当該消火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
八 第六条第一項第四十二号への特定不活性ガスの容器置場のガスが滞留しない構造		八 特定不活性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
九 第六条第一項第四十二号の特定不活性ガスの容器置場の消火設備		九 特定不活性ガスの容器置場の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
2 製造設備がコールド・エバポレータである製造施設の場合		
一 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第一号の境界線及び警戒標		一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況並びに維持管理状況を目視等により検査する。
二 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第二号の第一種設備距離及び第二種設備距離		二 貯蔵設備及び処理設備の外周から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
三 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第七号の貯槽の周囲の流出を防止するための措置		三 酸素の液化ガスの貯槽の周囲に講じた流出を防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置として設置された設備の主要な寸法を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
四 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第八号の防液堤内及び周辺の設備設置制限		四 防液堤の内側及び規定距離の範囲内に設置されている設備又は施設の種類を目視等により検査し、当該設備又は施設までの距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
五 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十号のガス設備の気密な構造		五 酸素のガス設備の気密な構造を、運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後の内圧のある状態において、発泡液の塗布若しくはガス漏えい検知器等を用いた測定又はその記録により検査する。
六 第六条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度		六 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。

七 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験	七 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
八 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十四号のガス設備に使用されている材料	八 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。
九 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十五号の高圧ガス設備の基礎	九 高圧ガス設備の基礎の状況を記録又は図面により検査し、貯槽の支柱又は底部と基礎の繋結状態を目視等又は図面により検査する。
十 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十六号の貯槽の沈下状況の測定	十 貯槽の沈下状況を、レベル用測定器を用いた測定又はその記録により検査し、沈下の程度に応じた措置が講じられていることを記録により検査する。
十一 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第十七号の耐震設計構造物の耐震に関する性能	十一 耐震設計構造物が適切な耐震に関する性能を有することを目視等及び図面により検査する。
十二 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第十八号の高圧ガス設備の温度計等	十二 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十三 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第十九号の高圧ガス設備の圧力計	十三 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認用器具を用いた測定又はその記録により検査する。
十四 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第十九号の高圧ガス設備の安全装置	十四 高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
十五 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第二十号の高圧ガス設備の安全弁等の放出口	十五 酸素の高圧ガス設備の安全弁又は破裂板の放出口の位置及び放出口の設置状況を目視等によるほか、巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
十六 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第二十二号の液化ガス貯槽の液面計等	十六 液化ガス貯槽に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査する。なお、当該液面計にガラス液面計を使用している場合にあっては、ガラス液面計の破損を防止するための措置の状況を目視等により検査し、かつ、当該液面計を接続する配管に講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第二十四号の貯槽の配管に設けたバルブ	十七 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。
十八 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第二十五号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	十八 酸素の貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十九 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第二十七号の製造施設に講じた停電等により機能が失われることのない措置	十九 製造施設に講じた停電等により当該設備の機能が失われることのない措置の状況を目視等によるほか、図面、記録等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第二項第三十二号の貯槽及びその支柱の温度の上昇を防止するための措置	二十 可燃性ガスの貯槽の周辺又は可燃性物質を取り扱う設備の周辺にある貯槽及びそれらの支柱に講じた温度の上昇を防止するための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
二十一 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第三十九号の酸素の製造施設の防火火設備	二十一 酸素の製造施設の防火火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等によるほか記録等により検査し、当該防火設備の性能を作動試験又はその記録により検査する。
二十二 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第四十号の通報を速やかに行うための措置	二十二 通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
二十三 第六条の二第二項第一号で準用する第六条第一項第四十一号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	二十三 作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。
二十四 第六条の二第二項第一号で準用する第一号、第三号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる保安検査の方法により検査する	二十四 第一号、第三号から第十六号まで及び第十九号から第二十三号までに掲げる保安検査の方法により検査する。
二十五 第六条の二第二項第二号で準用する第六条第一項第二号の敷地境界までの距離等	二十五 貯槽及び処理設備の外周から敷地境界に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。

二十六 第六条の二第二項第三号の貯槽に設けた安全装置等	二十六 貯槽に設置した安全装置及び当該安全装置が作動する前に圧力上昇時に自動的に圧力を放出するための機能の設置状況を目視等、図面等により検査する。なお、バネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
二十七 第六条の二第二項第四号の蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置	二十七 蒸発器に講じた能力が不足したときに速やかに遮断するための措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十八 第六条の二第二項第五号の貯槽の配管に設けたバルブ	二十八 貯槽の配管に設けたバルブの設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。
二十九 第六条の二第二項第六号の貯槽の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	二十九 貯槽の配管に講じた液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十 第六条の二第二項第七号の車両の衝突を防止する措置	三十 製造設備の周囲に講じた車両の衝突を防止する措置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。
三十一 第六条の二第二項第八号の製造設備の設置場所	三十一 製造設備の設置場所におけるガスが漏えいしたとき滞留しない状況を目視等、図面等により検査する。
一 第七条第一項第二号後段及び同条第二項第四号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	一 デイスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二 第七条第二項第五号の防火壁	二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視等又は図面により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
2の3 製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合	
一 第七条の二第一項第五号のデイスペンサーから公道の道路境界線に対する距離	一 デイスペンサーの外側から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
二 第七条の二第一項第六号の防火壁	二 防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視等又は図面により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視等又は図面により検査する。
3 製造設備が第七条の三第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一 第七条の三第一項第十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを入することを防止するための措置（第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。）	一 常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二 第七条の三第一項第十六号の同号ロの設備と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁（第七条の四第一項第一号で準用するものを含む。）	二 液化水素昇圧ポンプ及び液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査する。
三 第七条の三第一項第十八号の液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置（第七条の三第二項第一号、第七条の四第一項第一号及び同条第二項第一号で準用するものを含む。）	三 液化水素昇圧ポンプに講じた爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四 第七条の三第二項第三十号の液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間の障壁等（第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。）	四 液化水素昇圧ポンプ及び送ガス蒸発器とデイスペンサーとの間に設置された障壁の設置状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五 第七条の三第二項第三十四号の常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを入することを防止するための措置（第七条の四第二項第一号で準用するものを含む。）	五 常用の圧力が高い液化水素昇圧ポンプに接続される送ガス蒸発器から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

3の2 製造設備が第七条の四第一項の圧縮水素スタンドである製造施設の場合 一 第七条の四第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	一 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二 第七条の四第一項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置	二 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三 第七条の四第一項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置	三 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
四 第七条の四第一項第二号ニの目視等により確認できる措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）	四 監視所に講じた目視等により確認できる措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五 第七条の四第一項第二号ホの顧客に対し必要な指示を行うための措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）	五 監視所に講じた顧客に対し必要な指示を行うための措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
六 第七条の四第一項第二号ヘの必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置（同条第二項第二号で準用するものを含む。）	六 監視所に講じた必要に応じ付近の住民に退避するよう警告するための措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
七 第七条の四第一項第三号の製造設備の運転を自動的に停止するため	七 監視所に講じた機能が失われたときに製造設備の運転を自動的に停止するための措置の状況を図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
八 第七条の四第一項第四号の車両の停止位置の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	八 デイスペンサーの周囲の地盤面に講じた車両の停止位置の表示の状況及び維持管理状況を目視等により検査し、必要に応じ図面又は記録により検査する。
九 第七条の四第一項第五号のデイスペンサーの操作方法の表示（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	九 デイスペンサーに講じたデイスペンサーの操作方法の表示及び維持管理状況を目視等により検査する。
十 第七条の四第一項第六号の人体に蓄積された静電気を除去する措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十 デイスペンサーに講じた人体に蓄積された静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。
十一 第七条の四第一項第七号の容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十一 充填用のノズルに講じた容器と適切に接続されたことを顧客が容易に確認することができる措置の状況を目視等及び図面により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十二 第七条の四第一項第八号の充填用のノズルが外れない構造（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十二 充填用のノズルに講じた容器に圧縮水素を供給している間は、容器から外れない構造の状況を目視等及び図面により検査し、当該構造の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十三 第七条の四第一項第九号の充填用のノズルの凍結しないための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	十三 充填用のノズルの凍結しないための措置の状況を目視等及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
十四 第七条の四第一項第十号の顧客による充填用のノズルの収納が確実に	十四 デイスペンサーに講じた顧客による充填用のノズルの収納が確実に
行われるようにするための措置（同条第二項第一号で準用するものを含む。）	状況を目視等及び図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五 第七条の四第二項第二号イの設備又は措置の運転状況を監視する措置	十五 監視所に講じた運転状況を監視する措置の状況を目視等又はその記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十六 第七条の四第二項第二号ロの設備又は措置の異常時に警報を発する措置	十六 監視所に講じた異常時に警報を発する措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十七 第七条の四第二項第二号ハの火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置	十七 監視所に講じた火災又はその他緊急のときに速やかに操作できる措置の状況を目視等又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
3の3 製造設備が移動式製造設備である製造施設	一 特定不活性ガスの製造施設の消火設備の設置状況を目視等及び記録により検査する。
一 第八条第一項第四号の特定不活性ガスの製造施設の消火設備	一 製造施設の周辺について、引火性又は発火性物質の有無を目視等により検査する。
4 製造設備が第八条第三項に規定する移動式製造設備である製造施設の場合	二 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。
一 第八条第三項で準用する第八条第一項第一号の製造施設の付近の引火性物質等の状況	二 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。
二 第八条第三項で準用する第八条第一項第二号の警戒標	二 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。

三 第八条第三項で準用する第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度	三 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。
四 第八条第三項で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験	四 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
五 第八条第三項で準用する第八条第一項第四号の酸素の製造施設の消火設備	五 酸素の製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。
六 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号イの容器置場の警戒標	六 容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。
七 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ハの容器置場の第七一種置場距離及び第二種置場距離	七 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
八 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ニの容器置場の障壁	八 容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視等及び図面により検査する。
九 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ホの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置	九 酸素の充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号リノ二階建の容器置場の構造	十 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
十一 第八条第三項で準用する第六条第一項第四十二号ヌの酸素の容器置場の消火設備	十一 酸素の容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。
十二 第八条第三項第一号の充填ホースの材料	十二 充填ホースに使用されている材料を記録又は図面により検査する。
十三 第八条第三項第二号の容器の配管に講じた安全に、かつ、速やかに遮断するための措置	十三 容器の配管に講じた酸素の液化ガスが漏えいしたときに安全に、かつ、速やかに遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十四 第八条第三項第三号の誤発進防止措置	十四 誤発進防止措置の設置状況を目視等及び図面により検査し、当該誤発進防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十五 第八条第三項第四号の移動式製造設備の停止場所	十五 移動式製造設備の停止場所を目視等及び図面により検査する。
十六 第八条第三項第五号のコールド・エバポレータと移動式製造設備との距離	十六 移動式製造設備の停止場所とコールド・エバポレータとの距離を目視等又は図面その他の書面により検査する。
5 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設の場合	
一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十一号の高圧ガス設備の耐圧性能及び同項第十三号の高圧ガス設備の強度	一 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度に係る検査は、耐圧性能及び強度に支障を及ぼす摩耗、劣化損傷その他の異常がないことを目視等及び非破壊検査（肉厚測定を含む。）により検査する。
二 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十二号の高圧ガス設備の気密試験	二 高圧ガス設備を運転状態若しくは運転を停止した状態又は耐圧性能の確認後の組立状態における気密試験用設備を用いた常用の圧力以上の圧力で行う気密試験又はその記録により検査する。
三 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十四号のガス設備に使用されている材料	三 ガス設備に使用されている材料を記録又は図面により検査する。
四 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十八号の高圧ガス設備の温度計等	四 高圧ガス設備の温度計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該温度計の精度を温度計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査し、かつ、当該設備内の温度が常用の温度を超えた場合に、直ちに常用の温度の範囲内に戻すための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
五 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の圧力計	五 高圧ガス設備の圧力計の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該圧力計の精度を圧力計精度確認器具を用いた測定又はその記録により検査する。
六 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第十九号の高圧ガス設備の安全装置	六 高圧ガス設備の安全装置の設置状況及び維持管理状況を目視等、図面等により検査する。パネ式安全弁等作動試験を行うことが可能な装置については、その機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により検査する。
七 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第二十六号の高圧ガス設備に係る電気設備	七 可燃性ガスの高圧ガス設備に係る電気設備の位置及び当該ガスに対し防爆性能を有する構造であること及び維持管理状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
八 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第三十号の圧縮機と圧縮ガスを容器に充填する場所等との間の障壁	八 圧縮機と十メガパスカル以上の圧力を有する圧縮ガスを充填する場所又は当該ガスの充填容器の容器置場との間に設置された障壁の設置状況及び維持管理状況を目視等及び図面により検査する。

九 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第三十八号の可燃性ガスの製造設備の静電気を除去する措置	可燃性ガスの製造設備について、静電気を除去する措置の状況を目視等によるほか、記録等により検査する。
十 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十一号の製造設備のバルブ等の操作に係る措置	作業員がバルブ又はコックを適切に操作することができるような措置の状況を目視等により検査する。
十一 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第二項第四十二号イの十一 容器置場の警戒標	容器置場の警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。
十二 第八条の二第一項第一号で準用する第六条一項第四十二号ハの容十二 容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。	容器置場の外面から第一種保安物件及び第二種保安物件に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視等により容易に判定できる場合に限り、目視等による検査に代えることができる。
十三 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第二項第四十二号ニの十三 容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視等及び図面により検査する。	容器置場の障壁の設置状況及び維持管理状況を目視等及び図面により検査する。
十四 第八条の二第一項第一号で準用する第六条一項第四十二号ホの充十四 可燃性ガスの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。	可燃性ガスの充填容器等の容器置場に講じた直射日光を遮るための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
十五 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第一項第四十二号ヘの十五 可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	可燃性ガスの容器置場のガスが漏えいしたとき滞留しない構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
十六 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第二項第四十二号リ十六 二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。	二階建の容器置場の構造を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。
十七 第八条の二第一項第一号で準用する第六条第二項第四十二号ヌの十七 可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。	可燃性ガスの容器置場の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。
十八 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第三号の緊十八 配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	配管に講じた緊急時に圧縮水素の供給を遮断するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
十九 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のデ十九 DISPENSERに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	DISPENSERに設置された遮断装置を目視等により検査し、当該装置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第五号のデ二十 DISPENSERに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。	DISPENSERに講じた漏えいを防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十一 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第六号の二十一 配管の設置位置又は配管が設置されているトレントの構造を目視等により検査する。	配管の設置位置又は配管が設置されているトレントの構造を目視等により検査する。
二十二 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第七号の二十二 可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。	可燃性ガスの製造施設に設置された当該ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録又は図面により検査し、当該設備の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十三 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第八号の二十三 DISPENSERの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	DISPENSERの屋根の材料を目視等によるほか、図面又は記録により検査し、滞留しない構造の状況を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二十四 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十一号二十四 過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。	過充填防止のための措置の状況を目視等及び記録により検査する。
二十五 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号二十五 圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	圧縮水素の流量が著しく増加することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十六 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十三号二十六 配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。	配管の常用の圧力以下に減圧するために当該配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
二十七 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号二十七 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフーラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。	複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器のフルラップ構造又はフーラップ構造を目視等によるほか、必要に応じ図面又は記録により検査する。
二十八 第八条の二第一項第一号で準用する第七条の三第一項第十五号二十八 複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。	複合構造を有する圧縮水素の蓄圧器の劣化を防止するための措置の状況を目視等によるほか、図面又は記録により検査する。
二十九 第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項第二号の警戒標二十九 警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。	警戒標の掲示の状況及び維持管理状況を目視等により検査する。
三十 第八条の二第一項第一号で準用する第八条第一項第四号の可燃性三十 可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。	可燃性ガスの製造施設の消火設備の設置状況及び維持管理状況を目視等及び記録により検査する。

三十一	第八条の二第二項第二号の容器に取り付けられた配管に講じた遮断措置	三十一	配管に講じた遮断措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十二	第八条の二第二項第三号の熱作動式安全弁	三十二	熱作動式安全弁の設置状況を目視等、図面等により検査し、当該熱作動式安全弁の機能を図面又は記録により検査する。
三十三	第八条の二第二項第四号の高圧ガス設備の安全弁等の放出口	三十三	高圧ガス設備の安全弁又は破裂板及び熱作動式安全弁の放出口の設置状況を目視等により検査する。
三十四	第八条の二第二項第五号の液化水素の超低温容器の負圧防止措置	三十四	液化水素の超低温容器の負圧防止措置の状況を目視等により検査し、当該負圧防止措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十五	第八条の二第二項第六号の液化水素の超低温容器の液面計	三十五	液化水素の超低温容器に設けられた液面計の設置状況を目視等により検査し、当該液面計の機能を作動試験又はその記録により検査する。
三十六	第八条の二第二項第七号の通報を速やかに行うための措置	三十六	通報を速やかに行うための措置の状況を目視等、図面等により検査し、当該措置の機能を実際に使用して検査する。
三十七	第八条の二第二項第八号の常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するための措置	三十七	常用の圧力が高い蓄圧器又は圧縮機から常用の圧力が低い蓄圧器に圧縮水素が流入することを防止するために配管に講じた措置の状況を目視等により検査し、当該措置の機能を作動試験又はその記録により検査する。

別表第四（第八十六条第一項関係）

項目	完成検査に係る認定の基準
----	--------------

一 本社の体制について
保安に係る基本姿勢

ロ 保安管理

二 事業所の体制について
三 認定完成検査実施者の行う検査（以下「認定完成検査」という。）の体制について
イ 認定完成検査組織

ロ 認定完成検査業務

一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。

二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。

三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。

五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。

経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。

一 認定完成検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。

イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者

三 検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項、工事の安全に関する事項等（以下「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。

四 検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。

五 検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。

六 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。

一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。

ハ 認定完成検査の検査管理	二 認定完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の三第一項第二号の完成検査規程に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定完成検査等において活用できる体制になっていること。
備考 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三八の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定完成検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定完成検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。	
別表第五（第八十八条第一項関係）	
項目	保安検査に係る認定の基準
一 本社の体制について 保安に係る基本姿勢	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者を理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所等この表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 一 役員を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 五 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。
ロ 保安管理	
二 事業所の体制について 三 認定保安検査実施者の行う検査（以下「認定保安検査」という。）の体制について イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置	一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設の確かな管理のための手引書（工程ごとの作業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。 一 認定保安検査を実施する組織（以下この表において「検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。
ロ 認定保安検査組織	

ハ 認定保安検査業務	二 検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査組織に所属している者（検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。 一 検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、法第三十九条の五第一項第二号の保安検査規程に基づき、適切に実施されること 三 認定保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。 一 検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、検査管理を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 検査管理を行う組織の長（ただし、検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 検査管理を行う組織に所属する者（検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、検査管理が適切に実施されていること。 六 検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定保安検査等において活用できる体制になっていること。
ニ 認定保安検査の検査管理	
備考	
一 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定保安検査実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄三イの項目については適用しないものとする。 二 上欄一ロの項下欄第四号及び上欄三二の項下欄第四号に規定する本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定保安検査実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定保安検査実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。	
別表第六（第九十四条の七の三第一項関係）	
項目	認定の基準
1 本社の関与及び法令遵守の体制の確保 保安に係る基本姿勢	一 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が各事業所等の全ての就業者に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 二 法人の代表者が、本社及び事業所をこの表に定める基準に適合させる責任を有することが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 三 保安管理を担当する役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が選任されていること。 四 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員）の監査が実効的に行われることを確保するための体制が整備されていること。
二 法令遵守の体制	一 本社又は事業所において、保安に関する法令（法、令及びこの規則をいう。）の遵守のための体制が整備されており、かつ、適切に維持されていること。 二 本社又は事業所における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。 三 事業所が法令に違反する行為があつたことを知つた場合に、本社及び行政庁へ速やかに通報するための手順が明確に定められ、かつ、文書化されていること。

2	保安に関するリスク管理体制
一	本社の体制 一 役員（上欄1一の項下欄第三号の保安管理を担当する役員を含む。）を長とする保安対策本部等が設置されており、保安管理の基本方針の決定、各事業所ごとの保安管理実績の検討等の実施について明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 二 保安管理を担当する組織が設置されており、生産計画、設備管理計画等に当該組織の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。 三 保安管理を担当する組織の長は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 本社が、一年に一回以上事業所及び検査管理（認定高度完成検査及び認定高度保安検査の実施状況の不備及びこれらの検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行う組織に対し、この表に定める基準に適合しているかどうかについて監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。 経済産業大臣が定める基準に従って、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行っていること。
二	事業所の体制
三	認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制 一 認定高度完成検査を実施する組織（以下この表において「完成検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 完成検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 完成検査組織の長は、特定変更工事（工事に係る協力会社の管理を含む。）に必要な工事計画に関する事項、施工管理に関する事項及び工事の安全に関する事項等（以下この表において「工事計画書等」という。）を工事責任者に作成させる責任を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 完成検査組織において、工事計画書等のとおりに特定変更工事が適切に実施されたことを工事検査記録等により確認を行うことが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に確認が行われていること。 五 完成検査組織の長は、検査上不備な箇所について工事責任者に対し勧告する権限を有していることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 六 完成検査組織に所属している者（完成検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。
イ	認定高度完成検査組織
ロ	認定高度完成検査業務
ハ	認定高度完成検査の検査管理
	一 完成検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度完成検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は事業所において行うものであること。 二 認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第九十四条の七の十第一項の規定に適合するものに限り。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定高度完成検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが、明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定高度完成検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、保安検査等において活用できる体制になっていること。 一 完成検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、完成検査管理（認定高度完成検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 完成検査管理を行う組織の長（ただし、完成検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 完成検査管理を行う組織に所属する者（完成検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で一人以上であることが、明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し完成検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該完成検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。

	五 完成検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、完成検査管理が適切に実施されていること。 六 完成検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度完成検査等において活用できる体制になっていること。
四 認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制	
イ 運転を停止することなく保安検査を行うための措置	一 運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。 二 前号の設備改善に関し、その改善箇所、改善内容、改善理由等が明確になっていること。 三 運転を停止することなく保安検査を行う施設的确な管理のための手引書（工程ごとの操業条件等）が明確に定められ、かつ、整備されていること。
ロ 認定高度保安検査組織	一 認定高度保安検査を実施する組織（以下この表において「保安検査組織」という。）が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 保安検査組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 保安検査組織に所属している者（保安検査組織の長を除く。）の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること。
ハ 認定高度保安検査業務	一 保安検査組織が行う業務範囲及び責任の所在が、明確に定められ、かつ、文書化されていること。この場合、認定高度保安検査の実施に協力会社を活用する場合にあつても、検査結果の評価・判定は当該事業所において行うものであること。 二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第九十四条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。 三 認定高度保安検査の適切な実施のために必要とする適正な精度を有する検査設備等を保有し、又は調達することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に保有又は調達が行われていること。 四 認定高度保安検査記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。
ニ 認定高度保安検査の検査管理	一 保安検査組織以外の組織（委員会等を含む。）により、保安検査管理（認定高度保安検査の実施状況の不備及び検査結果がこの規則の基準に適合していない場合の改善勧告をいう。以下この表において同じ。）を行うことができる体制になっていることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 二 保安検査管理を行う組織の長（ただし、保安検査組織の長が兼務することは認められない。）は、法人の代表者により任命され、次のいずれかに該当する者であること。 イ 経験十年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者。 ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると経済産業大臣が認める者 三 保安検査管理を行う組織に所属する者（保安検査管理を行う組織の長を除く。）は、経験五年以上（本社又は事業所等における、保安管理、設備管理又は運転管理を担当する組織の経験年数を通算する。）で二人以上であることが明確に定められ、かつ、文書化されていること。 四 一の事業所に対し保安検査管理を行う組織に、本社又は他の事業所の適当な数の職員（本社の職員であつて、当該保安検査管理を行う組織に対し監査を行うものを除く。）が所属していること。 五 保安検査管理に関する規程・基準類（チェックリスト等）が明確に定められ、それに基づき、保安検査管理が適切に実施されていること。 六 保安検査管理の記録に関する規程が定められ、それにより記録が作成され、かつ、保存されていること。また、保存された記録は、その後の認定高度保安検査等において活用できる体制になっていること。
三 サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保	サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的にに行っていること。
備考	

一 上欄2一の項下欄第四号、上欄2三八の項下欄第四号及び上欄2四二の項下欄第四号に掲げる本社には、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて認定高度保安実施者の財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対して重要な影響を与えることができる法人であつて、当該認定高度保安実施者に対して適切な監査及び検査管理を行うことができるものを含めることができる。

二 特定施設の運転を停止して行う保安検査のみに限定して認定高度保安実施者の申請をしようとする者にあつては、本基準中上欄2四イの項目については適用しないものとする。

様式第1(第3条関係)

高圧ガス製造許可申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
製造する高圧ガスの種類			
欠格事由に関する事項	1 高圧ガス保安法第38条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者		
	2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者		
	3 心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者		
	4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの		

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第2(第4条関係)

高 圧 ガ ス 製 造 事 業 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む 。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 す る 高 圧 ガ ス の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第3(第9条関係)

第一種製造事業承継届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された第一種製造者の名称(事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第3の2(第9条の2関係)

第二種製造事業承継届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された第二種製造者の名称(事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第4(第14条関係)

高圧ガス製造施設等 変更許可申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第5(第15条関係)

高圧ガス製造施設軽微変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第6(第16条関係)

高圧ガス製造施設等変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

様式第7(第20条関係)

第一種貯蔵所設置許可申請書	一般	× 整 理 番 号	
		× 審 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 許 可 番 号	
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
貯 蔵 する 高 圧 ガ ス の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第8(第24条関係)

第一種貯蔵所承継届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された貯蔵所の所有者 又 は 占 有 者 の 名 称			
承継された貯蔵所所在地			
承 継 後 の 名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第9(第25条関係)

第二種貯蔵所設置届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
貯蔵する高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第10(第27条関係)

第一種貯蔵所位置等 変更許可申請書	一般	×整理番号	
		×審査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名	称		
事務所(本社)所在地			
貯蔵所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 二以上の変更の許可申請を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括申請である旨を記載すること。

様式第11(第28条関係)

第一種貯蔵所軽微変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所〔 本 社 〕 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第12(第29条関係)

第二種貯蔵所位置等変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

様式第13(第31条、第32条関係)

製造施設完成検査申請書	一般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
		×許可番号	
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
許可年月日及び許可番号		年 月 日 都道府県 第 号	
完 成 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第14(第31条、第32条関係)

第一種貯蔵所完成検査申請書	一般	× 整 理 番 号	
		× 検 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 許 可 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 都道府県 第 号	
完 成 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第15(第31条関係)

製 造 施 設 完 成 検 査 証		一 般
事 業 所 の 名 称		
事 業 所 所 在 地		
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 都道府県 第 号	
検 査 年 月 日 検 査 職 員 又 は 検 査 員 氏 名		
検 査 番 号	年 月 日 〔 高圧ガス保安協会 指定完成検査機関名 〕 第 号	
備 考		

都 道 府 県 知 事
 指 定 都 市 の 長
 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
 指 定 完 成 検 査 機 関 名

 印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
- 2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第16(第31条関係)

第一種貯蔵所完成検査証		一般
貯蔵所の所有者若しくは占有者の氏名		
貯蔵所所在地		
許可年月日及び許可番号	年 月 日 都道府県 第 号	
検査年月日 検査職員又は検査員氏名		
検査番号	年 月 日 (高圧ガス保安協会) (指定完成検査機関名) 第 号	
備考		

(都 道 府 県 知 事)
 指 定 都 市 の 長
 高 圧 ガ ス 保 安 協 会
 (指定完成検査機関名) 印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
- 2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第17(第32条関係)

高圧ガス保安協会完成検査受 検届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
検査を受けた製造施設又は貯 蔵設備			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 都道府県 第 号		
完 成 検 査 証 の 検 査 番 号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
検 査 を 受 け た 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第18(第32条関係)

指 定 完 成 検 査 機 関 完 成 検 査 受 検 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
検査を受けた製造施設又は貯蔵設備			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 都道府県 第 号	
完 成 検 査 検 査 証 の 検 査 番 号		年 月 日 指定完成検査機関名 第 号	
検 査 を 受 け た 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

完成検査結果報告書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
検査をした施設及びその所在地			
名称(事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
許可年月日及び許可番号	年 月 日 都道府県 第 号		
完成検査証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
検査年月日 検査員氏名			
備考			

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第20(第34条関係)

完 成 検 査 結 果 報 告 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
検 査 を し た 施 設 及 び そ の 所 在 地			
名 称 (事業所の名称を含む。)			
検 査 の 結 果			
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 都道府県 第 号		
完 成 検 査 証 の 検 査 番 号	年 月 日 指定完成検査機関名 第 号		
検 査 年 月 日 検 査 員 氏 名			
備 考			

年 月 日

指定完成検査機関名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第21(第37条関係)

高 圧 ガ ス 販 売 事 業 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (販 売 所 の 名 称 を 含 む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
販 売 を す る 高 圧 ガ ス の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第21の2(第37条の2関係)

高圧ガス販売事業承継届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された販売業者の名称 〔事業所の名称を含む。〕			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 〔事業所の名称を含む。〕			
事 務 所 〔 本 社 〕 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第22(第41条関係)

販売に係る高圧ガスの種類変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (販売所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
高圧ガスの種類の変更内容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第23(第42条関係)

高 圧 ガ ス 製 造 開 始 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事 業 所 の 名 称 を 含 む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 開 始 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第24(第42条関係)

高圧ガス製造廃止届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 廃 止 年 月 日			
製 造 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第25(第43条関係)

貯 蔵 所 廃 止 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名	称		
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
貯 蔵 所 所 在 地			
貯 蔵 所 廃 止 年 月 日			
貯 蔵 所 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第26(第44条関係)

高圧ガス販売事業廃止届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
販 売 所 所 在 地			
販 売 事 業 廃 止 年 月 日			
販 売 事 業 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第27(第45条関係)

輸 入 検 査 申 請 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 検 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名	称		
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
高 圧 ガ ス の 種 類 及 び 数 量			
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日			
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			

年 月 日

代表者 氏名

殿

× 検 査 職 員 確 認 印

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第27の2(第45条関係)

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製 品 名		
使 用 目 的		
高 圧 ガ ス の 圧 力		
高 圧 ガ ス の 成 分		
高 圧 ガ ス の 数 量		
充 填 事 業 所	名 称	
	所 在 地	
容 器 の 種 類	容 器 規 格 名	
	規 格 番 号	
	容 器 記 号 ・ 番 号	
	耐 圧 試 験 圧 力	
	最 高 充 填 圧 力	
	内 容 積 (又は内容量)	
容 器 製 造 所	名 称	
	所 在 地	
連 絡 先	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	
代 行 手 続 者	名 称	
	部 署 ・ 氏 名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

様式第28(第45条関係)

輸 入 検 査 合 格 証		一 般
高 圧 ガ ス の 種 類 及 び 数 量		
輸 入 時 の 所 有 者 名		
検 査 年 月 日 検 査 職 員 又 は 検 査 員 氏 名		
検 査 番 号	年 月 日 〔 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 〕 第 号 〔 指 定 輸 入 検 査 機 関 名 〕	
備 考		

〔 都 道 府 県 知 事 〕
〔 指 定 都 市 の 長 〕
〔 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 〕 印
〔 指 定 輸 入 検 査 機 関 名 〕

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
- 2 検査番号の項は、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 3 ()内は該当する一機関名を記載すればよい。

様式第28の2(第45条の2関係)

高圧ガス保安協会輸入検査受 検届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
検査を受けた高圧ガスの種類 及び数量			
検査を受けた貯蔵又は保管場 所			
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日			
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
検 査 を 受 け た 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第28の3(第45条の2関係)

指定輸入検査機関輸入検査受 検届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
検査を受けた高圧ガスの種類 及び数量			
検査を受けた貯蔵又は保管場 所			
陸 揚 地 及 び 陸 揚 年 月 日			
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 指定輸入検査機関名 第 号		
検 査 を 受 け た 年 月 日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第28の4(第46条の2関係)

輸 入 検 査 結 果 報 告 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
検査をした高圧ガスの種類及び数量			
検査をした貯蔵又は保管場所			
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
検 査 の 結 果			
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
検 査 年 月 日 検 査 員 氏 名			
備 考			

年 月 日
高圧ガス保安協会
殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

輸 入 検 査 結 果 報 告 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
検査をした高压ガスの種類及び数量			
検査をした貯蔵又は保管場所			
名 称			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
検 査 の 結 果			
輸入検査合格証の検査番号	年 月 日 指定輸入検査機関名 第 号		
検 査 年 月 日 検 査 員 氏 名			
備 考			

指定輸入検査機関名

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第29(第53条関係)

特 定 高 圧 ガ ス 消 費 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
消費をする特定高圧ガスの種類			
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第29の2(第54条の2関係)

特定高圧ガス消費者承継届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
承継された特定高圧ガス消費者の名称 (事業所の名称を含む。)			
承継された事業所所在地			
承 継 後 の 名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第30(第56条関係)

特定高圧ガス消費施設等変更届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 種 類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 二以上の変更の届出を同時に行う場合には、「変更の種類」の欄に一括届出である旨を記載すること。

様式第31(第58条関係)

特定高圧ガス消費廃止届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
消 費 廃 止 年 月 日			
消 費 廃 止 の 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第32(第63条関係)

危 害 予 防 規 程 届 書	一般	(制定)	× 整 理 番 号	
		(変更)	× 受 理 日 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)				
事 務 所 (本 社) 所 在 地				
事 業 所 所 在 地				

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第33(第67条関係)

高压ガス保安統括者届書		一般	(選任)	× 整理番号	
			(解任)	× 受理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)					
事務所(本社)所在地					
事業所所在地					
保安統括者の区分					
製造施設の区分					
選 任	製造保安責任者免状 の種類				
	保安統括者の氏名				
解 任	製造保安責任者免状 の種類				
	保安統括者の氏名				
選任 解任		年 月 日			
解任の理由					

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第33の2(第67条関係)

高压ガス保安技術管理者等届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 保安技術管理者又は保安係員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第34(第71条関係)

高圧ガス保安主任者等届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況	別紙のとおり		

年 月 日

殿

代表者 氏名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安主任者又は保安企画推進員の選任若しくは解任の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第35(第74条関係)

高压ガス販売主任者届書		一般	(選任)	× 整理番号	
			(解任)	× 受理 年 月 日	年 月 日
名称(販売所の名称を含む。)					
事務所(本社)所在地					
販売所所在地					
選任	製造保安責任者免状 又は販売主任者免状 の種類				
	販売主任者の氏名				
解任	製造保安責任者免状 又は販売主任者免状 の種類				
	販売主任者の氏名				
選任 解任	年 月 日				
解任の理由					

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第36(第75条関係)

特定高圧ガス取扱主任 者届書	一般	(選任)	× 整 理 番 号	
		(解任)	× 受 理 年 月 日	年 月 日
消費する特定高圧ガスの種類				
名称(事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
事業所所在地				
選任	取扱主任者の氏名			
解任	取扱主任者の氏名			
選 解	任 年 月 日			
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第37(第78条関係)

高压ガス保安統括者代理者届書	一般	(選任)	× 整 理 番 号	
		(解任)	× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)				
事務所(本社)所在地				
事業所所在地				
保安統括者代理者の区分				
製造施設の区分				
選 任	製造保安責任者免状の種類			
	代 理 者 の 氏 名			
解 任	製造保安責任者免状の種類			
	代 理 者 の 氏 名			
選 解 任	任 年 月 日			
解 任 の 理 由				

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第37の2(第79条、第80条関係)

高圧ガス製造施設休止届書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
使用を休止した特定施設			
休 止 期 間			
休 止 理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第38(第79条、第80条、第82条、第94条の7の14関係)

保 安 検 査 申 請 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 検 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 許 可 番 号	
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
製 造 施 設 完 成 検 査 の 年 月 日			
前 回 の 保 安 検 査 の 年 月 日			
備 考			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査後、施設を休止した場合には、前回の保安検査に係る保安検査証の交付年月日の欄に、()を設け、休止期間を記載すること。
- 4 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 5 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨
 - (2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受ける場合はその旨
 - (3) その他必要な事項

様式第39(第79条、第80条、第82条、第94条の7の14関係)

保 安 検 査 証		一 般
名称(事業所の名称を含む。)		
検査した特定施設及びその所在地		
保 安 検 査 の 年 月 日 検 査 職 員 又 は 検 査 員 氏 名		
検 査 番 号	年 月 日 〔 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 〕 〔 指 定 保 安 検 査 機 関 名 〕 第 号	
備 考		

〔 都 道 府 県 知 事 〕
〔 指 定 都 市 の 長 〕
〔 高 圧 ガ ス 保 安 協 会 〕
〔 指 定 保 安 検 査 機 関 名 〕

印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とすること。
- 2 保安検査の年月日検査職員又は検査員番号の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合に、当該年月日を記載すること。
- 3 検査番号の欄は、高圧ガス保安協会又は指定保安検査機関が交付する場合に限り記載すること。
- 4 [] 内は、該当する一の機関の名称を記載すればよい。

様式第40（第80条、第82条、第94条の7の14関係）

高 圧 ガ ス 保 安 協 会 保 安 検 査 受 検 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
検 査 を 受 け た 特 定 施 設			
保 安 検 査 証 の 検 査 番 号		年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	
保 安 検 査 の 年 月 日			
備 考			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨
 - (2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨
 - (3) その他必要な事項

指定保安検査機関 保安検査受検届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
検査を受けた特定施設			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
保安検査の年月日			
備考			

代表者 氏名

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は記載しないこと。

3 保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。

(1) 申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつてはその旨

(2) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を受けた場合はその旨

(3) その他必要な事項

様式第42(第81条、第82条、第94条の7の14関係)

保安検査結果報告書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称(事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		
保安検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年 月 日

高圧ガス保安協会

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
- (2) その他必要な事項

様式第43(第81条、第82条、第94条の7の14関係)

保安検査結果報告書	一般	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
検査をした特定施設及びその所在地			
名称(事業所の名称を含む。)			
検査の結果			
保安検査証の検査番号	年 月 日 指定保安検査機関名 第 号		
保安検査の年月日 検査員氏名			
備考			

年 月 日

指定保安検査機関名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨

(2) その他必要な事項

様式第44(第85条関係)

認定完成検査実施者 認定申請書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
申 請 の 種 類			
特定変更工事を行う製造施設 又は貯蔵設備			
認定完成検査実施者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第45(第86条関係)

認 定 完 成 検 査 実 施 者 認 定 証		一 般
名 称〔事業所の名称を含む。〕		
事 務 所〔本 社〕所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
認 定 の 種 類		
認定に係る特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備		
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
認 定 の 有 効 期 間	()	
製 造 施 設 又 は 貯 蔵 設 備 の 検 査 の 方 法 等		
備 考		

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 申請者が特定認定完成検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における
()内に、特定認定完成検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第46(第87条関係)

認定保安検査実施者 認定申請書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
申 請 の 種 類			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			
認定保安検査実施者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号		

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、特定認定保安検査実施事業者申請書と同時に提出する場合は、記載しなくてもよい。

様式第48(第89条関係)

認定完成検査実施者 調査申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
特定変更工事を行う 製造施設又は貯蔵施設			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第49(第89条関係)

認 定 完 成 検 査 実 施 者 調 査 証		一 般
名 称 (事業所の名称を含む。)		
事 務 所 (本 社) 所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
調 査 の 種 類		
特 定 変 更 工 事 を 行 う 製 造 施 設 又 は 貯 蔵 施 設		
認 定 完 成 検 査 実 施 者 調 査 証 交 付 年 月 日 及 び 調 査 証 番 号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	
備 考		

年 月 日

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第50(第89条関係)

認定保安検査実施者 調査申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 法第35条第1項第2号の認定と令第10条ただし書の認定を同時に申請しようとする者は、運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、記載することを要しない。

様式第51(第89条関係)

認定保安検査実施者調査証		一般
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
調査の種類		
自ら保安検査を行う特定施設		
運転を停止することなく 自ら保安検査を行う特定施設 及びその連続運転期間		
認定保安検査実施者調査証 交付年月日及び調査証番号	年 月 日 高圧ガス保安協会 第 号	
備考		

年 月 日

〔高圧ガス保安協会
検査組織等調査機関名〕 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第52(第91条関係)

認定完成検査実施者変更届	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第53(第91条関係)

認定保安検査実施者変更届	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変 更 の 内 容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第54(第94条関係)

完 成 検 査 記 録 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 (事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
変更許可年月日及び許可番号		年 月 日 都道府県 第 号	
検 査 年 月 日		年 月 日 ～ 年 月 日	
検 査 結 果 を 確 認 し た 責 任 者			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55(第94条関係)

保 安 検 査 記 録 届 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称(事業所の名称を含む。)			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
前 回 の 保 安 検 査 の 年 月 日		年 月 日	
検 査 年 月 日		年 月 日～ 年 月 日	
検 査 結 果 を 確 認 し た 責 任 者			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。
- 3 前回の保安検査の年月日の欄には、第79条第4項により当該検査を受け又は自ら行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
- 4 備考の欄には、次に掲げる事項を記載すること。
- (1) 第79条第2項ただし書の経済産業大臣が災害その他の事由を勘案して定める期間に保安検査を行った場合はその旨
- (2) その他必要な事項

様式第55の2(第94条の2関係)

特定認定完成検査実施事業者 認定申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る製造施設又は貯蔵設備			
特定認定完成検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号		年 月 日 号 高圧ガス保安協会 第 号	

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の3(第94条の2関係)

特定認定保安検査実施事業者 認定申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
認定に係る特定施設			
特定認定保安検査実施事業者調査証 交付年月日及び調査証番号		年 月 日 号 高圧ガス保安協会 第 号	

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の4(第94条の2関係)

特定認定完成検査実施事業者認定証		一般
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
認定の種類		
認定に係る製造施設又は貯蔵設備		
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
認定の有効期間		
備考		

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の5（第94条の2関係）

特 定 認 定 保 安 検 査 実 施 事 業 者 認 定 証		一般
名 称（事業所の名称を含む。）		
事 務 所（本 社）所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
認 定 の 種 類		
認 定 に 係 る 特 定 施 設		
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号		年 月 日 第 号
認 定 の 有 効 期 間		
備 考		

経 済 産 業 大 臣 印

代表者 氏名 殿

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の6(第94条の5関係)

特定認定完成検査実施事業者 変更届	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称(事業所の名称を含む。)			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7（第94条の5関係）

特定認定保安検査実施事業者 変更届	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の2（第94条の7の2関係）

認定高度保安実施者 認定申請書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
申請の種類			
自ら完成検査を行う製造施設			
自ら保安検査を行う特定施設			
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の3（第94条の7の3関係）

認定高度保安実施者認定証	
名称（事業所の名称を含む。）	
事務所（本社）所在地	
事業所所在地	
認定の種類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認定年月日及び認定番号	
認定の有効期間	
製造施設の検査の方法等	
備考	

経済産業大臣

印

代表者 氏名

殿

様式第55の7の4（第94条の7の3関係）

特 定 認 定 高 度 保 安 実 施 者 認 定 証	
名 称（事業所の名称を含む。）	
事 務 所（本 社）所 在 地	
事 業 所 所 在 地	
認 定 の 種 類	
自ら完成検査を行う製造施設	
自ら保安検査を行う特定施設	
運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間	
認 定 年 月 日 及 び 認 定 番 号	
認 定 の 有 効 期 間	
製 造 施 設 の 検 査 の 方 法 等	
備 考	

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

様式第55の7の5（第94条の7の4関係）

調 査 通 知 書		一般
名称（事業所の名称を含む。）		
調 査 時 期		
調 査 場 所		
調 査 担 当 職 員		
事 業 所 所 在 地		

高圧ガス保安法第三十九条の十六第一項に基づき高圧ガス保安協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を行いますので、同条第二項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣 印

代表者 氏名 殿

様式第55の7の6（第94条の7の6関係）

認定高度保安実施者変更届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の内容			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の7（第94条の7の8関係）

認定高度保安実施者承継届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
承継された認定高度保安実施者の名称（事業所の名称を含む。）			
承継された事業所所在地			
承継後の名称（事業所の名称を含む。）			
事業所（本社）所在地			
承継された自ら完成検査を行う製造施設			
承継された自ら保安検査を行う特定施設			
承継された運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の8（第94条の7の9関係）

認定高度保安実施者 高圧ガス製造施設等 変更届書	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の種類			

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の7の9（第94条の7の16関係）

通知書

年 月 日

殿

経済産業大臣

一般高圧ガス保安規則第九十四条の七の十六に基づき高圧ガス保安法施行令第十条の二ただし書の規定を適用しないこととしますので、同条後段の規定に基づき通知します。

（理由）

様式第55の8(第94条の8関係)

指 定 設 備 認 定 申 請 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 審 査 結 果	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 認 定 番 号	
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称			
製 造 業 者 の 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地			
認 定 を 受 け よ う と す る 設 備 の 品 名 及 び 製 造 番 号			
処 理 能 力			
設 計 圧 力			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の9（第94条の10関係）

指 定 設 備 認 定 証		一 般
交 付 番 号		
認定を受けた者の氏名又は名称		
製造業者の事業所の名称及び所在地		
認定を受けた設備の品名及び製造番号		
備 考		

高圧ガス保安法第56条の8第1項の規定により、本認定証を交付する。
年 月 日

（ 経 済 産 業 大 臣
高 圧 ガ ス 保 安 協 会
指 定 設 備 認 定 機 関 ）

 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の10（第94条の11関係）

指定設備認定証再交付申請書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
		× 再 交 付 番 号	
申 請 者 の 氏 名 又 は 名 称			
申 請 者 の 住 所			
指 定 設 備 認 定 証 の 交 付 番 号			
指定設備の認定を受けた設備の品名及び製造番号			
理 由			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の11（第94条の14の2関係）

認定指定設備技術基準 適合調査申請書 (交換)	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
申請者の氏名又は名称			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
変更の工事を行つた部品の品名及び製造番号			
認定を受けた設備の品名及び製造番号			
指定設備認定証の交付番号			
指定設備認定証の交付年月日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の11の2(第94条の15関係)

認定指定設備技術基準 適合調査申請書 (移設)	一般	×整理番号	
		×受理年月日	年 月 日
申請者の氏名又は名称			
事務所(本社)所在地			
事業所所在地			
移設前の事業所の名称及び所在地			
認定を受けた設備の 品名及び製造番号			
指定設備認定証 の交付番号			
指定設備認定証 の交付年月日			

年 月 日

代表者 氏名

殿

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第55の12(第94条の14の2関係)

認定指定設備技術基準適合書(交換)		一般
名称(事業所の名称を含む。)		
事務所(本社)所在地		
事業所所在地		
変更の工事をおこなった部品の品名及び製造番号		
調査を受けた認定指定設備の品名及び製造番号		
認定指定設備技術基準適合書の交付年月日及び番号		
指定設備認定証の交付番号		
指定設備認定証の交付年月日		

年 月 日

経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関



代表者 氏名 殿
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第55の12の2(第94条の15関係)

認 定 指 定 設 備 技 術 基 準 適 合 書(移 設)		一般
名称(事業所の名称を含む。)		
事 務 所〔 本 社 〕 所 在 地		
事 業 所 所 在 地		
移設前の事業所の名称及び所在地		
調 査 を 受 け た 認 定 指 定 設 備 の 品 名 及 び 製 造 番 号		
認 定 指 定 設 備 技 術 基 準 適 合 書 の 交 付 年 月 日 及 び 番 号		
指 定 設 備 認 定 証 の 交 付 番 号		
指 定 設 備 認 定 証 の 交 付 年 月 日		

年 月 日

（経済産業大臣
高圧ガス保安協会
指定設備認定機関）



代表者 氏名 殿
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第56(第96条関係)

番 号		収 去 証	
事務所(本社)又は事業所等の所在地			
氏 名		又 は 名 称	
収 去		場 所	
品 名		及 び 数 量	
高圧ガス保安法第62条第1項の規定により収去する。 年 月 日 職 氏 名 印			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A5とする。

様式第57(第97条関係)

第1頁

8.4センチメートル

12センチメートル

写真貼付面

第号

職氏生年月日

高圧ガス保安法第62条
の規定による

立入検査証

年 月 日 発行

有効期間

印

第 2 頁

高 圧 ガ ス 保 安 法 抜 粋

第62条 経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、高压ガスの製造をする者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、高压ガスを貯蔵し、若しくは消費する者、高压ガスの輸入をした者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、容器の製造をする者、容器の輸入をした者又は容器検査所の登録を受けた者の事務所、営業所、工場、事業場、高压ガス若しくは容器の保管場所又は容器検査所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の容積に限り高压ガスを収去させることができる。

2 経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため必要があると認めるときは、その職員に、指定完成検査機関、指定輸入検査機関、指定保安検査機関、指定容器検査機関、指定特定設備検査機関、指定設備認定機関又は検査組織等調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 経済産業大臣は、第31条第3項の講習の業務又は試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定講習機関又は指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 警察官は、人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、高压ガスの製造、販売若しくは消費の場所又は第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所その他の高压ガスの保管場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

6 前各項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第79条の3 (略)第62条第1項(略)の規定により都道府県知事が処理することとされている事務は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。(略)

第83条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第35条第1項又は第62条第1項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

様式第58(第98条関係)

事故届書	一般	× 整理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 (事業所の名称又は販売所の名称を含む。)			
住所又は事務所(本社)所在地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況		別紙のとおり	

年 月 日

代表者 氏名

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第59(第98条の2関係)

事 故 報 告 書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 〔事業所の名称又は販売所の名称を含む。〕			
事 務 所（本 社）所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別紙のとおり		
都 道 府 県 が 行 っ た 措 置			
事 故 原 因	別紙のとおり		
そ の 他 参 考 と な る 事 項	別紙のとおり		

年 月 日

〔都道府県知事〕
〔指定都市の長〕

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。
 3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
 4 事故の状況、事故原因及びその他参考となる事項については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

様式第60(第98条の2関係)

報告徴収等結果報告書	一般	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	年 月 日
名 称 〔事業所の名称又は販売所の名称を含む。〕			
事 務 所 (本 社) 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
都 道 府 県 が 行 っ た 措 置			
事 務 の 内 容	別紙のとおり		
事 務 の 結 果	別紙のとおり		

年 月 日

〔都道府県知事〕
〔指定都市の長〕

殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。
3 [] 内は該当する一機関名を記載すればよい。
4 事務の内容及び事務の結果については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。